

# CSW57 公式文書

国際婦人年連絡会国際開発委員会 訳

## 注釈つき暫定議事及び作業組織案(E/CN.6/2013/1)

2012年12月18日

### 暫定議事

1. 役員選出
2. 議事及びその他の組織上の問題の採択
3. 第4回世界女性会議及び「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ
  - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施:
    - (i) 優先テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
    - (ii) 見直しテーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の共有
  - (b) 新たな問題, 傾向, 及び女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題: 2015年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題への新たな取組
  - (c) ジェンダー主流化, 状況及びプログラム上の問題
4. 女性の地位に関連する通報
5. 経済社会理事会決議及び決定のフォローアップ
6. 第58回婦人の地位委員会の暫定議事
7. 第57回婦人の地位委員会報告書の採択

### 注釈

#### 1. 役員選出

経済社会理事会機能委員会手続き規則の規則15に従い, 理事会決議1987/21及び決定2003/234に従って, 婦人の地位委員会は, 2011年3月14日に, その第56回会期の第一回会議で, 委員会第56回・57回会期の議長としてMarjon V. Kamara(リベリア)を, 副議長としてIrina Velichko(ベラルーシ)及びCarlos Enrique Garcia Gonzalez(エルサルヴァドル)を口頭表決による圧倒的多数で選出した。2012年2月27日の第56回会期の第二回会議で, 委員会は, 副議長としてAna Marie L. Hernando(フィリピン)とFilippo Cinti(イタリア)を選出し, Mr. Cintiを委員会報告者に指名した。

経済社会理事会決議2009/16に従って, 委員会は, 経済社会理事会決議1983/27に従って設立された女性の地位に関する通報作業部会に2年の任期で務める5名の委員を任命する。第56回会期の第一回会議で, 委員会は, アジア太平洋諸国のためにLi Xiaomei(中国)を, 西欧及びその他諸国のためにNoa Furman(イスラエル)を任命した。2012年2月27日の第二回会議で, 委員会は, 作業部会委員として, Ms. Fatima Alfeine(コモロ), Mr. Ruben Armando Escalante Hasbun(エルサルヴァドル)及びMr. Grigory Lukiyantsev(ロシア連邦)を任命した。

## 2. 議事とその他の組織上の問題の採択

手続き規則の規則 7 は、委員会は各会期の初めに暫定議事に基づいてその会期の議事を採択するものとするとして規定している。

第 57 回委員会の暫定議事と公式文書は、経済社会理事会の決定 2012/249 によって承認された。

第 57 回委員会の準備は、作業方法に関するその合意結論 1996/1 と経済社会理事会決議 2006/9 及び 2009/15 に従って行われた。従って、委員会ビューローは、この会期のための組織と作業方法を検討するために、非公式説明会及び代表団との協議会のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の慣行に従って、一般討論中に委員国及びオブザーヴァー国代表団の代表によって行われるステートメントは、5 分に限られ、代表団のグループによって行われるステートメントは 10 分に限られるものとする。NGO からの発言は、地理的バランスを考慮に入れて、一般討論とテーマ別パネル討論に統合されることも勧告されている。

## 3. 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

### (a) 重大問題領域の戦略目標とさらなる行動とイニシャティヴの実施

#### 高官ラウンドテーブル

経済社会理事会は、その決議 2006/9 で、年次意見交換高官ラウンドテーブルは、できる限り優先テーマに関連してなされた以前の公約の実施に関連する支持データを伴う結果を含め、経験、学んだ教訓、好事例を中心とすることを決定した。

第 57 回会期の高官ラウンドテーブルは、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」を中心とする。

#### 公式文書

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する高官ラウンドテーブルのための討議ガイド: 事務局メモ(E/CN.6/2013/5)

#### 優先テーマ

経済社会理事会は、その決議 2009/15 で、委員会の今後の組織と作業方法案を支持した。従って、第 57 回委員会は、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」というテーマを検討する。

#### 見直しテーマ

経済社会理事会決議 2009/15 に従って、委員会は、「HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の共有」に関する第 53 回会期の合意結論の実施における進歩を評価する。

#### 公式文書

暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応に関する事務総長報告書(E/CN.6/2013/3)

女性と女兒に対する暴力の防止に関する事務総長報告書(E/CN.6/2013/4)

#### 今後の作業計画

経済社会理事会決議 2009/15 に従って、委員会は、2015 年に、北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会成果の見直しと評価を行う可能性を討議し、今後の会期のための優先テーマを決定する。

## 公式文書

婦人の地位委員会の今後の会期のための優先テーマ案に関する事務総長報告書(E/CN.6/2013/7)

### **(b)新たな問題, 傾向, 女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題: 2015年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題への新たな取組**

経済社会理事会は、その決議 2006/9 で、各会期に先立って、地域グループを通してすべての国々と相談して、ジェンダーの視点への注意がますます必要とされている国連内で計画されている活動のみならず、世界的・地域的レベルでの発展を考慮に入れて、委員会が検討する新たな問題を明らかにするよう委員会ビューローに要請した。

相談に続いてビューローは、2015年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題の新たな問題に関する意見交換専門家パネルを開催することを決定した。

### **(c)ジェンダー主流化, 状況, プログラム上の問題**

*ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長報告書*

総会決議 64/289 のパラグラフ 67(c)に従って、委員会は、UN Women の作業の規範的側面と委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)事務局長の年次報告書の提出を受ける。

*パレスチナ女性の状況と支援*

経済社会理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関するその決議 2012/25 で、監視を継続し、女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略、特にパレスチナ女性と子どもに関するそのパラグラフ 260、北京行動綱領、第23回特別総会成果の実施に関連して行動をとるよう委員会に要請した。経済社会理事会は、状況を継続して見直し、あらゆる利用できる手段でパレスチナ女性を支援し、この決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会による提供された情報を含めた報告書を第 57 回婦人の地位委員会に提出するようにも事務総長に要請した。

*女性に対する暴力*

総会は、女性に対する暴力を撤廃する際の国連婦人開発基金の役割に関するその決議 50/166 で、その定期報告書に、女性に対する暴力を撤廃する国内・地域・国際行動を支援する信託基金の設立に関する情報を含め、そのような情報を委員会に提供するよう基金に要請した。

*女子差別撤廃条約*

女子差別撤廃条約第 21 条 2 に従って、女子差別撤廃委員会の報告書が、情報提供のために委員会に伝えられる。第 49 回・50 回・51 回委員会の報告書(A/67/38)が婦人の地位委員会に提出される。第 52 回・53 回委員会の結果を伝える事務局メモも婦人の地位委員会に提出される。

## 公式文書

婦人の地位委員会へのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長報告書(E/CN.6/2013/2)

*パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(A/CN.6/2013/6)*

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書を伝える事務総長メモ(A/HRC/23/17-E/CN.6/2013/8)

## 情報文書

第 49 回・50 回・51 回女子差別撤廃委員会報告書(A/67/38)

第 52 回・53 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2013/会議室文書 1)

### 4. 女性の地位に関する通報

経済社会理事会は、その決議 76(V)で、婦人の地位委員会が女性の地位に関連する通報を受け取り、検討する手続きを確立した。理事会は、その決議 304 I (XI)で、決議 76(V)を修正し、婦人の地位委員会の各会期前にそれぞれの通報の実体の手短な説明を含む機密・非機密の通報リストを編集するよう事務総長に要請した。

理事会は、その決議 1983/27 で、女性の地位に関する機密・非機密の通報を検討する婦人の地位委員会のマンデートを再確認し、そのような通報を検討し、婦人の地位委員会のためにそれについての報告書を準備する作業部会を任命する権限を婦人の地位委員会に与えた。

理事会は、その決議 1993/11 で、そのような通報で明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンに関して、どのような行動をとるべきかに関して理事会に勧告を行うよう婦人の地位委員会がエンパワーされることを再確認した。

理事会は、その決定 2002/235 で、婦人の地位委員会の通報手続きをより効果的・効率的にするために、以下を決定した：

(a) 委員会は、委員会による議事の採択の 3 日前に事務局がその報告書を出すことができるように委員が集まることができるようにするために、第 57 回会期から各会期ごとに次回会期の女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命することとする。

(b) 事務総長に以下を要請すること：

(i) 各国政府に委員会によって検討されるその国に関連するそれぞれの通報について知らせ、作業部会によるそのような通報の検討前に少なくとも 12 週間をその国に与えること。

(ii) 作業部会委員が、委員会による調査のための報告書を準備する際に考慮に入れるべき各国政府からの回答を含め、通報のリストを前以て受け取ることを保障すること。

経済社会理事会は、その決議 2009/16 で、委員会が第 54 回会期から 2 年を任期に女性の地位に関する通報作業部会委員を任命することを決定した。

## 公式文書

女性の地位に関する機密の通報リストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2013/SW/COMM.List/47/R 及び Add.1)

### 5. 経済社会理事会決議及び決定のフォローアップ

委員会は、理事会の政策勧告のフォローアップに関する経済社会理事会議長からの書簡の提出を受ける。

経済社会理事会決議 2001/27 に従って、機能委員会は、理事会の年次高官セグメントに簡潔で行動志向のインプットを提供するよう勧められる。2013 年の年次閣僚見直しで、理事会は、「科学・技術・革新及び持続可能な開発を推進し、ミレニアム開発目標を達成するための文化の可能性」というテーマを検討する。委員会は、2013 年の年次閣僚見直しへの委員会のインプットに関する事務局メモの提出を受ける。

## 公式文書

婦人の地位委員会議長宛て経済社会理事会議長よりの 2012 年 11 月 29 日付書簡(E/CN.6/2013/9)

科学・技術・革新及び持続可能な開発を推進し、ミレニアム開発目標を達成するための文化の可能性に関する事務局メモ(E/CN.6/2013/10)

### 6. 第 58 回婦人の地位委員会暫定議事

理事会機能委員会の手続き規則の規則 9 に従って、委員会は、検討のために提出される文書のリストを含め、第 58 回会期の暫定議事案の提出を受ける。

### 7. 第 57 回委員会報告書の採択

理事会機能委員会手続き規則の規則 137 に従って、委員会は、第 57 回会期の作業に関する報告書を理事会に提出することとする。

## 付録: 第 57 回婦人の地位委員会委員国(2013 年)

(45 委員国; 任期 4 年)

委員国	任期満了年	委員国	任期満了年
アルゼンチン	2014	イタリア	2013
バングラデシュ	2014	ジャマイカ	2015
ベラルーシ	2013	<b>日本</b>	<b>2013</b>
ベルギー	2015	リベリア	2015
ブラジル	2016	リビア	2014
中央アフリカ共和国	2014	マラウイ	2016
中国	2016	マレーシア	2014
コロンビア	2013	モーリタニア	2013
コモロ	2014	モンゴル	2014
キューバ	2016	オランダ	2015
コンゴ民主共和国	2015	ニカラグア	2013
ドミニカ共和国	2016	ニジェール	2016
エルサルヴァドル	2014	フィリピン	2014
エストニア	2015	韓国	2014
フィンランド	2016	ロシア連邦	2016
ガンビア	2014	ルワンダ	2013
グルジア	2015	スペイン	2015
ドイツ	2013	スワジランド	2014
ギニア	2013	タイ	2015
インドネシア	2016	米国	2016
イラン・イテスラム共和国	2015	ウルグアイ	2014
イラク	2013	ジンバブエ	2015
イスラエル	2013		

(房野桂訳)

# 作業組織案(E/CN.6/2013/1/Add.1)

2012年12月18日

日時	議事項目	プログラム
3月4日(月) 10a.m.  1p.m. 3p.m.	項目1 役員選出 項目2 議事の採択及びその他の組織上の問題 項目3 第4回世界女性会議及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ  項目3(a)(i) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施: 優先テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止	開会ステートメント 報告書の紹介 一般討論 一般討論の発言者リスト登録締め切り 優先テーマに関連してなされた以前の公約に関連して、利用できるところでは支持するデータをともなった結果を含め、経験・学んだ教訓・好事例に関する高官ラウンドテーブル(並行する2つの会議で)
3月5日(火) 10a.m. 3p.m.	項目3(継続) 項目3(a)(i)(継続)  項目3(c) ジェンダー主流化、状況、プログラム上の問題	一般討論 ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブと能力開発に関する意見交換専門家パネル: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止 重点: 女性と女兒に対する暴力の防止
3月6日(水) 10a.m. 1.15-2.30p.m.  3p.m.	項目3(継続)  項目3(a)(i)及び(c)(継続)	一般討論 2014年準備パネル: 女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と業績 ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブと能力開発に関する意見交換専門家パネル: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止 重点: 暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応
3月7日(木) 10a.m. 10a.m.(並行) 3p.m.	項目3(継続) 項目3(a)(i)(継続) 項目3(b) 新たな問題・傾向・女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組	一般討論 合意結論(非公式協議) あらたな問題に関する意見交換専門家パネル討論: 2015年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題
3月8日(金) 10a.m.-正午 正午 3p.m.	項目3(a)(i)(継続) 項目3(a)(i)(継続)	国際女性の日祝賀 合意結論(非公式協議) 合意結論(非公式協議)
3月11日(月) 10a.m. 10a.m.(並行) 3p.m. 3p.m.(並行)	項目3(継続) 項目3(a)(i)(継続) 項目3(継続) 項目3(a)(i)(継続)	一般討論 合意結論(非公式協議) 一般討論(終了) 合意結論(非公式協議)
3月12日(火) 10a.m.  3p.m. 3p.m.	項目3(a)(ii) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施: 見直しテーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の責任の平等な共有  項目3(a)(ii)(継続)	HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性の責任の平等な共有に関する合意結論の実施における進歩を評価するための意見交換対話 重点: ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な力関係及びライフ・ワーク責任の共有とバランス 決議案提出期限 HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性の責任の平等な共有に関する合意結論の実施における進歩を評価するための意見交換対話 重点: HIV/エイズの状況でのケア提供と無償のケアワークの承認と評価
3月13日(水) 10a.m. 3p.m.	項目3(a)(i)(継続) 項目4 女性の地位に関する通報  項目3(a)(i)(継続)	合意結論(非公式協議) 婦人の地位委員会作業部会の報告を検討するための非公開会議 合意結論(非公式協議)
3月14日(木) 10a.m.	項目5 経済社会理事会決議・決定のフォローアップ	紹介と討議 決議案の紹介

3p..m.	項目 3(a)(i)( <i>継続</i> ) 項目 3(a)(i)( <i>継続</i> )	合意結論(非公式協議) 合意結論(非公式協議)
3月15日(金) 10.a.m. 3p.m.	項目 3( <i>継続</i> ) 項目 3( <i>継続</i> ) 項目 6 第 58 回委員会暫定議事 項目 7 第 57 回委員会報告書の採択	決議案の採択 決議案・合意結論の採択 第 58 回委員会暫定議事の採択 報告書の採択 第 57 回会期閉会 <sup>a</sup>

<sup>a</sup> 経済社会理事会決定 2002/234 に従って、第 57 回会期の閉会直後に、理事会機能委員会の手続き規則の規則 15 に従って、委員会は、議長とその他のビューロー・メンバーの選出だけを目的として、第 58 回会期の第 1 回会議を開催する。

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

## ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面(E/CN.6/2013/2)

2012 年 12 月 21 日

### ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長の報告書

#### 概要

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)を設立した総会決議 64/289 のパラグラフ 67(c)の中で、国連総会は、UN-Women の事務次長/事務局長に、「機関の作業の規範的側面と婦人の地位委員会から提出された政策ガイダンスの実施に関する年次報告書」の提出を求めた。本報告書はこの要求に応じて提出されるもので、UN-Women の規範的側面を要約し、部門別政府間プロセスのみならず、ジェンダーに特定したプロセスにおける機関のジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進への貢献を詳細に述べるものである。UN-Women は、どのように委員会が提供した政策ガイダンスの実施に貢献したかの情報を国レベルでのプログラム作業と活動の事例をも含め提供するものである。

#### I. 序論

1. 本報告書は、2012 年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)が、国連総会決議 64/289 で定められているように、並びにダイナミックで、新たな問題・課題・機会に対応するジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する包括的な一連の世界規範、政策、基準の開発を支援する 2011 年から 2013 年までのその戦略計画(UNW/2011/9)の目標に沿って、その規範的マニフェストをいかに遂行したかを要約するものである。機関は、ジェンダーに特化した政府間プロセスのみならず、関連する部門別政府間プロセスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に貢献している。この点で UN-Women は、それ自体を目的とするだけでなく、人権・平和・安全保障・開発の実現における重要な一歩として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範と基準を拡大し、深めようとした。

2. 機関は、UN-Women がジェンダー平等と女性の地位の向上に関する議事項目を恒常的に報告している婦人の地位委員会、総会、経済社会理事会、安全保障理事会との協力及び実質的支援を通して規範的マニフェストを果たしてきた。UN-Women はまたその審議と成果において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの関心を高めるために、部門別政府間機関にもかかわってきた。

3. このような機関との働きの中で、UN-Women は多種の方法をとってきた。その中にはジェンダー平等と女性のエンパワーメントを優先することへの合意を強調するために利害関係者と戦略的にパートナーを組むことが含まれている。規範的活動に地域や国の経験から学んだ教訓や最善の実践活動を組み入れた。UN-Women はまた様々な政府機関と協力して仕事をしてきた。そのなかには国会、ジェンダー大

臣、そのほか関連大臣、一般市民社会も含まれ、合意された規範を国家政策やプログラムに組み入れ、それらがどのように実施されたかを監視しながら促進してきた。

4. 機関の調整マנדートに従って、UN-Women は、その作業のそれぞれの領域で、これら規範、特にジェンダー主流化に関する規範を支持し、組み入れるために国連システムを支援し、動員もしている。UN-Women は、これら機能を果たし、この作業を支援する独自の立ち位置を強化するために、実施において学んだ教訓と経験のみならず、実体的な情報とノウハウを反映する知識基盤を築き、強化するために活動している。

5. 本報告書の以下のセクションは、様々な政府間プロセスに、UN-Women が関わってきた作業とその成果のあるものを要約している。セクション II は、機関がどのようにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの規範的側面を深めるために活動してきたかを論じている。セクション III は、婦人の地位委員会によって提供された政策ガイダンスの実施を支える UN-Women の作業を特に述べている。このセクションは、国内法、政策、戦略、プログラム、プロジェクトの開発と実施へのジェンダーの視点の組み入れ、統合、主流化を推進するために、委員会の合意結論及びその他の成果で折に触れ伝えられるガイダンスに含まれている中心的メッセージに重点を置いている<sup>1</sup>。

## II. 機関の作業の規範的側面を強化と深化

### A. 婦人の地位委員会

6. 2012 年、第 56 回婦人の地位委員会にこの問題に関する前回報告書(E/CN.6/2012/2)を提出して以来、UN-Women は、委員会が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと地位の向上を推進することに献身する世界的な政策策定機関としてのその機能をうまく果たすことができるように、委員会とのその活動とのかかわりをさらに強化してきた。

7. 機関の委員会への支援は、委員会の作業方法とその複数年にわたる作業計画を概説する経済社会理事会決議 2006/9 と 2009/15 によってマנדートを与えられた成果と活動に関連するものである。この点で、第 56 回委員会のために、UN-Women は、農山漁村女性の状況とそのコミュニティ及び国内開発におけるその役割、これら役割において彼女たちをエンパワーする方法に関する詳細な視点を提供した優先テーマに関する事務総長の 2 つの報告書(E/CN.6/2012/3 及び E/CN.6/2012/4)を含めた会期のための公式文書を準備した。優先テーマに関する報告書の準備は、第 66 回総会で採択された農山漁村地域の女性の状況の改善に関する決議(決議 66/129)に導かれるものであった。

8. この報告書に加えて、UN-Women は優先テーマ、新たな問題のテーマ、見直しテーマについてのパネル討論のための文書を準備した。この文書は、この領域での審議とさらなる作業に関して加盟国に情報提供するために、これら問題に関する実体的な分析を提供した。高官ラウンドテーブルと 2 つの優先テーマに関するパネルの議長概要は、UN-Women が準備し、2012 年の会期の年次閣僚見直しのためのインプットとして、経済社会理事会に伝えられた。

9. UN-Women は、委員会会期への貢献とかわりをさらに強化し、会期の成果のフォローアップのための強力な基盤を確立する目的で、市民社会団体へのアウトリーチを強化した。従って、農山漁村女性と草の根レベルの女性たちを含め、前例のないほどの数の市民社会の代表者が第 56 回委員会とそのサイド・イベント、パラレル・イベントに参加した。

10. 第 56 回委員会での討議は、その優先テーマに関する合意結論という結果にはならなかったが<sup>2</sup>、武力紛争中に人質に取られた女性と子ども、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント、妊産婦死亡と罹病、先住民族女性、女性・女兒・HIV とエイズ<sup>3</sup>のような問題に取り組む重要な決議が採

<sup>1</sup> 第 47 回、51 回、52 回、55 回婦人の地位委員会の報告書(E/2003/27, E/2007/27, E/2008/27 及び E/2022/27)を参照。

<sup>2</sup> 合意結論の不在で、議長は、[www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw56/documents/Chair\\_summary\\_AC\\_25\\_May\\_2012\\_AS%20POSTED.pdf](http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw56/documents/Chair_summary_AC_25_May_2012_AS%20POSTED.pdf) より閲覧できる概要を作成した。

<sup>3</sup> 第 56 回委員会報告書(E/2012/27 及び Corr.1)に含まれている決議 56/1-56/5 を参照。



扱された。UN-Women が準備した事務総長報告書は<sup>4</sup>、それら決議の実体的な支えを強化し、決議によってカバーされる領域での議論を豊かにし、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する行動の強化に貢献した。

11. 第 57 回委員会の準備として、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」という優先テーマを持つ会期の成功理の終結に対する強い期待に応えて、UN-Women は、会期の準備プロセスの早い段階で、これまでの年度に行われたよりもはるかに程度を高くして、重要な関係者との相談を始めた。機関は、優先テーマに関する規範的基盤を強化するための強力な実体的基盤と基盤の広い支援を準備することを中心とする包括的な戦略を開発した。この戦略の一部として、UN-Women は、実体的準備と会期への下準備となるパートナーシップを築くために、加盟国、国連システム、市民社会、学術専門家、民間セクターを含めた関係者との行動志向の維持されるかかわりを行った。その過程で、UN-Women は、委員会の来るべき会期のための準備において各国政府に支援を提供する現地事務所を含め、機関のすべての部分をかかわらせた。

12. 実体的準備の一部として、多部門的視点を確保するために、UN-Women は、バンコクで 2012 年 9 月 17 日から 20 日まで開催された優先テーマに関連する専門家グループ会議を開催する際に、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、世界保健機構(WHO)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(UNICEF)、国連開発計画(UNDP)と緊密にかかわった。この会議は、優先テーマを取り巻く重要な問題に対するより深い理解に貢献するために、幅広い関係者のグループを集めた。UN-Women は、女性とジェンダー平等機関間ネットワークを通して、準備作業に国連システムもかかわらせた。

13. UN-Women は、世界の様々な部分から、多様なリソースの場での措置と好事例を明らかにし、検討されるべき新たな問題と慣行を強調するために、開放された場を提供して、優先テーマに関するオンライン討論を組織した。この幅広いアウトリーチのおかげで、UN-Women は、女性と女兒に対する暴力の防止と対応に関する広範な寄稿、懸念、勧告を集めることができた<sup>5</sup>。これら討議中に得られた観点は、第 57 回委員会のために UN-Women が準備した優先テーマに関する事務総長の 2 つの報告書(E/CN.6/2013/3 と E/CN.6.2013/4)に反映された。

14. 現地のチャンピオン、政策策定者、実践家及び折衝者を動員し、女性と女兒に対する暴力の撤廃に関する規範的枠組みの再確認と深化に向けた合意を形成するための政治的意思を得るために、2012 年 12 月に UN-Women によって関係者フォーラムが開催された。このフォーラムは、既存の規範的枠組を深め、その実施を促進するために、多様な関係者のネットワークと取組を強化することも目的とした。閣僚と多数の国連大使を含めた高官参加者、並びに市民社会の構成員とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーの出席を得て、このフォーラムは、第 57 回委員会の優先テーマに関して強力な成果に達することの重要性に関して開放的で率直な討議に参加者たちをかかわらせた。このフォーラムは、女性と女兒に対する暴力をなくすための既存の公約と基準に対する意識も啓発し、結果をもたらす考えや戦略を共有するためのプラットフォームを提供し、合意を強化する必要がある重要な問題と領域を明らかにした。フォーラムの参加者たちは、女性と女兒に対する暴力の根絶に関する作業の規範的側面の重要性を強調し、委員会会期中に達する合意の実施を確保することの重要性も強調した。

15. さらに、UN-Women は、第 57 回委員会の成果の成功に関する合意の形成に向けた世界的努力を補うために、地域レベルで重要なパートナーをかかわらせた。例えば、機関は、委員会の来るべき会期に対する強力な成果を支援して、決議案を作成するためにラテンアメリカ議会と協力した。この決議は、ラテンアメリカとカリブ海の 23 か国からの約 200 名の議員によって採択された。UN Women との協議の後で、南米諸国連合の大統領首脳会議は、女性と女兒に対する暴力を防止し、制裁し、根絶する国家と政府の長の公約を強調する宣言を出した。機関は、女性に対する暴力と DV を防止し、これと闘うことに関する欧州会議条約第 210 号の署名と批准の提唱に重点を置いて、3 つの地域会議で欧州会議とも

<sup>4</sup> E/CN.6/2012/3, E/CN.6/2012/4, E/CN.6/2012/6, E/CN.6/2012/7, E/CN.6/2012/8, E/CN.6/2012/9, E/CN.6/2012/10, E/CN.6/2012/11 を参照。

<sup>5</sup> 詳細な勧告は、[www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/11/Report-of-the-EGM-on-Prevention-of-Violence-against-Women-and-Girls.pdf](http://www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/11/Report-of-the-EGM-on-Prevention-of-Violence-against-Women-and-Girls.pdf) より閲覧できる。オンライン討論に関する報告書は、[www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/10/Online-Discussion-Report\\_CSW-57.pdf](http://www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/10/Online-Discussion-Report_CSW-57.pdf) より閲覧できる。

パートナーを組んだ。

16. 公約の実施と規範的合意の確認と深化との間の重要なフィードバックの輪を認めて、UN-Womenは、女性と女兒に対する暴力を防止し、対処する具体的な公約を各国政府から動員するための「コミット」・イニシアティブ<sup>6</sup>も開始した。このイニシアティブを通して、機関は、女性と女兒に対する暴力をなくす公約をするよういたるところの政府に要請している。

17. 第 57 回婦人の地位委員会に向けて UN Women が始めた集中的準備努力は、2013 年 3 月 4 日から 15 日までの機関の直接的サービスで頂点となる。この目的に向けて、UN-Women は、成果の成功を確保するために、行動志向の取組を保障しようと委員会ビューローと密接に協力している。これには、法律がないところでは新法を制定し、法律があるところでは効果的に法律を実施し、成功した防止と対応プログラムを優先し、投資し、規模拡大することを含め、女性と女兒に対する暴力をなくす公約の実施を促進することに貢献する強力な合意結論に達するために支援を提供すること

## B. 総会

18. 機関は、法の支配から持続可能な開発、事業活動及びその他に至るまで、様々な領域で、総会の審議においてジェンダー平等を推進することに貢献した。第 67 回総会で、UN-Women は、国内・国際レベルで、法の支配の強化に関する将来を見通した議事に関して討議し合意するために総会が開催した法の支配に関する初めての高官会議の準備に積極的にかかわった。他の 9 つの国連システム機関と共に、UN-Women は、事務総長報告書(A/66/749、A/67/290 も参照)の作成に貢献し、報告書の実体に関する早期協議に参画した。報告書の要素は、高官会議の折衝成果文書の第一ドラフトに貢献し、UN-Women は、司法への女性のアクセスへの言及がとどめられることを保障するために、会議で採択された宣言(総会決議 67/1)に関する折衝を細かく監視した。

19. 高官会議は、加盟国が、法の支配に関連してジェンダー平等または女性の問題に対処する誓約をする場ともなった。UN-Women は、提案された誓約のリストを概説して、代表団への非公式の説明会を行った。総計 12 の加盟国、地域グループ及びオブザーヴァー国がこの時に、最初の誓約を行った。

20. 高官行事への貢献に加えて、UN-Women は、総会の以前の決議の実施において達成した進歩と学んだ教訓が評価される会議公式文書を準備した。その公式文書には、決議作成の際に代表団が引用し、第 67 回総会で採択され、以下に述べるように、作業のいくつかの領域に対処している事務総長の報告書<sup>7</sup>が含まれている。

21. 例えば、女性と女兒を人身取引に対して脆弱にしている問題に関してさらなる行動をとり、意識啓発措置を検討する勧告(総会決議 67/145)。同様に、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する決議(決議 67/144)は、特に保護と防止、並びにデータ収集と調査を含めた様々な措置を採用するよう各国に要請することにより、この問題に関する既存の規範を強化している。それは、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツを含めた公衆保健ケア・サービスへの女性の平等なアクセスを推進し、保護する措置も要請している。

22. 総会決議 67/148 は、このテーマで UN-Women が準備した報告書(A/67/185)に含まれている分析の要素を強く反映したが、その中で機関は、第 66 回会期で採択された総会決議の 3 分の 1 未満にしか、ジェンダーの視点が含まれていないことを発見した。この決議は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範・政策・基準を開発し、強化し、部門の政策と規範的枠組にジェンダーの視点を統合する加盟国の努力を支援することへの UN-Women の 公約を歓迎している。この決議は、持続可能な開発の状況で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためのアドヴォカシーにおいて、国連システム全体を通じた統合力を確保する UN-Women の努力も推奨している。この決議は、国連諸機関が、すべての国連首脳会合、会議及び特別会期並びにそのフォローアップ・プロセスのみならず、検討中のあら

<sup>6</sup> <http://saynotoviolence.org/commit>。

<sup>7</sup> A/67/220, A/67/107, A/67/185, A/67/347 を参照。

ゆる問題とそのマニデートに、ジェンダーの視点を完全に主流化する努力を強化するようにとのその要請を繰り返して述べている。さらに、この決議は、ジェンダーの視点の主流化の重要性を念頭に置いて、2015年以降の開発枠組に関する討議で、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの目標がはっきりと重要な役割を果たすことを要請している。

23. これら決議に関して合意に達する際に、機関の実体的な支援とアドボカシーが加盟国にとって極めて重要であった。支援は必要に応じて、決議案の作成、調査、加盟国への明確化の提供、及び審議中に提起された質問への回答を通して提供された。

24. ジェンダー平等と女性のエンパワメントを支援する制度的取り決めの強化に関する事務総長報告書(A/67/201)は、規範的作業を通すことを含め、総会決議 64/289 を実施する際に遂げられた進歩の概観を示した。この報告書は、機関の規範的作業と事業的作業の間の関連性を確保する際に遂げられたかなりの進歩を強調し、UN-Women の設立マニデートに対応する際の進歩の証拠として、多くの代表団によって推奨された。この報告書は、既存の規範と基準を再確認し、強化し、実施におけるギャップを強調するために特にジェンダー平等に重点を置いた政府間フォーラムをいかに UN-Women が利用してきたか、開発、人権、平和、安全保障にとって中心的な横断的問題としても独立した問題としても考えられるように、機関がいかにジェンダー平等と女性のエンパワメントを首尾一貫して推し進めてきたかも述べた。

25. 北京宣言と行動綱領のさらなる実施を強化する方法を明らかにする努力を支援して、加盟国の要請で、UN-Women は、第 4 回世界女性会議の 20 周年を記念するための選択肢に関して、情報と政策提言を提供した。この情報は、決議 67/148 に関する加盟国の審議を伝える手助けをした。UN-Women は、そのような記念行事のための準備活動において、規範的マニデートと事業的マニデートの合同を利用して、中心的役割を果たすことにコミットしている。

26. ジェンダー平等と女性のエンパワメントに特に関連する議事項目に関する UN-Women の作業とは別に、機関は、第 3 委員会を除いて総会の委員会によって提案される決議の数の増加が、関連するジェンダー平等の規範と視点を反映していることを保障するアウトリーチとアドボカシーも強化した。このアドボカシーと支援の結果、第 1 委員会は、その女性、軍縮、不拡散、武器管理に関する決議(67/48)で、平和と安全保障の状況で、女性に関連するすべての決議の実施を推進する際に、UN-Women の役割に明確に言及した。さらに重要なのは、軍縮と関連する努力の立案と実施に参画するよう決議の女性のエンパワメントの呼び掛けである。

27. 国連持続可能な開発会議で得た専門知識に基づいて、UN-Women は、持続可能な開発に関連して、第 67 回総会によって採択された様々な決議に、ジェンダーの視点を含めることに対して、幅広い支援を確保する手助けをした。その結果、持続可能な開発に関する 5 つの決議<sup>8</sup>にジェンダー平等と女性のエンパワメントの重要性に対する認識が含まれ、そのような言及が、国際貿易と開発に関する決議(決議 67/196)で追加的に確保された。

28. 規範的のみならず事業的マニデートを持つ混合機関として、UN-Women は、国連システムの開発のための事業活動の 4 年に 1 度の包括的政策見直しに関する総会の討議に貢献し、細かくフォローした。UN-Women は、このプロセスへの貢献として、規範的経験と事業上の経験をまとめた。UN-Women は、データ収集ツールの開発を含め、経済社会問題局によって行われた準備作業にインプットを提供し、国連の開発のための事業活動へのジェンダー主流化を評価する会議室文書を作成した。総会の討議の状況で、機関は、4 年に 1 度の包括的政策見直しに関する決議案に含まれているジェンダー平等に関連する文言についての情報を提供したり、文言の明確化を行ったりするために、要請に応じて加盟国と協力した。4 年に 1 度の包括的政策見直しに関して総会によって採択された決議(決議 67/226)は、UN-Women のいくつかの寄稿や優先事項を反映している。この決議は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへの投資を増やし、これに重点を置くよう国連システムに要請している。ジェンダー平等に関するセクションは、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する国連システムの作業への UN-Women の重要な貢献を認め、ジェンダーの視点を主流化し、国連システム全体にわたるジェンダー平等と女性にエ

<sup>8</sup> 総会決議 67/203, 67/209, 67/210, 67/211, 67/215 を参照。

ンパワーメントに関する行動計画及び国別チーム業績指標のような説明責任手段の利用を通して、その説明責任を強化するよう国連諸機関に要請している。

### C. 経済社会理事会

29. UN-Women は、2012 年の経済社会理事会会期で、その規範的作業と事業上の作業を通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する機関の作業の重要な側面を強調した。機関は、この会期の重要なセグメントへの上級管理職の参加を通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントという優先事項を目立たせ、可視化しようと努力した。様々なフォーラムで明確に説明されたメッセージは、「ミレニアム開発目標達成のためのあらゆるレベルでの包括的で、持続可能で、公正な経済成長において貧困を撲滅するための生産能力、雇用、ディーセント・ワークの推進」に関する高官セグメントで採択された閣僚宣言に貢献した。

30. UN-Women 事務次長/事務局長は、基調講演を行った開発協力フォーラムを含めたいくつかの高官行事及び 4 年に 1 度の包括的政策見直しに重点を置いた国連基金や計画の事務局長との年次対話に参加した。開発協力フォーラムでは、事務次長/事務局長は、その事業的側面と規範的側面におけるジェンダー平等に関する作業の重要性のみならず、ジェンダー平等とより幅広い開発協力の問題との間の関係にも注意を引いた。

31. UN-Women は、国連システムからの寄稿と共に、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する事務総長報告書(E/2012/61)を準備した。この報告書は、ジェンダー主流化において遂げた進歩を文書化し、残るギャップと課題を明らかにし、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成しようとする努力を指導する際の UN-Women の作業の側面を概説した。

32. この報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画の国連システム調整事務局長理事会による採択とその開発における UN-Women のリーダーシップを強調した。経済社会理事会は、その決議 2012/24 で、国連システムによって完全に実施されるべき説明責任メカニズムとしてシステム全体にわたる行動計画の採択を歓迎し、その展開に積極的にかかわるようシステムに要請し、システム全体にわたる行動計画の実施において遂げられた進歩に関して 2013 年の会期で理事会に報告するよう事務総長に要請した。システム全体にわたる行動計画は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにおいて国連システムの作業に対する説明責任を指導し、調整し、推進する UN-Women のマンデートにしっかりと根付いている。その採択以来、UN-Women の支援を得て、8 つの国連機関が<sup>9</sup>、そのジェンダー平等政策、戦略及びシステム全体にわたる行動計画の説明責任枠組業績指標を完全に整備しており、その他の機関も同様のことを行う過程にある。2013 年 2 月半ばに終わる第 1 回報告サイクルの結果は、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する経済社会理事会への事務総長の次の報告書の特徴づけるであろう。システム全体にわたる行動計画の業績基準を実施する際の今後の進歩が測定される基準も確立するであろう。

33. UN-Women は、ディーセント・ワークと女性の経済的エンパワーメントに関する閣僚朝食ラウンドテーブルを開催するために、国際労働機関(ILO)ともパートナーを組んだ。この行事は、UN-Women と ILO が準備した証拠に基づく概念メモによって導かれ、各国政府とのジェンダーに配慮した対話の場であった。これは、閣僚宣言と世界的・地域的及び国内レベルでのこのテーマに関連するプログラム作業を行う際にジェンダーの視点を推進するための各国政府とのパートナーシップを構築する場であった。討議から出てきた労働政策、ディーセント・ワーク、女性のエンパワーメントに関する勧告と好事例の交換は、加盟国が女性労働者の権利を推進・保護し、職場でのジェンダー平等に向けてステレオタイプの態度をなくし、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金の推進に向けて前進を始めることの重要性を加盟国が認めた閣僚宣言に反映された。フォローアップとして、UN-Women と ILO は、2012 年 12 月に始まった女性のための世界雇用傾向に関する最新の報告書の出版に関して協働した。この報告書は、失業・雇用・労働力参入・職の脆弱性と分離・経済セクターのジェンダー格差を分析し、特に経済・金融危機の時に雇用におけるジェンダー平等を推進するための一連の政策選択肢を提供している。

<sup>9</sup> 国連食糧農業機関(FAO)、世界食糧計画(WFP)、国際農業開発基金(IFAD)、国連資本開発基金、人道問題調整事務所、欧州経済委員会(ECE)、国連人間居住計画(UN ハビタット)、国連環境計画(UNEP)。

34. 4年に1度の包括的政策見直しのための経済社会理事会の準備への貢献の一部として、UN-Womenは、UNDP, UNFPA, ユニセフ、世界食糧計画(WFP)との協働で、4年に1度の包括的政策見直しにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するサイド・イベントを開催した。この行事は、第67回総会での同じテーマに関する加盟国の討議を推進する有用な場であった。サイド・イベントでは、加盟国と国連システムからのパネリストが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に関する作業が国連システムの共通の責任であり、UN-Womenの創設が、他の機関のジェンダー平等と女性のエンパワーメントを果たすマנדートを軽くするものであってはならないことを保障することの重要性を強調した。同様に強調されたのは、機関に説明責任を持たせ、その作業にジェンダー主流化を確保するツールとしてのシステム全体にわたる行動計画を含めた説明責任メカニズムの重要性であった。

#### D. 安全保障理事会

35. 機関は、世界・地域・国内レベルで、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議(1325号(2000年)、1820号(2008年)、1889号(2009年)、1960号(2010年))の実施を積極的に推進・支援し続けた。UN-Womenは、理事会の作業全体にこれら決議を効果的に統合することに貢献している。UN-Womenは、女性に対する安全の脅威に対する早期警告のためのシステム、和平プロセスへの女性の参画の程度とその結果、女性の雇用が紛争後の回復の速度と持続可能性に与えるインパクト、紛争後の状況でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達程度の程度、女性に対して行われる戦争犯罪に対する効果的な賠償プログラムのモダリティのような問題に関する調査と分析を通じた政策開発と実施のための証拠基盤を強化してきた。

36. 決議1325号(2000年)の実施の安全保障理事会による年次見直しのために、UN-Womenは、機関間協議プロセスを通して、女性・平和・安全保障に関する理事会への事務総長報告書(S/2012/732)の準備を調整した。この報告書は、紛争防止、平和構築への女性の参画、ジェンダーに基づく暴力からの保護、ジェンダーに配慮した救援と回復の領域で、決議1325号(2000年)の実施状態を評価し、理事会と加盟国の検討のために一連の政策勧告を出している。

37. 報告書の中に提示され要素の多くが、年次見直しと関連して安全保障理事会で採択された議長声明(S/PRST/2012/23)に反映された。声明の中で、理事会は、女性・平和・安全保障に関する決議の実施に貢献する際のUN-Womenの役割を認めて歓迎し、UN-Womenの創設以来、重複を避けようとする努力を歓迎して、国連システム内の女性と女兒のための政策とプログラム形成において調整と統合が高まったことに満足を表明した。声明は、事務総長報告書で提起された新しい要素と問題、特に国連ミッションの撤退中及び撤退後の女性と女兒のための保護環境の浸食を防止する必要性も反映した。初めて、紛争防止と調停において女性の市民社会団体が果たす重要な役割が報告書の中で強調されたことも反映し、理事会は、平和維持と紛争後の状況のジェンダー専門知識の価値を述べた。

38. 過去2年間の女性・平和・安全保障の領域での国連システムとその他のパートナーとの密接な協働で、UN-Womenが指導したイニシアティブの中には、結果の追跡と監視の改善を通して、この領域での規範的作業を牽引し、強化する手助けをしてきたものもある。これには、決議1325号(2000年)の実施を追跡するための初期の指標に関する協定と漸次増えていく報告、ジェンダーに対応した平和構築に関する事務総長の7点行動計画(S/2012/732及びA/65/354-S/2010/466を参照)を実施するために取られた手段、女性・平和・安全保障に関する国連戦略的結果枠組の採択、紛争後の諸国における国連ジェンダー構造の民間能力の見直し及び関連する見直しが含まれる。これらイニシアティブは、好事例の文書化、ギャップと課題の評価、さらに注意を必要とする共有される目標と領域の明確化を改善してきたが、このすべてが、さらに証拠に基づく政策提言の開発と改善された規範的作業に貢献している。

39. 昨年、UN-Womenは、紛争後の平和構築(A/67/499-S/2012/746)と紛争の平和的解決、紛争防止と解決(A/66/811)に関する事務総長報告書に実体的インプット、安全保障理事会の現地ミッションのためのインプットも提供した。さらに、事務次長/事務局長は、女性・平和・安全保障に関連するテーマに関して理事会に特別説明会を提供し続けた。説明会は、年次見直しへの重要な補足であり、好事例を強調し、女性・平和・安全保障に関する行動のための世界的公約の実施に関連する特別な問題領域と状況に

理事会の注意を引くためのチャンネルである。UN Women は、平和維持活動局、紛争中の性暴力に関する事務総長特別報告者事務所及び女性・平和・安全保障 NGO 作業部会とのパートナーシップで、理事会の新理事国に女性・平和・安全保障に関する技術的最新情報も提供し続けた。世界レベルでこれらイニシアティブを補足して、UN-Women は、アラブ地域のために安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施状況を説明するためにアラブ諸国連合と密接に協力した。これは、アラブ女性のための人間の安全保障に関する計画とプログラムの開発のための枠組みを定める「アラブ女性の保護: 平和と安全保障」という文書のアラブ諸国連合と UN-Women による署名という結果となった。

40. 平和と安全保障の領域での政府間プロセスのための UN-Women の規範的支援は、女性の平和連合の強化、紛争関連の性暴力を発見し、防止する手助けをする平和維持者の能力開発、暴力と差別から女性と女兒を保護する司法・安全保障機関構築と経済機会へのアクセスを確保することを含めた女性のニーズに対応する公共サービスを推進するイニシアティブの支援、公的意思決定への女性のかかわりの構築、女性・平和・安全保障に関連する公約実施のための地域・国内計画と戦略の開発と実施の支援のような領域での女性・平和・安全保障に関する公約を実施する事業活動から利益を受け続けた。2012 年 10 月に UN Women によって推進された「女性・平和・安全保障資料集」<sup>10</sup>は、事業活動と規範的作業との間の関連性を捉え、政策にも慣行にも貢献している。

## E えり抜きの部門別政府間プロセスへのかかわり

41. その実体的貢献、技術的専門知識、アドヴォカシー、意識啓発、加盟国へのアウトリーチを通して、UN-Women は、様々な部門別政府間プロセスの成果において、ジェンダー平等と女性の権利とそのエンパワーメントを推進することの重要性に関する言及を確保することに成功した。これには、国連持続可能な開発会議、第 13 回国連貿易開発会議、第 18 回国連気候変動枠組条約締約国会議が含まれた。UN-Women は、2015 年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標に関する継続中のプロセスにも貢献している。

42. 国連持続可能な開発会議は、成果文書の中で、ジェンダー平等と女性の重要な役割、持続可能な開発の 3 つの側面(社会的・経済的・環境的)のすべてへの参画とリーダーシップを再確認して、ジェンダー平等のための重要な進歩を果たした。UN-Women は、会議を取り巻くすべてのプロセスを通して、戦略的に積極的にかかわった。UN-Women は、成果文書案に包括的貢献を行い、加盟国、会議準備委員会ビューロー及び会議事務局へのアウトリーチと技術支援を通して積極的にかかわり、国連システムの通信に貢献し、市民社会、特に女性の主要グループと民間セクターとの協働を通してパートナーシップを強化するために活動した。さらに、UN-Women は、社会メディアを含めたメディアを通してコミュニケーションとアドヴォカシーを強化し、ジェンダー平等と持続可能な開発を育成する戦略とプログラムを強調するために、各国政府、市民社会、民間セクター、学界、その他の提唱者を集めた多様な関係者の女性指導者フォーラムを開催した。UN-Women は、女性指導者高官首脳会合で、女性の国家と政府の長も集めたが、彼女たちは、持続可能な開発の状況でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する合同の「行動の呼び掛け」を出した。

43. これら努力は、各国政府の間の政治的意思を触媒し、各国政府の北京宣言と行動綱領への公約を再確認し、持続可能な開発の 3 つの側面すべてにおける女性の重要な役割、参画、リーダーシップを認める成果文書(総会決議 66/288)を支持する際に役立った。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、行動とフォローアップのための枠組みのテーマ別領域として明らかにされている。成果文書で、加盟国は、女性の平等権、経済・社会・政治的意思決定・資金の配分への参画とリーダーシップのアクセスと機会を確保することにコミットし、グリーン経済政策が、女性の福祉を高め、その完全な可能性を動員し、女性と男性の平等な貢献を確保することを確認している。

44. 成果文書で、ドナー国と国連システムの団体、国際金融機関、地域銀行を含めた国際団体、民間セクターを含めた主要団体は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約と配慮を完全に統合し、意思決定と完全なプログラム形成サイクルへの女性の参画と効果的なジェンダー主流化を確保する

<sup>10</sup> [www.unwomen.org/publications/un-women-sourcebook-on-women-peace-and-security/](http://www.unwomen.org/publications/un-women-sourcebook-on-women-peace-and-security/)より閲覧可能。

よう勧められている。同じ行為者たちは、同じことをしようとする開発途上国の努力において、支援的役割を果たすようにも勧められた。

45. UN-Women は、貧困撲滅、食糧の安全保障と栄養、持続可能な農業・エネルギー・水・衛生、健康と人口、雇用、万人のためのディーセント・ワークと社会保護、災害危険削減を含め、12の重大テーマ別領域における女性・女性のエンパワーメント・ジェンダー平等への明確な言及を確保する手助けをした。

46. 成果文書は、持続可能な開発目標と今後の開発枠組の検討へのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの包摂のための堅固な基礎も敷いた。

### 第13回国連貿易開発会議

47. UN-Women は、女性と開発に関する高官行事を含め、第13回国連貿易開発会議に積極的に参加した。この行事は、会議の成果文書で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに顕著な地位を与えることに対して閣僚の意識を啓発する際に極めて重要であった。UN-Women は、農山漁村女性のエンパワーメント、世界の食料の安全保障、貿易と持続可能な開発の間の重要な関連性を強調し、審議を北京行動綱領ととりわけ農山漁村地域の女性の状況の改善に関する総会決議(決議 66/129)のような関連国際規範に関連付けることの重要性を強調した。ジェンダーに対応した予算編成と企画を実施するための機関の国々との協力も、実際にこれら関連性を強化するための重要なツールとして強調された。

48. 会議事務局との合同の努力及び対象を絞ったアドヴォカシーが、会議の2つの成果文書へのいくつかのジェンダーに特化した言及が包摂されるという結果となった。加盟国が採択した宣言「ドーハ・マニフェスト」(TD/500/Add.2)は、女性のための機会・能力・ディーセントな職の創出の重要性とより完全な人間開発と経済・社会開発を支援して全国民の完全な可能性に備えるために、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性を強調している。「ドーハ・マニフェスト」(TD/500/Add.1)には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが包摂的で持続可能な成長と開発の重要な横断的問題であることを認める文言が含まれている。このマニフェストに基づいて、会議とUN-Women は、この領域で、対象を絞った地域・国内プロジェクトを通して、証拠と知識を築くためのイニシアティブを通じた女性の経済的エンパワーメントの分野での協力を強化してきた。

### 第18回国連気候変動枠組条約締約国会議

49. 第16回・17回国連気候変動枠組条約締約国会議の決定に、ジェンダーに特化した文言を確保する際の進捗に基づいて、第18回締約国会議へのUN-Women の出席は、女性のニーズ、権利、機会及びジェンダー平等に関する配慮並びに適切なジェンダーに特化した言及が、会議で採択された決定に反映されることを保障する手助けとなった。締約国会議の前及び最中に、UN-Women は、採択される決定にジェンダーの視点を組み入れるために、重要な代表団、国連システムの機関、市民社会パートナーや提唱者たちにかかわった。

50. UN-Women は、ジェンダー・バランスの推進と、枠組条約に関する折衝と条約または京都議定書に従って設立された機関の締約国代表への女性の参画の改善に関する決定の採択での役割と貢献に対して推奨された。機関は、折衝全体を通して技術的支援と実体的支援のみならず、この領域での規範に関する実体的知識を提供したが、その中には最初の決定案に含まれたものもあった。締約国は、決定のテキスト修正の過程で、その専門知識を求めた。

51. 先に述べた決定は、特に枠組条約を取り巻くプロセスで、ジェンダー平等の推進へのかなりの貢献を示している。その中で、締約国会議は、女性の参画を改善し、女性と男性のニーズに平等に対処するより効果的な気候変動政策を伝えるために、条約と京都議定書の下で設立された機関でのジェンダー・バランスの目標を採択した。さらに、そのような機関の現在及び今後の議長は、非公式の折衝グループや協議メカニズムを設立する時に、この目標に導かれるよう勧められ、締約国は、条約と京都議定書の下で、会期への代表団のジェンダー・バランスに努めるよう勧められた。

52. この決定は、枠組条約の事務局が、検討のために締約国会議にジェンダー・バランスの目標に向けて遂げた進歩を追跡する年次報告書を提出するよう求められる報告メカニズムも組み入れている。テキストの中で最も重要なのは、締約国会議の会期の議事の新しい常設項目としてジェンダーと気候変動を加えるという決定である。他の提唱者と共に、UN-Women は、喪失と損害、国内適合計画、気候技術センターとネットワーク及び気候変動とその影響についての教育、訓練、一般の意識に関連する条約第 16 条に関するドーハ作業プログラムを含めたその他の決定に、ジェンダーに特化した言及を確保するよう、代表団へのアウトリーチを行った。

### 2015 年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標

53. UN-Women は、市民社会団体、国連システム、その他のパートナーとの協働で、2015 年以降の開発アジェンダと持続可能な開発目標に関する作業に積極的にかかわっている。UN-Women は、ユニセフと共に、国連開発グループによって開催される 11 の世界的テーマ別協議会の 1 つである世界不平等協議会を共同で主導している。オンライン協議会を通して、幅広い関係者をかかわらせて、UN-Women とパートナー機関は、2015 年以降の開発アジェンダに関する事務総長の高官パネルと持続可能な開発目標を討議している政府間プロセスに伝えることのできる、2015 年以降の開発アジェンダの不平等にいかに対処するかに関する勧告を含む堅固な文書を提出することを目的としている。機関は、駐在コーディネーターや国別チームが開催する国別協議会で女性と女性団体の声を聴いてもらえることを保障することにより、テーマ別及び国レベルの協議会にも貢献している。UN-Women の代表者たちは、ジェンダー平等の問題がプロセスにとっての中心となることを保障するために国別チームとも密接に協力している。

54. UN-Women は、持続可能な開発目標のプロセスに関する発展を細かくフォローしている。UN-Women は、加盟国、国連システム及び高官パネルのメンバー国と共有された技術的インプットを提供してきた。

55. タスク・フォース、調整グループ、これらプロセスのために創設されたタスク・チームにおける UN-Women の会員資格と代表は、2015 年以降の開発アジェンダの概念化と形成に直接貢献する立場に機関を置いている。UN-Women 内での実体的作業は、独自のジェンダー平等目標とその他の目標にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを主流化するための事例を築くために行われつつある。これは、重要なメッセージの開発とその普及、及び加盟国と市民社会を含めた重要な関係者への UN-Women のアドボカシー作業とアウトリーチの強化とつながっている。

### III. 婦人の地位委員会による政策ガイダンスの実施

56. その作業を通して、婦人の地位委員会は、委員会の議事にある問題に関連する目標の達成のために必要とされる行動、特に北京宣言と行動綱領の実施に関して、各国政府、国連システムの諸機関、国際・地域団体、市民社会団体、民間セクター、その他の関連行為者にガイダンスを提供している。

57. UN-Women は、委員会の実体的事務局として、その作業の領域に沿って、主要行為者として、他の関係者を支援して、その政策ガイダンスの実施における役割を果たし続けている。

58. 国内法・政策・戦略・プログラム・プロジェクトの開発と実施へのジェンダーの視点の組み入れ、統合、主流化を推進するガイダンスは、委員会の合意結論に再び現れることを仮定して、本報告書の重点として選ばれている。国内レベルの政策と実施へのジェンダーの視点の組み入れのための規範的基礎を強化することに貢献する重要な行動が明確に明らかにされている。

59. 規範的なものと事業活動的なものとの結合したマנדートのせいで、UN-Women は、政策ガイダンスを実施する際の国レベルでの行為者を支援し、特に国レベルでの作業が既存の規範に基づき、さらにこれを強化することを目的とすることを保障するためにも良い立場におかれている。UN-Women は、従って、特に機関の 2011 年から 2013 年までの戦略計画で明らかにされた作業の優先領域で、その事業活動的作業を通して、委員会のガイダンスの実施を支援してきた。

60. 機関は、71 か国で法的枠組と国内能力の強化、67 か国で女性の経済的エンパワーメントの推進、85



か国で女性と女兒に対する暴力をなくす作業、37 か国で平和・安全保障・人道対応における女性の役割とリーダーシップの改善、65 か国でジェンダーに対応した企画と予算編成を推進する作業に支援を提供してきた。

61. 国連システムとのパートナーシップで、UN-Women は、政策とプログラムへのジェンダーの視点の組み入れを通して、女性のための経済的機会を拡大する国内努力を支援し続けている<sup>11</sup>。例えば、2012年9月に開始された「農山漁村女性の経済的エンパワーメントに向けて進歩を達成する」に関するUN-Women、国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、WFP の合同ブログセラムは、農山漁村女性の土地所有権、ディーセントな賃金雇用へのアクセス、社会保護とインフラの効果的施行のための法改革・政策改革の推進とその食糧・農業・栄養・農山漁村開発政策にジェンダーを主流化する努力を支援するために、各国政府に政策支援を提供することを通して、農山漁村女性のエンパワーメントに重点を置いている。その5か年計画は、エチオピア、グアテマラ、キルギスタン、リベリア、ネパール、ニジェール、ルワンダで実施されるであろう。

62. 2012年6月に国連合同エイズ計画(UNAIDS)の共同スポンサー機関の一つとなって以来、UN-Women は、今では、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント・HIV/エイズに関連した委員会のガイダンスに向かって進むよい立場にある。2011年から2012年に、UN-Women は、HIV 戦略、政策、法律、制度、予算、説明責任枠組にジェンダー平等の視点を統合するために、22か国の国内エイズ調整当局と協力した。UN-Women の支援で、ジェンダー監査が、カンボディアの国内エイズ当局と女性課題省が、2011年から2015年までのHIVとエイズに関する国内戦略計画全体にわたってジェンダーの側面の統合を支援する重要なアドヴォカシー・ポイントを定義する手助けをした。スーダンでは、UN-Women は、HIV のジェンダーの側面についての国の国内エイズ抑制計画に取り組む人々を教育する際に、UNAIDSに加わり、2010年から2014年までのスーダン国内戦略計画で様々な関連措置を採択するという結果となった。

63. ジェンダーに対応した予算編成は、国内計画・政策・プログラムへのジェンダーの視点の組み入れ、統合、主流化を推進するための重要な戦略として明らかにされている。これは、婦人の地位委員会のいくつかの会期の合意結論の中でも再確認されてきた<sup>12</sup>。

64. 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国で、UN-Women は、ジェンダーに対応した予算編成に関する初めての戦略の採択のために政府に技術支援を提供した。この戦略には、男女が平等に公共セクター・サービスから利益を受けることを保障するジェンダー主流化規範とガイドラインの開発が含まれている。2013年の公式の政府予算回状は、政府のプログラムが女性と男性に与えるインパクトを測定するために、ジェンダー別アウトプット指標を開発するよう関係省庁に要請するために修正された。

65. ジンバブエでは、ジェンダー平等基金の受領団体である女性リソース・センター・ネットワークが、女性が効果的に基本サービスにアクセスできるように、ジェンダー企画と価格設定をその作業に主流化するために、保健・水・資源とエネルギー・中小企業を含め、13の部門省庁で能力を築いている。能力開発努力は、ジェンダーに対応した予算編成の重要性をよりよく理解する手助けをするために、立法者、提唱者、市民社会団体にも拡大され、それによってその効果的適用を確保する手助けをしている。

66. ジェンダーに対応した予算編成をめぐる受領団体のアドヴォカシーの結果、ジンバブエ政府は、女性の経済的イニシアティブを支援するために女性開発基金を始めた。このプロジェクトと関係者も、リプロダクティブ・ヘルスと妊産婦保健、水・資源・エネルギーのような関係省庁への配分を通じた農山漁村女性の生活の改善に向けた特別配分を含めるために、2012年の国家予算の作成に影響を与えた。

67. 都市計画と委員会の政策ガイダンスの実施にジェンダーの視点を組み入れた革新的例は、安全な都市世界イニシアティブである。国連人間居住計画(UN ハビタット)、地方自治体、女性のネットワーク、市民社会パートナー、その他の国連機関と共に UN-Women によって始められ、この取り組みは、暴力防止、

<sup>11</sup> 第52回、53回、54回、55回婦人の地位委員会報告書(E/2008/27、E/2009/27、E/2010/27及びCorr.1及びE/2011/27)を参照。

<sup>12</sup> 第50回・51回・52回・53回・55回婦人の地位委員会報告書(A/2006/27及びCorr.1及び2、E/2007/27、E/2008/27、E/2009/27及びE/2011/27)を参照。

政府の説明責任、地域社会の動員と参画、草の根の女性のエンパワーメント、男性・男児のかかわり、近隣の全体的改善と持続可能で包摂的な都市開発を強調している。カイロ、キガリ、ニューデリー、キト、ポートモレスビーの最初の5つのパイロット都市から、ユニセフとUNハビタットの新しい合同プログラムを通して拡大し、大ベイルート(レバノン)、ドゥシャンベ、メトロマニラ(フィリピン)、マラケシュ(モロッコ)、ナイロビ、リオデジャネイロ(ブラジル)、サンノゼ、テグシガルパを含むまでになっている。最初の結果は、地方自治体が、「安全な都市」措置を組み入れるために都市の法律、計画、予算を修正し、女性の安全を高め、ジェンダーに対応した社会保護計画を通してジェンダーに対応した警察サービスを改善し、女性の安全監査を通して安全な条件を明らかにするよう地方の女性をエンパワーすることにより、都会のスペースをよりジェンダーに配慮したものにし、女性と女兒に対する暴力をなくす積極的措置を取ったことを示している。

68. UN-Women からの支援を得て、2010年にセネガルで男女同数法が可決されたことは、この国の女性の政治参画を増やすことに貢献した。UN-Women は、議会における女性と男性の平等な議席の配分とすべての公選及び半公選の機関及びあらゆるレベルで完全に平等な代表を規定する法律の可決を提唱する際に、この国の様々な政党と女性研究者からのセネガル女性の連合を支援した。UN-Women は、法案委員会に支援を提供し、男女同数法の採択のためにより多くの支援を集めるために、国内のパートナーとの協働で、維持される大規模な公共意識啓発イニシアティブを支援した。2012年の議会選挙は、65名のセネガル女性が代表に選出されて(150議席中)、ジェンダー平等における進歩を示した。

69. このような例は、UN-Women がその事業活動を通して委員会の政策ガイダンスを実施する方法のあるものを説明している。来るべき年月に、UN-Women は、国内努力に沿って、規範と基準を強化しようとする世界的努力が、お互いに伝えあい、補足し合って、女性の日常生活に真の変化を起こすようにフィードバックの輪を生み出すために、現地での事業活動からの最高の実践例と学んだ教訓を政府間討議と審議にもたらす継続中の努力を強化し、組織化するであろう。

#### IV. 結論

70. 過去2年間の作業と独自の分析を含めて学んだ重要な教訓に基づいて、UN-Women は、政府間プロセスのジェンダー平等の議事にさらなる注意を引くことに成功し、規範的作業とその現地での実施との間の相互に補強し合う関連性を生み出す手助けをした。婦人の地位委員会の政策ガイダンスを実施する際に、機関は、現地の女性と女兒のために具体的結果をもたらすことを超えて、規範的基盤を深め、拡大し、政府間プロセスに伝えることにも貢献した。加盟国は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進し、その実施を監視するために、規範と基準に関する合意を築くための主要な世界機関としての婦人の地位委員会のユニークな役割を強化し続けるべきである。UN-Women は、委員会の作業をさらに支援し、委員会会期の成果の実施に貢献するつもりである。

71. UN-Women は、その作業の規範的側面と事業活動の側面との間の関連性の切れ目のなさを開発・強化し続けるつもりである。その規範的活動と事業活動との間の相乗作用と UN-Women がそのマンドートを包括的に果たすことを仮定して、加盟国は、これら活動がどのように今後の報告に最もよく反映されるかを検討したいと思うかもしれない。

\*\*\*\*\*

(土屋幸子 訳)

# 暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応(E/CN.6/2013/3)

2012年12月18日

## 事務総長報告書

### 概要

本報告書は、暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応を各国政府が実施している程度を調べるものである。ギャップと好事例を明らかにし、第57回婦人の地位委員会が検討するためのさらなる行動のための勧告で締めくくる。

## I. 序論

1. 第57回婦人の地位委員会は、その優先テーマとして、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止を検討する。本報告書は、暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応を各国政府が実施し、今後の暴力からの保護を提供している程度を調べるものである<sup>13</sup>。経済社会理事会決議2006/9及び2009/15に従って準備された本報告書は、加盟国による寄稿<sup>14</sup>の分析を組み入れ、表示されているように、最近の調査と分析及び国連機関及びその他の筋からの情報とデータに基づくものである。本報告書は、委員会の検討のためのさらなる行動のための勧告で締めくくる。

## II. 世界的・法的政策枠組

2. 女性に対する暴力撤廃宣言(総会決議48/104を参照)によれば、女性と女兒に対する暴力とは、国家及び非国家行為者によって加えられる「公的であろうと私的であろうとかかわりなく、脅しを含めた、女性に対する身体的・性的・心理的害悪または苦しみという結果となるまたは結果となる可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為、強制または恣意的自由の剥奪」を意味する。これは、あらゆる国、あらゆる状況、あらゆる場で起こっており、最もはびこった人権侵害の一つである。女性運動、市民社会団体及び各国政府による30年以上にわたる努力で、このような暴力の対応において多くの進歩がみられた。女性と女兒に対する暴力に対応する責任を取る国家の責務は、今では幅広い世界的人権枠組みの一部であり、数多くの特別な法的拘束力のある世界条約、協定、決議で特定されている。

3. 女子差別撤廃条約は、差別に対処する全体的な枠組みを規定している。女子差別撤廃委員会の作業は、暴力を差別の一形態として明確に認めることによって、条約の明確な解釈を提供しており、条約の様々な条項の下で暴力を防止し、これに対応する国家の責任と責務を強調している(委員会の一般勧告第12号、19号を参照)。

4. 特別な責務は、暴力から女兒を保護する措置を取るよう国家に要請している子どもの権利条約、特にその第19条、及び障害を持つ女性と女兒に対する暴力に対応する国家の責務を強調している障害者権利条約にも含まれている。国際労働機関(ILO)条約第111号に関連する一般勧告は、セクハラに対処する措置を実施するよう締約国に義務付けている。

5. 女性と女兒に対する暴力に関連する法的枠組みも、決議48/104を含む様々な総会決議、国連先住民族権利宣言(決議61/295、付録、第22条を参照)及び女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関するいくつかの決議並びに人権理事会及び安全保障理事会の決議を含んでいる<sup>15</sup>。国家が取るように要請されている行動は、北京行動綱領、特に戦略目標Dに明確に概説されており、すべての女性と女

<sup>13</sup> 女性と女兒に対する暴力の防止は、優先テーマに関する事務総長の別の報告書(E/CN.6/2013/4)で対処される。

<sup>14</sup> アルゼンチン、オーストリア、コロンビア、デンマーク、ジブティ、エストニア、フィンランド、ハンガリー、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、メキシコ、パラグアイ、ポーランド、カタール、韓国、セネガル、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国。

<sup>15</sup> 例えば、人権理事会決議14/12、17/11及び20/12、安全保障理事会決議1325(2000年)、1888(2009年)、1889(2009年)及び1960(2010年)を参照。

児がアクセスできる多部門的サービスと対応の提供を含んでいる。婦人の地位委員会は、以前に、2003年及び1994と2007年のその合意結論で女性と女兒に対する暴力に対処した<sup>16</sup>。第57回委員会の優先テーマは、現在の国家の責務を検討し、規範的枠組みを強化する機会を提供している。

6. これら責務のすべてが、国家及び非国家行為者によって行われる女性に対する暴力行為を防止し、対応し、保護し、矯正策を提供するために、女性に対する暴力に対応する相当の注意義務基準によって支えられている(総会決議48/104, 第4条(c)を参照)<sup>17</sup>。女性に対する暴力を撤廃するためのツールとしての相当の注意義務基準に関するその報告書(E/CN.4/2006/61)の中で、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、実施におけるかなりの首尾一貫性の欠如と警察と司法を含めた保護責務の施行を含めたこの領域で相当の注意義務を行使できないこと、シェルターのようなサービス提供の欠如または不適切性、再被害を防ぐために女性を支援するより長期的支援に対して短期的保護にあまりにも重点を置きすぎていることを述べた。特別報告者は、現在、2013年のそのテーマ別報告書の中心点となる国家による相当の注意義務の解釈と実施を分析する世界調査を行っている<sup>18</sup>。

7. 普遍的定期的審査と女子差別撤廃委員会からの勧告は、法律の施行、事件の捜査、加害者の起訴、被害者の保護と支援、女性に対する暴力に関する分類データを組織的に収集し分析する必要性を確保する国家の責務を継続して強化している。

### III. 範囲と現在の状況

#### 範囲

8. 本報告書には、女性と女兒に対する暴力の性質・程度・インパクトに関する現在の証拠の見直し、多部門的サービスと対応への包括的で調整された取組を開発し、実施する際にどのような進歩を遂げたかの評価、そのような取組の質とアクセス可能性の調査、サービスと対応が暴力の経験への直接的対応と長期的回復を確保し、すべての女性と女兒が今後の暴力から保護されることを保障する程度を含めたその効果の評価が含まれる。

9. 暴力の防止と対応には、暴力が起こることを防止することから始まって、暴力が起こった後の対応に至るまで、それぞれの機会に国家が行動することを必要とする。包括的な法的枠組み、施行メカニズム及び利用できるアクセスできる多部門的サービスは、女性と女兒に対応し保護するのみならずそのような暴力は容認できないという明確なメッセージを社会に送る。同時に、防止戦略は、暴力を止める効果があるだけでなく、地域社会の意識を啓発し、ますます多くの女性と女兒が保護と支援を求めることにつながる。

#### 女性と女兒に対する暴力の性質・程度・結果

10. 女性と女兒に対する暴力は、親密なパートナーの暴力、早期・強制結婚、強制妊娠、名誉犯罪、女性性器切除、女性殺し、非パートナーからの性暴力、職場、その他の施設、公的空間でのセクハラ、人身取引、国家が目に見る暴力、紛争状況での女性に対する暴力を含め、多くの形態を取る(女性に対するあらゆる形態の暴力についての詳細な調査に関する事務総長報告書, A/61/122/Add.1 及び Corr.1 を参照)。

11. ある形態の暴力の蔓延率は、上記詳細な調査で報告されているように、他の形態の暴力よりも文書化が進んでいる。利用できるデータから、10名中7名もの女性が、生涯のある時点で身体的・性的暴力を経験していると推測されており<sup>19</sup>、2012年にILOによって公表された強制労働の世界推計によれば、女性と女兒が強制的性的搾取状態にあるすべての人々の98%を占めており、その大多数が人身取引され

<sup>16</sup> E/2003/27-E/CN.6/2003/12, E/1998/27-E/CN.6/1998/12 及び Corr.4 及び E/2007/27-E/CN.6/2007/9 を参照。

<sup>17</sup> 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書, E/CN.4/2006/61 を参照。

<sup>18</sup> 詳細は、[www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Paes/VAW.aspx](http://www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Paes/VAW.aspx) を参照されたい。

<sup>19</sup> 詳細は、[www.unifem.org/gender\\_issues/violence\\_against\\_women/facts\\_figures.html](http://www.unifem.org/gender_issues/violence_against_women/facts_figures.html) より閲覧できる。

た人々であり、1 億人から 1 億 4 千万人の女兒が女性性器切除を受けており<sup>20</sup>、殺人に関する世界調査 (2011 年)で国連麻薬犯罪事務所が報告しているように、女性の殺害被害者の 40%から 70%が、親密なパートナーによって殺害されている国々もある。

12. 女性と女兒に対する暴力は、そのリプロダクティブ・ライツを含め、その健康と権利に短期的悪影響も長期的悪影響も与える<sup>21</sup>。そのインパクトは、重傷及びセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、望まない妊娠、婦人科の問題、性感染症を含めた深刻な身体的影響から死亡にまで及ぶこともある。妊娠中の親密なパートナーからの暴力も、流産、死産、早産、産科的悪影響、出生児の低体重の可能性を高める<sup>22</sup>。女性に対する暴力は、裂傷が HIV 感染の罹患率を高めるかも知れない特に強姦の場合に、HIV 感染の危険を高めることにもつながる<sup>23</sup>。暴力は、女性が自分の HIV の状態を明らかにする結果ともなる<sup>24</sup>。

13. 暴力を受け、これに続く再被害化の高い危険にさらされている女性には、かなりの精神衛生上の結果がある<sup>12</sup>。9 つの低・中所得国の 13 の都会と農山漁村で行われた多国間調査で世界保健機関が収集したデータの分析は、普通精神衛生障害以外での女性の自殺未遂の最も首尾一貫した危険要因が、親密なパートナーからの暴力、非パートナーからの身体的暴力、離婚・別居・寡婦となった経験、幼児期の性的虐待、親密なパートナーからの暴力を経験した母親を持っていることであったことを明らかにしている<sup>25</sup>。

14. 暴力は、身体的・性的・リプロダクティブ・精神衛生の点で、女兒にとってもかなりの結果を生む。幼い時から暴力にさらされていると、脳の成熟度にインパクトを与え、社会問題を引き起こし、生涯にわたる社会的・情緒的・認知的障害を受けやすくなる行動、肥満、喫煙・薬物乱用・速い性活動のような健康に危険を及ぼす行動につながることもある<sup>26</sup>。

15. 暴力のインパクトは、世代間のものであることもある。DV にさらされている子どもたちは、不安、落ち込み、低い自尊心、学校の成績の悪さの高い危険にさらされている。そのような暴力を目撃したり、受けたりした子どもたちは、大きくなってから被害者や虐待者になる可能性がより高い。コスタリカ、チェコ共和国、フィリピン、ポーランド、スイスにおける調査は、母親に対して暴力をふるう父親を目撃した男児は、大きくなって自分のパートナーに暴力をふるう可能性が 3 倍も高いことを明らかにした<sup>27</sup>。同様の相関関係が、コンゴ民主共和国とリベリアのような紛争の影響を受けた場でも観察されている<sup>28</sup>。

16. 女性と女兒に対する暴力は、社会的・経済的開発を妨げ、生産性を減少させる。暴力は、失われた賃金と生産性のみならず、保健、警察、法的及び関連する支出の点でサヴァイヴァー、雇用者、公共セクターにも巨大な直接的・間接的コストとなる<sup>15</sup>。経済危機の時期に、支出、不確かな支援予算、増える失業と貧困を減らすための政府による措置は、女性と女兒に対する暴力、特に DV と家庭内暴力、親密なパートナーによる暴力の危険を高める<sup>29</sup>。

<sup>20</sup> 詳細は、[www.endvawnow.org/en/articles/299-fast-facts-statistics-on-violence-against-women-and-girls.html](http://www.endvawnow.org/en/articles/299-fast-facts-statistics-on-violence-against-women-and-girls.html) より閲覧できる。

<sup>21</sup> 国連人口基金(UNFPA)、国連婦人開発基金(UNIFEM)及びジェンダー問題と女性の地位向上に関する特別顧問事務所が準備したジェンダーに基づく暴力との闘いに関する報告書、2005 年を参照。

<sup>22</sup> 世界保健機関の出版物の詳細は、[www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/rhr12\\_36/en/index.html](http://www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/rhr12_36/en/index.html) 及び [www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/rhr12\\_43/en/index.html](http://www.who.int/reproductivehealth/publications/violence/rhr12_43/en/index.html) より閲覧可能。

<sup>23</sup> Rachel K. Jewkes 他、「親密なパートナーからの暴力、関係の権力不平等、南アフリカの若い女性の HIV 感染の発生: コホート調査」, *The Lancet*, 第 376 巻, 第 9734 号 (2010 年 7 月)。

<sup>24</sup> Johanna Kehler 他、「もしどうということになるかがわかっていたら、秘密にしておいただろうに」ジェンダー暴力と HIV に関する調査, 2012 年。

<sup>25</sup> K. Devries 他、「女性に対する暴力は、自殺未遂と強く関連している: 女性の健康と女性に対する DV に関する WHO 多国間調査からの証拠」*社会科学と医学*, 第 73 巻, 第 1 号, 2011 年。

<sup>26</sup> 子どもに対する暴力に関する国連子ども基金(UNICEF)の調査, [www.unicef.org/violencestudy/l.%20Report%20on%20Violence%20against%20Children.pdf](http://www.unicef.org/violencestudy/l.%20Report%20on%20Violence%20against%20Children.pdf) より閲覧可能を参照。A/61/299 も参照。

<sup>27</sup> 詳細と出典は、[www.endvawnow.org/en/articles/301-consequences-and-costs.html](http://www.endvawnow.org/en/articles/301-consequences-and-costs.html) より閲覧可能を参照。

<sup>28</sup> 詳細は、Promondo 及び Sonke ジェンダー正義ネットワークが行った国際男性・ジェンダー平等調査の予備結果、「ジェンダー関係、性暴力、東部コンゴ民主共和国、北 Kivu における紛争が女性と男性に与える影響」(2012 年)を参照。P. Vinck, P.N.Pharm, 「リベリアにおいて親密なパートナーからの身体的暴力とトラウマを引き起こす可能性のある戦争関連の出来事にさらされることと精神衛生との関連性」, *社会科学と医学*, 第 77 巻も参照。

<sup>29</sup> 「世界経済危機が女性、女兒、ジェンダー平等に与えるインパクト」に関する国連合同エイズ計画(UNAIDS)の討議文書, 2012 年 8 月を参照

17. 経済状況が女性と女兒に対する暴力の率に与えるインパクトを仮定して、各国は、暴力と搾取にさらされる高い危険に直面している女性と女兒に必要な社会保護と支援を提供しなければならない。それができないと、ケアと支援の重荷という結果となり、暴力に対処する責任がまた女性に戻ってくるという結果となる。多部門的サービスと対応の実施には、財政緊縮時でさえ維持されるべき特別経費支出を通して決定される適切な予算配分が必要である。

18. 女性と女兒に対する暴力は、社会の安定、経済回復、効果的な国家の権威、全体的な開発のような紛争後の平和構築の成功の重要な要素も損なうかも知れない。例えば、性暴力の程度が上がると仕事や農業の市場活動に参入したり、かかわったり、娘を学校にやる女性の意欲をそぐこともある<sup>30</sup>。紛争後の環境で、女性と女兒の脆弱性を高め、家庭内を含めて彼女たちに対する暴力の深刻さを悪化させる小火器がさらに拡散する可能性もある<sup>31</sup>。この暴力も、調整された多部門的対応とサービスを通して人道・開発行為者のみならず、国家によって対処される必要がある。

#### IV. 調整された多部門的対応とサービスの開発

19. 調整された対応は、包括的で、協働的で、統合されたサービス提供という概念に基づく組織的取組である<sup>32</sup>。そのような取組は、刑事司法セクターと被害者/サヴァイヴァーにサービスを提供している非政府機関との間の関係を改善するために、大部分は女性団体に牽引されて、今から 30 年以上も前に米国で始まった<sup>33</sup>。その時以来、個々のサービス・セクターでは多面的で、場合によっては長期的な暴力のインパクトに包括的に対処できないことが明らかになってきている。対応・回復・再統合のプロセス中に、女性と女兒には、そのような暴力の結果から回復し、今後の暴力から保護されるためには、様々なサービスと短期・中期・長期的な対応が必要である。

20. 必要とされるありとあらゆる多部門的サービスと対応は、女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細な調査(A/61/122/Add.1 及び Corr. 1)を含めた多くの報告書、総会の多くの決議及び女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の報告書で説明されてきた。それらには、政策と司法対応、シェルター、法的支援、ヘルスケア・サービス、心理学的カウンセリングと精神衛生ケアと支援、加害者のための非法的介入(リハビリ・プログラム)、24 時間ホットラインとオンライン・サービス、シェルターでの連れ子のためのサービス、経済・雇用支援、社会的再統合支援、教育への女兒の再統合が含まれる<sup>34</sup>。

21. これらサービスは、通報、対応、回復のプロセスで女性と女兒に課される重荷とインパクトを減少させるために、最も効率的に、効果的に協力することが重要である。暴力通報の一部として経験される二次的被害化は、支援を求める女性と女兒にとって、長い間、恐ろしい、場合によっては致命的な結果を伴う障害であった<sup>35</sup>。これら障害は、紛争の影響を受けている場では特に厳しい。通報に関連する危険の高まりは、通報の数の少なさと発生と通報との間の時間が長引くという結果となる。

22. 調整された多部門的サービスと対応は、一般的ヘルスケア・サービスにも関連していなければならない。暴力を受けた女性は、しばしば、直接に専門サービスにアクセスする前に、保健ケア提供者(医師、妊産婦・幼児看護師、学校のカウンセラー)に相談する可能性がより高い。従って、より幅広い保健ケア・システムに関して、必要なリファーマル・プロセスが確立されていることが、調整された多部門

<sup>30</sup> Anne-Marie Goetz, Robert Jenkins, 「国際的に仲裁される和平交渉で性暴力に対処する」, *国際平和維持*, 第 17 巻, 第 2 号, 2010 年 4 月。

<sup>31</sup> 2012 年 9 月にバンコクで開催された女性と女兒に対する暴力防止に関する専門家グループ会議の報告書を参照。  
[www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/11/Report-of-the-EGM-on-Prevention-of-Violence-against-Women-and-Girls.pdf](http://www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/11/Report-of-the-EGM-on-Prevention-of-Violence-against-Women-and-Girls.pdf) より閲覧可能。

<sup>32</sup> M.A.Adler, 「評価企画におけるモデリングの利用: メリーランドの DV サービス調整の事例」 *評価とプログラム企画* 25 巻, 第 3 号, 2002 年 8 月。

<sup>21</sup> 詳細は, [www.theduluthmodel.org/about/index.html](http://www.theduluthmodel.org/about/index.html) より閲覧可能。

<sup>34</sup> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women), 「女性に対する暴力国内計画のためのハンドブック」, 2012 年, セクション 3.5。

<sup>35</sup> Sarah Bott 他, 「低・中所得国でのジェンダーに基づく暴力の防止と対応: 世界的見直しと分析」, 政策調査研究報告書, 第 3618 号 (ワシントン D.C., 世界銀行, 2005 年)。

的対応の提供には重要である<sup>36</sup>。より幅広いセクターに関連する時、重複するものもあるが、対応を通して、防止を通して、女性に対する暴力をなくすために活動している多くの異なったセクター間により良い交流があることもある。この目的で、防止に関する専門家グループ会議は、そのような暴力のない社会、コミュニティ、家庭で暮らす女兒と女性の人権を支持する包括的で統合されたシステムとして、防止・対応戦略が開発され、実施されるべきであることを勧告した<sup>19</sup>。

23. 過去 30 年にわたって、様々なモデルの調整された多部門的対応が、すべての関連サービスが共存するワン・ストップ危機センター<sup>37</sup>、HIV/エイズのような特別なニーズに対応したり<sup>38</sup>、その他の支援を提供する追加サービスが含まれている包括的ケア・モデル<sup>39</sup>、サービスが共存することを要求はしていないが、調整された包括的対応の提供を確保する統合されたサービス提供モデルの開発を含め、多くの国々で実施されてきた<sup>40</sup>。しかし、これらモデルのすべてには、参加機関の間の明確で透明性のあるプロトコル、包括的な報告とリファール・メカニズム及び安全、機密性、プライバシーを確保する倫理的情報交換ガイドラインが必要である。それらは、子どものニーズに対してもジェンダーに配慮し、対応するものでなければならない。

24. NGO を含めた現場の人たちや研究者によって<sup>41</sup>サービスのより良い協力と調整に関する多くのガイドランスまたは機関間常設委員会の「人道の場におけるジェンダーに基づく暴力介入のためのガイドライン」が開発されてきた<sup>42</sup>。そのようなガイドランスにもかかわらず、多くの重要なギャップが、多部門的サービスと対応の実施に未だに残っており、多くの女性と女兒を死亡、傷害またはさらなる被害化の危険にさらしている。特に、かなりのギャップが、法律と政策、規定、多部門的サービスと対応の質とアクセス可能性、その効果を評価する能力に残っている。

## V. 法律・政策・調整・資源

25. 女性と女兒に対する暴力を犯罪化し<sup>43</sup>、調整された多部門的サービスと対応の提供を義務付ける法律を含めた包括的な法律は、持続可能な対応の基礎を形成する。加盟国によって提供された回答の中で、法律で多部門的サービスと対応の提供を義務付けたと明確に報告したところはほんのわずかであった(ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン)。女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細な調査(A/61/122/Add.1 及び Corr.1)で概説されているように、包括的な多部門的サービスと対応は、強力で献身的で永久的な制度的メカニズムによって維持され、支持され、促進されなければならない。そのようなサービスの実施は、あらゆるレベルでの適切で効果的な調整メカニズムの設立も規定し、実施のために必要な資金を含む関連法と政策を伴うべきである。

26. 報告した国々の中には、女性と女兒に対する暴力、特に DV と性的攻撃に対するサービスと対応のための包括的な調整メカニズムを設立しているところもある(コロンビア、エストニア、フィンランド、マルタ、モーリシャス、メキシコ、パラグアイ、韓国、スロヴェニア、スペイン、スーダン、英国)。しかし、フィンランド、マルタ、スロヴェニアを例外として、そのようなメカニズムが法律で規定されているのかどうかは明確ではなかった。より共通しているのは、調整メカニズムとサービスの提供が省令を通して(ジブティ、スーダン)または国内行動計画、戦略またはプラットフォームを含めた政策枠組を

<sup>36</sup> 国際女性調査センター報告書、親密なパートナーからの暴力: 家庭にも地域社会にも高いコスト」、2009 年を参照。

<sup>37</sup> そのような例には、バングラデシュ、マレーシア、南アフリカ、英国、ザンビアの例が含まれる。例えば、[www.mspcaw.org.bd/occ.php](http://www.mspcaw.org.bd/occ.php); [www.rapecrisis.org.UK/Referralcentres2.php](http://www.rapecrisis.org.UK/Referralcentres2.php); [www.npa.ogv.za/UploadedFiles/THUTHUZELA%20Brochure%20New.pdf](http://www.npa.ogv.za/UploadedFiles/THUTHUZELA%20Brochure%20New.pdf); 及び [http://pdf.usaid.gov/pdf\\_docs/PDACRS69.pdf](http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PDACRS69.pdf); 及び国連人口基金(UNFPA)による調査、「ジェンダーに基づく暴力に対する保健セクターの対応: 亜ドア太平洋地域の評価」、バンコク、2010。

<sup>38</sup> 詳細は、[www.popcouncil.org/pdf/AfricaSGBV\\_KeyIssues.pdf](http://www.popcouncil.org/pdf/AfricaSGBV_KeyIssues.pdf) より閲覧可能。そのようなサービス提供モデルはラテンアメリカにも存在する。

<sup>39</sup> 例えば、エルサルバドルの"Centros de Ciudad Mujer"のネットワーク。詳細は、[www.iadb.org/es/proyectos/project-information-page.1303.html?id=ES-L1056](http://www.iadb.org/es/proyectos/project-information-page.1303.html?id=ES-L1056) より閲覧可能。

<sup>40</sup> 詳細は、[www.dhs.vic.gov.au/about-the-department/plans,-ptograms-and-projects/plans-and-strategies/women/action-plans-to-address-violence-against-women-and-children](http://www.dhs.vic.gov.au/about-the-department/plans,-ptograms-and-projects/plans-and-strategies/women/action-plans-to-address-violence-against-women-and-children) より閲覧可能。

<sup>41</sup> 例えば、女性に対する暴力欧州、「ギャップを埋める: 善意から協力まで」、[www.wave-network.org/start.asp?ID=2898&b=15](http://www.wave-network.org/start.asp?ID=2898&b=15)。

<sup>42</sup> [http://ochanct.unocha.org/p/Documents/GBV%20Guidelines%20\(English\).pdf](http://ochanct.unocha.org/p/Documents/GBV%20Guidelines%20(English).pdf) より閲覧可能。

<sup>43</sup> 女性に対する暴力に関する法律のためのハンドブック(国連出版物、祖版番号 E.10.IV.2)及び総会決議 65/228 を参照。

通して(デンマーク、エストニア、イタリア、日本、ヨルダン、マダガスカル、スリランカ)特定されていたことである。オーストリア、デンマーク、フィンランド、イタリア、メキシコ、スペイン、スウェーデンが共有するデータを例外として、これらサービス提供のための資金の取り決めに関連しては、国々によって提供された情報はほとんどなかった。デンマークは、被害者を支援するために使うことのできる加害者から集めるお金である被害者のための基金の最近の設立を報告した。オーストリアは、暴力からの保護のための国立センターのための公的な資金調達を法律が認めていると報告した。

## VI. 多部門的サービスと対応の提供

27. 利用できる時には、多くの国々で、多部門的サービスと対応は、普通、暴力の直後に必要とされるものに限定されており、時には都会地域でのみ提供されている。加盟国により提供された提出物は、無料の24時間ホットライン、警察の対応、保護命令、法的支援へのアクセス、シェルター、ヘルスケアと心理学的カウンセリングのすべてまたは組合せを含め、暴力が起こった直後に必要とされる様々な多部門的サービスと対応の存在に言及していた(オーストリア、コロンビア、デンマーク、エストニア、フィンランド、イタリア、ヨルダン、マダガスカル、モーリシャス、メキシコ、パラグアイ、ポーランド、カタール、韓国、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国)。国々の中には、子どもと女兒のためのサービスを特に述べたところもあり(ハンガリー、モーリシャス、メキシコ、韓国、スペイン、スリランカ)、暴力を目撃した子どもを対象にしたイニシアティブについて述べたところもある(スウェーデン)。モーリシャスは、虐待の子ども被害者とその家族が、6つの家庭支援局から心理学的カウンセリングと法的助言を提供されていることを報告した。

28. サービスと対応の調整のレベルはさまざまである。国々の中には、調整され、統合された方法で、すべての必要なサービスを明確に報告したところもある(アルゼンチン、オーストリア、コロンビア、マダガスカル、メキシコ、スペイン)。マダガスカルでは、地域機関が、ネットワークの創設を通してサービスと対応が協力することを保障することを求めており、オーストリアとフィンランドは、英国で始まり、暴力の高い危険にさらされている女性のための保護の選択肢を討議するためのすべての関連機関会議にかかわる多機関危険評価会議モデルを試している。女子差別撤廃委員会を含む人権条約機関も、調整のレベルが依然として不適切であるという懸念を表明している<sup>44</sup>。緊急事態の場では、サービスの崩壊と破壊が、ジェンダーに基づく暴力に対処するサービスを提供する人道行為者の到着と相俟って、多部門的サービスと対応の調整に複雑性と緊急性の新たな層を付け加えている。

29. 女性と女兒に対する暴力に対応する際に、多くの国々の戦略と計画には未だに重大なギャップがある。加盟国の中には、DVと家庭内暴力及び性的攻撃への対応に関して報告したところもある。国々の中には、人身取引(アルゼンチン、オーストリア、デンマーク、フィンランド、クウェート、メキシコ、パラグアイ、カタール、スリランカ、スイス)、「名誉関連の」暴力(スウェーデン)、女性性器切除(オーストリア、ジブティ、イタリア)、強制・早期結婚(オーストリア、スウェーデン、英国)のような他の形態の暴力のために利用できるまたは開発されつつある対応や法律を明らかにしたところもある。メキシコは、女性殺しを中心とした特別プログラムを報告した。コロンビア、パラグアイ、スロヴェニアだけが、職場での女性に対する暴力への特別対応を報告した。第98回会期で採択されたディーセント・ワークの核心にあるジェンダー平等に関する決議で、国際労働大会は、女性と男性の間の平等という目標に対する重要で大きな世界的課題としてジェンダーに基づく暴力を説明した。

30. 被害者/サバイバーを保護し、加害者に責任を持たせる際に、警察とより幅広い司法対応を包摂することが極めて重要である。多くの加盟国は、裁判所が発行する保護命令の規定を報告し<sup>45</sup>、警察が直接発行する短期的排除命令さえ導入しているところもあるが(オーストリア、ハンガリー、スロヴェニア、英国)、ほんのわずかの国々が警察及び司法セクターによって提供されるその他の特別対応を報告した(コロンビア、エストニア、フィンランド、モーリシャス、メキシコ、パラグアイ、スリランカ、スーダン)。

<sup>44</sup> 女子差別撤廃委員会の総括所見を参照。 [www2.ohchr.org/English/bodies/cedaw/sessions.htm](http://www2.ohchr.org/English/bodies/cedaw/sessions.htm) より閲覧可能。

<sup>45</sup> まだ未発効ではあるが、保護のための地域協力に関する好事例は、2011年に欧州議会によって支持された欧州保護命令である。詳細は、 [www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/content/201112131PR33945/html/Parliament-endorses-EU-wide-protection-for-crime-victims](http://www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/content/201112131PR33945/html/Parliament-endorses-EU-wide-protection-for-crime-victims) より閲覧可能。



31. 有望な慣行のいくつかの例がある。パラグアイは、女性に対する暴力に対応するために特別に訓練された警官を有する 6 つの警察ユニットを国中で設立している。日本では、裁判所が一旦保護命令を出すと、警察は命令が破られた時にどうすればよいかに関して情報を提供するために被害者と連絡を取り、命令の遵守を確保するために、被告と連絡を取る。その他の例には、暴力の被害者/サヴァイヴァーとその家族に多機関対応を提供するメキシコの司法センター、コロンビアの性暴力・家庭内暴力の被害者のために設立されたセンター、警察と被害者支援団体が共存するエストニアのセンターが含まれる。多くの紛争後の国々では、この型の暴力に対処するための警察内の特別ユニットの設立、特別基準事業手続きの開発と実施、警察隊と女性との間の信頼と協働の構築に基づく地域社会警察活動がみられる。効果的な警察・司法対応の提供が、司法へのアクセスを確保し、刑事責任免除をなくすために強化される必要がある。

32. 再被害化の危険を減らすのみならず、女性と女児の完全な回復を確保するために、長期的支援が必要である。そのような支援には、雇用支援、長期的住居へのアクセス、社会再統合及び女児の教育への再統合が含まれる。暴力の被害者であった女性のための長期的支援の好事例は、年に 20 日までの有給の家庭内暴力休暇へのアクセスを含め、職場が産業奨励金や協定に DV 受給権を導入しているところもあるオーストラリアで最近導入された<sup>46</sup>。長期的支援と回復に関連するもう一つ好事例は、原状回復、補償、リハビリ、再統合を提供するが性質は変革的であり、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者によって報告されているように(A/HRC/14/22)、女性と女児に対する暴力の根底にある差別と不平等の構造的な根本原因に対処するものを超える賠償の提供である。紛争及び紛争後の社会における法の支配と移行司法に関する報告書は(事務総長報告書(S/2011/634)を含め)、紛争後の状況にある女性と女児にとって特に重要性を持つ国内賠償プログラムを支援する必要性を強調している。女性と女児のための長期的支援に関連して、そのようなサービスの提供を明らかにした国々(オーストラリア、イタリア、スペイン、スウェーデン)はほとんどなかった。被害者のための効果的な長期的サービスの提供は、すべての国々で継続して重大なギャップである。

## VII. 多部門的サービスと対応の質の確保

33. サービスや対応が確立される様態、専門家が対応する方法、被害者/サヴァイヴァーの安全・安全保障・機密性を確保するために設置されているメカニズムは、サービスにアクセスし、利用する際に女性と女児の信用を築く際に重要である。基準の開発は、女性と女児に対する暴力の状況で、そのような基準が多部門的サービスと対応の設立と特に暴力の直後に被害者/サヴァイヴァーのニーズが満たされることを保障することにかかわっている専門家のためのサービス提供の基準の開発に関するガイドダンスを提供するので、質の高いサービスの提供を確保する手段である。欧州会議は、完全な支援システムとそのようなサービス開発のための最低の基準を形成するために存在していなければならない異なったタイプのサービスを含め、多部門的サービスと対応の大変に明確なサービス基準を導入している<sup>47</sup>。

34. 世界保健機関(WHO)は、現在、親密なパートナーからの暴力と性暴力の被害者のためのヘルスケア・サービスのためのガイドラインと基準を開発する途上にある<sup>48</sup>。国々の中には、サービスの質と提供を規制しようとするプロセスを開発しているところもある(フィンランド、イタリア、スウェーデン)。いくつか好事例があるが、調整された多部門的サービスと対応の世界的に合意または承認された基準はない。特定の状況に適合されなければならないそのような基準の実施は、どこに住んでいようとかかわりなく、女性と女児に対応の質を確保するであろう。多くの多部門的サービスと対応は、非政府機関によって提供されているが、サービスの基準を含め、そのようなサービスに対する責務と責任は、依然として加盟国にある。

<sup>46</sup> 詳細は、[www.dvandwork.unsw.edu.au/resources#workplace](http://www.dvandwork.unsw.edu.au/resources#workplace) より閲覧可能。

<sup>47</sup> 欧州会議、「女性に対する暴力との闘い：支援サービスの最低基準」、[www.coe.int/equality](http://www.coe.int/equality) より閲覧可能。

<sup>48</sup> 詳細は、[www.who.int/reproductivehealth/topics/violence/prevention/en/index.html](http://www.who.int/reproductivehealth/topics/violence/prevention/en/index.html) より閲覧可能。

## VIII. すべての女性と女兒のための多部門的サービスと対応へのアクセス

35. 不適切な地理的範囲、利用できるサービスについての女性と女兒の知識の欠如、不適切なまたは特定のグループの女性と女兒を対象としたサービスの提供、子どもにとってのアクセスの欠如、被害者となったという汚名のせいで被害者の通報することに対する恐怖、または被害者/サバイバーが支払う場合にはサービスとコストのような、多部門的サービスと対応へのアクセスから多くの女性と女兒を妨げる障害があることを示す証拠がある。紛争の影響を受けている場では、サービスはしばしば一時的に中止されたり、破壊されたり、強制移動させられたり、または安全保障の理由でアクセスできないものにされたり、手の届かないものにされたりして、暴力を逃れる人々が、機能しているそういったサービスにアクセスできる可能性が低くなる。

36. サービスと対応におけるギャップを明らかにするために、地図作成を行った国々もある。英国、平等・人権委員会、女性に対する暴力をなくす連合は、英国におけるサービス提供のギャップに関する2つの報告書を作成している<sup>49</sup>。ネパールでは、ジェンダーに基づく暴力介入の予備的地図作成が今後のサービス提供を強化する手助けをするために行われている<sup>50</sup>。両地図作成とも、そのような支援がしばしば欠如しているかまたは不適切である特に農山漁村地域で多部門的サービスと対応の適切な範囲を確保する好事例である。イタリアは、資金提供された165の反暴力センター(そのうち72はシェルター)を含め、地理的範囲に関する最も詳細なデータを提供した。コロンビアは、被害者のための包括的ケアの63のユニットの提供を通して、サービスへのアクセス可能性を拡大したと報告した。国々の中には、シェルターがたった1つしかないと報告したところもあり(ヨルダン、マルタ、パラグアイ)、報告した国々の中で、サービス提供のギャップを明らかにするためにサービスの地図作成が行われているかどうかを述べたところはなかった。

37. アクセスを確保する重要な部分は、意識啓発と利用できるサービスと対応の提供を通すことである。多くの加盟国は、フリーダイアル、メディア・キャンペーン、その他の意識啓発方法を含め、情報の提供と推進を通してサービスと対応に対する意識を高めることに言及した(オーストリア、コロンビア、ジブティ、イタリア、スペイン、スロヴェニア、スリランカ)。ジブティは、法的情報を提供する特別サービスのみならず、どのように苦情を申し立てるか及び司法制度の機能を理解する際に、女性を支援する被害者のための「司法ガイド」の開発を報告した。アルゼンチンとスペインは、国内レベルの資金とサービスに関する詳細な情報を含むオンライン・データベースの開発を報告した。メキシコは、早期発見と通報を奨励する明確な目的を持って、ジェンダーに基づく暴力に対する意識を啓発する学校のイニシアティブに言及した。

38. 女性に対する暴力に関する詳細な調査で強調されたように、どのような形態の暴力を女性と女兒が受けるのか、どのように暴力を経験するのかに影響を及ぼす、その人種、民族性、カースト、階級、移動者または難民の状態、年齢、宗教、性的指向、婚姻状態、障害またはHIVの状態を含めたいくつかの要因がある。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、最近、異なったグループの女性の間への不平等に対する認識の欠如、あるグループの女性の間の特異な脆弱性、暴力があいまいにされ、しばしばその権利が保護されている女性はジェンダーに基づく暴力の最大の危険にさらされている女性ではないということにつながることを強調した(A/HRC/17/26を参照)。これは、特定の状況または国の状況で、例えば寡婦のような社会における立場や地位のために暴力を受けるあるグループの女性にも関係している。

39. 障害を持つ女性に関する特別な報告書(A/67/227)の中で、特別報告者は、障害を持つ女性が他の女性を経験するのと同じ形態の暴力の多くを経験すると述べたが、暴力を逃れるために司法と多部門的サービスと対応にアクセスする際に直面するさらなる障害を強調した。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)も、障害を持つ女性と女兒がさらに大きな暴力の危険にさらされており、女性と女兒に対する暴力に関する既存の法律がしばしば障害を持つ女性が暮らしている様々な家庭環境とそのような状況でケア提供者を含め、様々な加害者となる可能性を認めていないことを強調した(A/HRC/20/5及びCorr.1

<sup>49</sup> 詳細は、[www.equalityhumanrights.co/key-projects/map-of-gaps/](http://www.equalityhumanrights.co/key-projects/map-of-gaps/)より閲覧可能。

<sup>50</sup> アジア財団、「ネパール：ジェンダーに基づく暴力の予備的地図作成」、2010年。

を参照)。この報告書は、女性に対する暴力を防止し、司法、保護措置、法的・社会的・保健ケア・サービスへのアクセスを確保するプログラムが、障害を持つ女性と女兒のためのアクセス可能性を含めるために開発され、実施されるべきであると結論付けている。同様に、そのようなサービスと対応が、先住民族女性と女兒(E/C.19/2012/6 を参照)及び HIV を持つ女性を含めた他のグループの女性にもアクセスできることが重要である<sup>51</sup>。

40. 国家の中には、意識啓発と農山漁村地域での移動アウトリーチを含めた特別なサービスを通して、農山漁村女性や重複する形態の差別を受けているあるグループの女性のためのアクセスを改善することを目的とする特別なイニシアティブを明らかにしたところもある(アルゼンチン、オーストリア、マダガスカル、メキシコ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン)。例えば、マダガスカルは、権利を保護し、暴力の被害者であった移動労働者を本国に送還するために、受入国との協定の開発を通して、暴力から女性移動労働者を保護することを求めている。アルゼンチンでは、無料の法的助言が、移動アウトリーチ・サービスを通して、先住民族女性とその他の比較的遠隔地域の脆弱なグループに提供されている。メキシコは、暴力の被害者である先住民族女性のための専門センターを有しており、38の移動サービス・センターが、遠隔地域の女性と女兒に対応するために創設されている。さらに、メキシコは、先住民族言語で通訳も訓練し資格を与えている。

41. パラグアイは、先住民族社会が集中している1つの地域を含め、女性に対する暴力に対応する4つの地域センターを設立している。スペインは、電話ホットラインを、聴覚障害を持つ女性によりアクセスできるものにする措置を検討しており、一時的住居の提供を通して、移動女性に支援を提供している。韓国は、障害を持つ女性を対象とした特別措置を通して、DVや性暴力の悪影響を受けた障害者のための5つの保護施設を設立している。デンマークは、1つのシェルターがマイノリティ女性のためのものであり、多くのシェルターは14歳までの子どもを受け入れるのみならず、子連れの女性と障害を持つ女性のための施設を有していると報告した。女性と女兒に対する暴力に特に対処するための移動裁判所と移動保健診療所の慣行は、保健・司法施設の機能不全のために、紛争後の状況でますます利用されつつある。

42. そのようなサービスにアクセスする際に、多くの女性が安心感を持つために重要なシェルターへの子どものアクセスを特に述べた国からの回答はほとんどなかった。フィンランドは、高齢者の安全を目的とする特別イニシアティブについて報告した。スペインは、利用できるサービスを提供されることがあまり多くない特別な発達上のニーズを持つ重要なグループである思春期の少女のための特別なサービスと対応に関して報告した唯一の国であった。情報、教育、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスへのアクセスは、思春期の若者を含めたすべての個人が自分の健康を守り、そのリプロダクティブ・ライツを行使できるようにする重要な要素である。

43. 被害者/サヴァイヴァーにサービスと対応を提供する専門家の能力を築くことは、すべての女性と女兒によるアクセスを確保するために必要である。ほとんどすべての国家が、すべての女性と女兒に対応する一部またはすべてのサービス提供者の能力開発に言及した。多くの国々は、他のセクターの専門家のための多くのその他の訓練活動に関して報告したのみならず、検事、警察、裁判官のためのハンドブック、マニュアル、訓練の提供に言及した。多くの国々は、特に家庭内暴力とDV及び性暴力に関連して、すべての専門家のための特別訓練に言及した。先住民族女性の司法へのアクセスを改善するために司法専門家と協力したと報告したメキシコを除いて、重複する形態の差別を受けている女性と女兒に適切に対応するための能力開発を特に報告した加盟国はほとんどなかった。

44. 人権条約機関も、地理的に配分され、適切に資金提供される支援サービスを被害者に提供し、農山漁村地域と脆弱なグループの女性を含めたすべての女性暴力被害者がそのようなサービスに完全にアクセスできることを保障するよう各国に要請している。

## IX. 多部門的サービスと対応の効果の評価

<sup>51</sup> いくつかの国々の調査で、HIV陽性女性が親密なパートナーからの暴力の比較的高い率を報告していることが分かった。詳細は、[www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736\(10\)60548-X/fulltext](http://www.thelancet.com/journals/lancet/article/PIIS0140-6736(10)60548-X/fulltext) より閲覧可能。

45. 調整された多部門的サービスと対応の重要な要素は、目標を達成していることを保障するための継続する監視と評価を通してその効果を評価する能力である。

### 監視と評価

46. 監視は、関連調整メカニズムによって行われるべき慣行の継続する見直しである。評価は、特定の方法論を用いてイニシャティブのライフスパンの特定の時点で、できれば独立した機関によって行われるべきシステム対応のインパクトと効果のより詳細で正式の分析(被害者/サバイバーに対する直接的利益とサービスが共に作用している方法の双方を評価すること)である。調整された多部門的対応は様々な形態で、地方の状況に特化しているが、約 30 年もの間実施されてきたが、そのような対応の包括的評価は、未だ比較的限られている。そのような対応の成功は、通報したときに被害者/サバイバーに与えるインパクトを減らすという点で直観的に理解できるが、もし首尾一貫した方法論でより多くの評価が行われるならば、あらゆる場で成功する共通の要素を明らかにする機会が増えるであろうし、それによってより効果的な対応に関するより広い知識が増えるであろう。

47. 今後の作業を強化するプログラムと政策の評価と監視に関連して提供される情報は大変に限られていた。スウェーデンは、継続中の作業を強化し、知識と調査を築き上げるために成果を利用する国内計画の評価を報告した。オーストリアは、女性と子どものための暴力保護センターのインパクトを評価する暴力保護法ともう一つの 2 つの評価を報告した。アルゼンチンの女性に対する暴力国内観測所は、暴力を根絶し、防止するための政策と戦略を強化するために監視を行い、データを収集している。

### 蔓延率データと指標

48. 評価のための適切な方法論の開発のみならず、効果的な評価・監視プロセスの重要な部分は、そのようなプロセスを支持するために収集されるべき適切な指標とデータを明らかにすることである。蔓延率データ(暴力を経験している女性の推定割合)は、政策と戦略及び関連するコストの開発を強化し、そのような戦略に効果があるのかどうかを調べるために、女性に対する暴力の問題の程度と深刻さを理解するために極めて重要である。ますます多くの国々が、家庭調査、その他の献身的な調査または WHO を通じて蔓延率データを収集している。ほとんどの場合、蔓延率調査は、パートナーまたは非パートナーによる性的・身体的暴力に限られている。子どもに対する暴力に関する調査の 2006 年の発表以来<sup>14</sup>、スワジランドとタンザニア連合共和国のような国々も、子どもに対する暴力の蔓延率調査を完了しており、中には、女兒に対する暴力を特に中心としているものもある。

49. すべての調査がすべての国々にわたって同じ方法で行われる可能性は低いですが、統計委員会議長友好国によって開発された女性に対する暴力に関する指標(E/CN.3/2009/13 を参照)と国連統計部によって現在開発されつつあるそのような調査を行うためのこれに伴うガイドライン(E/CN.3/2011/5 を参照)は、データの首尾一貫性と比較可能性を推進する際に助けとなるであろう。ガイドラインは、虐待された女性または虐待される危険にさらされている女性に関して行われた調査がプライバシーと機密性のような関連する倫理的配慮に沿って、参加者の安全を確保しつつ行われることを保障するために重要であろう<sup>52</sup>。

50. 加盟国の中には、蔓延率データを収集したと報告したところもあるが(イタリア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、韓国)、データが収集された指標は明確ではなかった。ヨルダンでは、ジェンダー統計と指標のための国内システムに言及したが、女性と女兒に対する暴力に関するデータまたは指標への言及はなかった。スウェーデンは、そのセグメントに家族、親密なパートナー、名誉関連の暴力を含む被害化に関する年次調査を行っている。

### 個々の事件とシステムの対応

51. 個々の事件へのシステムの対応を調べることにより、サービスと対応が女性と女兒の生活とその安全に与えるインパクトを測定することか重要である。これには、量的データと質的データの収集が必要である。関連データの中には、場合によっては女性の「助けを求める」行為を記録する多くの国での蔓

<sup>52</sup> Mary Ellsberg, Lori Heise, 「女性に対する暴力の調査: 研究者と活動家のための実用的ガイド」, 世界保健機関及び保健における適切な技術のためのプログラム, ワシントン D.C., 2005 年。

延率調査を土台としているものもあるかも知れない。これには圧倒的に警察、司法制度及び女性と女兒に対応を提供しているその他すべての多部門的サービスからの行政データへのアクセスが含まれている。

52. 質的データは、効果の評価の重要な部分であるべきサヴァイヴァーから求めることができる。そのフィードバックも、政策策定プロセスに含まれるべきである<sup>40</sup>。人道の場合では、国際救援委員会、国連人口基金、国連難民高等弁務官事務所、国連子ども基金、WHO が指導する機関間ジェンダーに基づく暴力情報管理システムが<sup>53</sup>、暴力に対する人道的対応を強化する女性と女兒に対する暴力に関するデータの収集、管理、共有を可能にしている。

53. アルゼンチンを除いて、様々な筋を通じた組織的なデータ収集に言及した国々はほとんどなかった(オーストリア、フィンランド、スリランカ)。スリランカは、データが防止・保護措置を開発するために利用され、多部門的サービスと対応の効果を測定するために用いられていると報告した。スーダンでは、女性と女兒に対する暴力に対する対応の弱点として、データと分析の欠如を明らかにした。システムの効果を評価するための特別な指標の開発を報告した国はなかった。

54. 蔓延率データと同様に、効果的慣行に関する情報共有を支援するために国レベルで測定され、収集されているものにある一定の首尾一貫性を有していることには利益がある。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は 2008 年にそのような指標を提案したが(A/HRC/7/6 を参照)、再被害化の保護または防止のためのシステムの対応の効果を測定するための指標の開発はほとんど行われていない。調整された多部門的サービスと対応のインパクトを測定する一連の包括的指標を開発することは可能ではないかも知れないが、高いレベルの通報、システム、特に刑事司法制度からの摩擦、サービスが効果的に作用しているかどうかを含めた、特別報告者が提案しているような幅広い指標に関して合意に達することは可能かも知れない。

## X. 国連システム内の調整

55. 旧女性とジェンダー平等機関間ネットワーク女性に対する暴力タスク・フォース(現在は、女性に対する暴力常設委員会として知られている)は、10 か国で行われている合同ブログセラム形成の結果と学んだ教訓を捉えることを求めるイニシアティブを通して、国連機関の間の情報の時宜を得た交換・調整・協働を高めている<sup>54</sup>。いくつかの国連機関によって提供される個々及び合同のプログラム形成支援は、ルワンダでの"Delivering as one"の取組の開発のような包括的な多部門的サービスと対応の開発を継続して支援している<sup>42</sup>。国連は、紛争中の性暴力禁止国連行動を通じた紛争関連の性暴力に関連する問題、及び世界保護クラスター内のジェンダーに基づく暴力の責任領域を通して緊急事態の女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に関連する問題を調整している。

56. 事務総長のキャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」は、法律・政策改正の提唱、多部門的サービスと対応の開発と提供、政策と対応の開発を強化する首尾一貫し、統合されたデータ・システムの開発を含め、女性に対する暴力に対応する多くの側面に関する機関間協力を継続して調整している。女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金は、そのようなサービスの開発とすべての女性のためのアクセスの確保のために多くの国々で提供される資金を通して、包括的な多部門的サービスと対応の開発も継続して支援している。2012 年のその提案の呼びかけには、女性に対する暴力、思春期の若者と少女に対する暴力に対処するための国内・地方の法律、政策、行動計画の実施への重点が含まれている。国連合同エイズ計画(UNAIDS)は、その 2011 年から 2015 年までの戦略の中で、女性に対する暴力をなくすことを優先している。

## XI. 結論と勧告

<sup>41</sup> 詳細は、[www.gbvims.org](http://www.gbvims.org) より閲覧可能。

<sup>54</sup> 詳細は、[www.unfpa.org/webdav/site/global/shared/documents/publications/2011/VAW\Kpomt`rprgra,.omgCp.@emdoi,-1/.pdf](http://www.unfpa.org/webdav/site/global/shared/documents/publications/2011/VAW\Kpomt`rprgra,.omgCp.@emdoi,-1/.pdf) より閲覧可能。;

57. 結論と勧告は、加盟国の閣僚、国連大使、市民社会団体及び国連システムの指導者たちが規範的強化と女性と女兒に対する暴力への対応と防止の効果的で促進された実施と施行へのコミットメントを強調した、2012年12月13日と14日にニューヨークで開催された女性に対する暴力の防止と撤廃に関するUN Women関係者フォーラムの合意に基づくものである。女性と女兒に対する暴力のための効果的なサービスと対応の開発と提供の基礎は、十分に確立されてきた。女性と女兒に対する暴力の対応が、女子差別撤廃条約(一般勧告第19条で女子差別撤廃委員会によって勧告されたように)、女性に対する暴力撤廃宣言及び北京行動綱領を含めた人権枠組みにしっかりと固定されていなければならないことが今や理解されている。加害者と被害者/サヴァイヴァーとの間の権力の不均衡とジェンダー不平等を認め、加害者に説明責任を持たせなければならない。そのようなサービスと対応は、包括的な法的・政策的枠組みで義務づけられるべきである。それらは、暴力の多面的なインパクトに対応するために、多部門的で調整されたものでなければならない。すべての女性と連れている子供たち並びに暴力を受けた女兒は、司法への平等なアクセスを含め、そのようなサービスと対応にアクセスできなければならない。多部門的サービスと対応は、特別なグループの女性と女兒、特に重複する形態の差別に直面している女性と女兒のニーズも考慮に入れ、すべての被害者/サヴァイヴァーの機密性とプライバシーを維持するべきである。

58. この領域である程度の進歩はあったが、サービス提供の質の首尾一貫性の欠如を含め、国々にわたって実施が遅く、不均衡であった。高所得国においてさえサービスと対応の利用可能性、料金の手頃さ、及びアクセスは特に女性の長期的回復と社会への再統合を確保するサービスは不十分で、不適切である。

59. 以下の領域に関しては、第57回婦人の地位委員会は、以下を各国政府及びその他の関係者に要請したいと思うかも知れない:

#### *世界的な法的・政策的枠組*

(a)女子差別撤廃条約の普遍的批准に向けて活動し、条約に課せられたすべての留保条件を撤回し、その選択議定書を批准または加盟すること。

(b)世界・地域・国内レベルで規範と基準を継続して強化し、世界的実施計画の開発を検討すること。

(c)女子差別撤廃委員会への包括的報告書の中で女性に対する暴力の範囲を通して説明責任メカニズムを強化すること。

(d)今後の開発枠組の中でジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒に対する暴力との間の関連性を検討すること。

#### *法律・政策・調整・資金*

(e)女性に対する暴力に関する国内法と政策が、国際人権基準を反映していることを保障すること。

(f)女性と女兒に対する暴力のための包括的な多部門的対応とサービスを漸進的に達成するための基準を明確に概説する包括的な国内政策と行動計画を開発し、そのような達成を測定するために、基準の確立を含めること。

(g)多部門的サービスと対応の提供のための適切な予算配分を決定する経費計算を行い、法律と政策で継続する適切な資金の提供を義務付けること。

(h)法律と政策で多部門的サービスと対応の提供を正当と認めること。

(i)法律と政策で必要な調整メカニズムを開発し規定すること。

#### *多部門的サービスと対応の提供*

(j)警察と司法対応、シェルター、法的支援、ヘルスケア・サービス(セクシュアル・リプロダクティ

グ・ヘルスを含む)と心理学的カウンセリングと支援, 25 時間ホットライン・サービス, シェルターに連れられてくる子どものためのサービス, 長期的な経済・雇用支援, 社会的再統合支援を含め, すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対応するあらゆる多部門的サービスと対応を明らかにし, 提供すること。

(k)女性と女兒が, リプロダクティブ・ライツを含めたその人権を享受することを保障すること。

(l)紛争・紛争後・移行期・その他の人道の場での多部門的サービスと対応の利用可能性, 人道救援機関と平和維持者を含めたすべての行為者の間の調整を確保すること。

(m)包括的なリファール・メカニズムを通して, 多部門的サービスと対応を確立すること。

(n)倫理原則によって支えられる情報共有ガイドラインを開発し, 実施すること。

(o)さらなる再被害化を防止するために永久的住居と雇用機会へのアクセスを提供することにより, 回復と社会への再統合を確保するために, 暴力を受けた女兒のみならず, 女性とその連れている子どものための長期的支援を含めることに向けて漸進的に活動すること。

(p)効果的な多部門的サービスと対応の開発において, 各国を支援するために, 国連システムの調整と説明責任を強化すること。

#### サービスと対応の質の確保

(q)暴力の直後に必要とされるものから始まって, 漸進的に長期的回復のために必要なものを含め, 必要なサービスと対応の質を確保するために多部門的サービスと対応の一連の世界的基準の開発に向けて活動すること。

#### 多部門的サービスと対応へのアクセス

(r)多部門的サービスと対応の利用可能性を推進し, 被害者にそのようなサービスにアクセスする法的権利について知らせる手段を強化し, 拡大すること。

(s)サービスにアクセスするすべての女性と女兒に適切に対応することを保障するために, 多部門的サービスと対応で働くすべての専門家の能力を継続して開発し, 拡大すること。

(t)多部門的サービスと対応の提供におけるギャップを明らかにするために, 地図作成を行うこと。

(u)サービスの永久的設置または移動アウトリーチ・サービスを通して, 農山漁村女性にあらゆる多部門的サービスと対応を提供すること。

(v)先住民族女性と移動女性を含めた特別なグループの女性に対して文化的に配慮し, アクセスできる多部門的サービスと対応を開発し, 実施すること。

(w)障害を持つ女性と女兒, HIV 感染女性と女兒のような特別なニーズを持つ女性と女兒にとって, サービスと対応がアクセスできるものであることを保障すること。

(x)サービスと対応にアクセスする際に, 幼い女兒や思春期の少女, 母親に付き添ってくる子どもまたは女性のケア提供者のニーズを考慮に入れるサービスと対応を提供すること。

#### 効果へのアクセス

(y)女性と女兒の安全, 回復, 再統合ニーズに応える際に, 効果的であることを保障するために, 多部門的サービスと対応の提供を監視し, 独立に評価すること。

(z)監視・評価プロセスのみならず, 多部門的サービスと対応の立案を支援するために, 年齢・性と障害・その他の関連要因別に分類されたデータを収集すること。

(aa)重複し、重なり合う形態の暴力を受けている女性と女兒による多部門的サービスと対応へのアクセスに関するデータを収集すること。

(bb)統計委員会によって支持される女性と女兒に対する暴力の関連指標を国内調査文書に統合し、これら調査が定期的に行われることを保障すること。

(cc)調整された多部門的サービスと対応の効果を評価するための首尾一貫した指標を開発する際に、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の作業に基づくこと。

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

## 女性と女兒に対する暴力の防止(E/CN.6/2013/4)

2012年12月20日

### 事務総長報告書

#### 概要

本報告書は、女性と女兒に対する暴力を防止するための戦略を調べるものである。本報告書は、婦人の地位委員会の検討のための今後の行動のためのいくつかの勧告で締めくくる。

### I. 序論

1. 経済社会理事会決議 2009/15 に従って、第 57 回婦人の地位委員会は、優先テーマとして、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」を検討する。本報告書は、女性と女兒に対する暴力の防止をカバーするものである<sup>55</sup>。

2. 本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)、国連開発計画(UNDP)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、世界保健機関(WHO)によって、2012年9月17日から20日までバンコクで開催された女性と女兒に対する暴力の防止に関する専門家グループ会議の結果に基づくものである<sup>56</sup>。本報告書は、国連加盟国の閣僚、国連代表部大使、市民社会団体、国連システムの指導者が、規範的強化と女性と女兒に対する暴力への対応と防止の効果的で促進された実施と施行に対する公約を強調した、2012年12月13日と14日に国連本部で開催された女性に対する暴力の防止と撤廃に関する関係者フォーラム<sup>57</sup>の合意にも基づくものである。本報告書は、加盟国によって提供された分析と例を組み入れ<sup>58</sup>、委員会が検討するための勧告で締めくくる。

### II. 世界と地域の法的・政策的枠組

3. 女性に対する暴力撤廃宣言(総会決議 48/104)によれば、女性に対する暴力は、公的生活または私的生

<sup>55</sup> 暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応に関する E/CN.6/2013/3 も参照。

<sup>56</sup> 会議報告書は、<http://www.unwomen.org/wp-content/uploads/2012/11/Report-of-the-EGM-on-Prevention-of-violence-against-Women-and-Girls.pdf> より閲覧可能。

<sup>57</sup> フォーラムの報告書は、<http://www.unwomen.org/2012/12/stakeholders-forum-concludes-with-a-call-to-government-to-commit-to-ending-violence-against-women-and-girls/>より閲覧可能。

<sup>58</sup> アルゼンチン、オーストリア、コロンビア、デンマーク、ジブティ、エストニア、フィンランド、ハンガリー、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、メキシコ、パラグアイ、ポーランド、カタール、韓国、セネガル、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スーダン、スウェーデン、スイス、英国。



活で起こると否とにかかわらず、その行為が国家または民間人によって行われると否とにかかわらず、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、女性に身体的・性的・心理的害悪または苦しみを与える結果となる、または結果となる可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為を意味する。女性と女兒に対する暴力は、一形態の差別であり人権侵害であるとして認められてきた。国家には、防止し、あらゆる形態の暴力を起訴し、暴力から女性と女兒を保護するために適切な措置を取る責務がある。

4. そのような暴力を防止することを目的とする努力の重要な役割は、世界的・地域的レベルで開発された様々な法的・政策的文書で強調されている。防止の核心にある女性と男性の差別とステレオタイプの役割につながる行為の社会的・文化的パターンに対処する国家の責任は、女子差別撤廃条約に概説されている。女子差別撤廃委員会は、その一般勧告第 19 号で、一形態の差別としてそのような暴力を明確に認めており、その各国への総括所見でその根本原因に対処する防止の重要性をさらに強調している。子どもの権利条約の第 19 条と 34 条も、そのような暴力を防止する措置を通して、各国が暴力から女兒を保護することを要請している。

5. 1995 年に第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領は、平等・開発・平和という目標を達成するために緊急の行動を必要とする 12 の重大問題領域の一つとして、女性に対する暴力を明らかにし、その防止を要請した。そのような行動の要請は、行動綱領の 5 年後の見直し中にも繰り返し述べられた(総会決議 S-23/3, 付録, パラ 69 を参照)。

6. 総会は、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化<sup>59</sup>及び犯罪防止と女性に対する暴力に対する刑事司法対応の強化(決議 65/228 を参照)に関する決議を含めたその多くの決議で、女性に対する暴力の防止の重要性を首尾一貫して強調してきた。

7. 人権理事会は、その決議<sup>60</sup>、普遍的定期的審査の勧告、及びその特別手続を通して、そのような暴力の防止の必要性を強調した。婦人の地位委員会は、2003 年に開催された第 47 回会期及び 1998 年に開催されたその第 42 回会期の合意結論、並びに 2007 年に開催されたその第 51 回会期(E/2007/27 を参照)でこのテーマに対処した。武力紛争及び紛争後の状況でのそのような暴力の防止は、女性・平和・安全保障に関する 10 年間の国連戦略結果枠組の第一の目標である(S/2011/589 を参照)。

8. 多くの地域文書も、アフリカ女性の権利に関する人権・諸国民の権利アフリカ憲章議定書(2003 年)、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章(1999 年)、東南アジア諸国連合女性に対する暴力撤廃宣言、女性に対する暴力防止・懲罰・根絶米州条約(1994 年)、女性に対する暴力と DV を防止し、これと闘うための欧州会議条約(2011 年)、性的搾取と性的虐待から子どもを保護する欧州会議条約(2010 年)を含め、防止の重要な役割を強調している。

### III. 範囲と現在の状況

9. UN Women によれば、国別データが世界の女性 10 人中 7 人もが生涯のある時点で身体的・性的暴力を経験したと報告していることを明らかにしている。統計は、女性と女兒に対する暴力が、所得、階級、文化にかかわらず普遍的現象であることを示している。女性と女兒に対する暴力の形態には、親密なパートナーによる暴力、早期・強制結婚、強制妊娠、名誉犯罪、女性性器切除、女性殺し、非パートナー性暴力、職場、その他の施設及び公共の場所でのセクハラ、人身取引、国家が大目に見る暴力さまざま及び紛争状況での女性に対する暴力(A/61/122/Add.1 及び Corr.1 を参照)が含まれる。重複する形態の差別に直面している特別なグループの女性と女兒は、更なる暴力の危険にさらされている(A/HRC/17/26 を参照)。

10. 女性と女兒に対する暴力は、個人、コミュニティ、社会に破壊的な影響を及ぼし、国にとってかなりの経済的・社会的コストとなる。オーストラリア、カナダ、イングランドとウェールズ、米国を含めた

<sup>59</sup> 総会決議 61/143, 62/133, 63/155, 64/137 及び 65/187 を参照。

<sup>60</sup> 例えば、人権理事会決議 14/12 及び 17/11 を参照。

いくつかの地域で行われた女性に対する暴力のコスト分析は、そのような暴力の年間コストが様々なコストを含め、サヴァイヴァーへの対応から失われた生産性に関連するものに至るまで 1,160 億ドルから 3,290 億ドルに至るまでさまざまであることを明らかにしている(A/HRC/17/26 を参照)。

11. 現在の経済危機は、失業と貧困が増え、保健と教育の社会支出の削減という結果となり、女性を搾取と暴力に対してより脆弱にし、全体的なジェンダー平等に否定的インパクトを与えている<sup>61</sup>。武力紛争と自然災害のようなその他の状況も、女性と女兒の脆弱性を高めている。

12. 国家には、公的行為者によっても私的行為者によっても行われる暴力を防止するために、相当の注意義務をもって行動する責務がある。女性と女兒に対する暴力は、複雑な現象であり、これを防止するには多面的な戦略を必要とする<sup>62</sup>。組織的で包括的な取組が、法的・政策的措置、保護、犯人の起訴と懲罰、サヴァイヴァーのための速やかな賠償、防止、データ収集、調査を含め、そのような暴力に対処するために必要とされる<sup>50</sup>。

13. 主としてサヴァイヴァーのための司法とサーヴィス対応を改善することに関して、かなりの進歩が遂げられたが、防止に関して国家の責務を果たすことに向けてなされた作業は比較的少なかった(E/CN.4/2006/61 及び A/HRC/17/23 を参照)。重要ではあるが、対応介入は、暴力をなくすことにはわずかに限られたインパクトしか与えることができない。女性と女兒に対する暴力は、政治的意思、十分に資金提供された戦略、その実施を確保する説明責任メカニズムがあって、防止したり、なくしたりできる(A/61/229 を参照)。

14. 有望な慣行にもかかわらず、防止は、臨界質量の専門知識や介入もなく、依然として比較的新しい領域である。防止への取組は、意識啓発や教育プログラムのような孤立した活動を通して断片的であった。最近の証拠が、そのような活動が女性と女兒に対する暴力の根本原因への対処に維持される効果を与えるためには、相互に補強し合わなくてはならないことを示している。

15. 防止には、女性と女兒に対する暴力の底辺にある原因を明らかにし、暴力の危険を高める要因に対処することが必要である。そのような暴力の原因は、様々な理論的観点から様々な状況で調べられ、一つの原因では女性に対する暴力を適切に説明できないという結論になっている。そのような暴力は、女性と男性の間の歴史的に不平等な力関係及び組織的なジェンダーに基づく差別の表れであることを検討せずに、個々の要因、社会経済的条件または関係要因のせいだけにすることはできない(A/61/299 を参照)。

16. 公衆衛生の取組は、異なったレベルの危険要因をさらに明らかにし、その相互作用を説明するために「生態系モデル」を開発している<sup>63</sup>。個人のレベルでは、要因には、社会的・経済的地位、個人の行動、暴力にさらされた歴史が含まれる。家庭レベルでは、家庭内での男性の財産と意思決定の支配力、親子関係内の紛争、社会的・経済的地位の格差が含まれる。その他の要因には、そのような暴力を大目に見る地域社会の態度、暴力の防止と懲罰のための不適切な法律、政策、またはその不適切な実施、並びにジェンダー不平等を支持する社会経済的構造が含まれる。

17. 女性と女兒に対する暴力の根本原因に効果的に対処するためには、証拠に基づく多部門的戦略を開発することが極めて重要である。本報告書は、危険要因の中にはそのようなすべての形態の暴力によって共有され、あらゆるグループの女性にも共有されるものがあるので、あらゆるグループの女性に対する国家及び非国家行為者によって行われるあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に対処する戦略を主として明らかにすることを中心とする。しかし、特別な危険要因は、対象を絞った戦略が検討されなければならない特別な形態の暴力と女性と女兒のグループに当てはまるかも知れない。例えば、HIV 感染女性は、もしその状態を明らかにするとさらなる暴力の危険にさらされ、他方、女性に対する暴力と力関係の不平等が、HIV 感染の危険を高めることもある<sup>64</sup>。

<sup>61</sup> 国連合同エイズ計画、*世界経済危機が女性・権利・ジェンダー平等に与えるインパクト*(ジュネーブ、2012年)。

<sup>62</sup> 世界保健機関、*女性に対する親密なパートナーからの暴力と性暴力の防止：行動を起こし、証拠を生み出す*(ジュネーブ、2010年)。

<sup>63</sup> Lori Heisse、*「パートナーからの暴力を防止するためには何に効果があるか：証拠の概観」*、英国、国際開発省が支援した調査に関する研究報告書、2011年12月。

<sup>64</sup> Rachel Jewkes 他、*「親密なパートナーからの暴力、権力不平等の関係、南アフリカの若い女性の HIV 感染の発生：コホート調査」*、*The Lancet*、第 376 巻(2010年7月)、41-48 頁。

18. 紛争の影響を受けている場での性暴力を含め、女性と女兒に対する暴力の防止のための戦略は、そのような暴力に対する刑事責任免除をなくし、ゼロ・トレランスを推進することを目的とするべきである。こういった場での戦略は、地域社会動員の領域、社会規範の変化、女性と女兒の経済的エンパワーメントを含め、安定した場に適用される戦略と共通性を共有している。こういった場でのそのような暴力の効果的防止に関する限られた調査と慣行が依然として課題である。努力には、行動規範の施行を通してその説明責任を高めるのみならず、国際法に従うために、国家・非国家武装行為者とかかわることが含まれるかも知れない。平和維持ミッションによる防止の取組には、加害者への制裁の脅し、武装行為者の訓練を行うこと、女性と女兒との相談が含まれる。その他の防止戦略には、武装解除と再統合が含まれる。そのような努力は、しばしば、断片的で、資金不足でインパクト評価も欠いている。

19. 本報告書の重点は、暴力が起こる前に防止することであるが、防止と多部門的対応の連続に及ぶ包括的取組が、女性と女兒に対する暴力に効果的に対処するために必要とされることが強調されなければならない。そのような暴力の防止と対応は、相互に関連している。防止と意識啓発活動は、しばしば、通報の数が増え、サヴァイヴァーからの支援の要請が増える結果となる。従って、サービスが、その支援と保護を確保するために設置されるべきである。他方、効果的対応とサービスは、暴力の再発を防止し、そのような暴力が許されないことを伝える。

#### IV. 国内法的・政策的枠組と資金

20. 法的・政策的枠組みは、女性と女兒に対する暴力に対処する調整された、包括的な、効果的取組の基礎を提供する。その効果的実施を確保する適切な資金の配分が極めて重要である。

21. 女性と女兒に対する暴力を禁止し、犯罪化するのみならずサヴァイヴァーに防止措置と支援と保護も提供する包括的法的枠組みは極めて重要である。国家は、加害者に説明責任を持たせる場で女性と女兒に対する暴力の率を減少させることができることを示して、最初は、そのような暴力を犯罪化することにその法的対応の重点を置いてきた。

22. しかし、法律とその施行にいくつかのギャップが明らかにされている。例えば、婚姻内レイプのようにそのような暴力の様々な形態が、多くの国々では犯罪化されておらず、一方、法の抜け穴、役人の差別的態度、司法へのアクセスの手続き上の障害が、通報や有罪判決の低い率を助長している。従って、「世界の女性の進歩：司法を求めて(2011年から2012年)」と題する報告書の中で、UN Women は、法執行担当官の能力開発を含めた補足措置と専門の警察ユニットや裁判所の設立が必要であることを示している。

23. 国家は、防止措置も含むより包括的な法律をますます制定するようになっている<sup>65</sup>。そのような包括的法律が、コロンビア、イタリア、韓国で制定され、教育プログラムや意識啓発も義務付けた。

24. 法律と政策は、男女間の社会経済的不平等にも対処し(A/HRC/20/25/Add.1 及び A/HRC/11/6 を参照)、そのセクシュアル・リプロダクティブ・ライツを含めた女性と女兒の人権を保護するべきである。改革は、女性と女兒の経済的・法的・社会的・政治的エンパワーメントがそのような暴力を大目に見る規範を変えることに貢献することを保障するべきである。そのような暴力の率が経済的・社会的ジェンダー不平等が優勢である場ではより高いことを証拠が示している<sup>66</sup>。ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒に対する暴力の間のこれら相互関連性は、今後の開発枠組で検討されるべきである。

25. 法的・政策的改革は、教育、社会保障、財産、雇用、政治参画、適切な生活水準への女性と女兒の平等権を確保するために極めて重要である。それらは、重複する形態の差別に直面している女性と女兒のための特別措置も組み入れるべきである(A/HRC/20/28 を参照)。その目的で、ヨルダンとスロヴェニアは、ジェンダーに基づく差別に対処する法律と政策の制定と改革について報告した。クウェートとスリランカは、女性の政治参画を高める措置を取り、スウェーデンは、農山漁村女性と移動女性に重点を置

<sup>65</sup> 女性に対する暴力法ハンドブック、2010年(国連出版物、販売番号 E.10.IV.21; E/CN.15/2012/13 も参照)。

<sup>66</sup> 国連婦人開発基金、「ジェンダー平等への投資：女性に対する暴力をなくす」(2010年)。

いて、女性の労働市場と金融資源へのアクセスを高める措置を取った。進歩にもかかわらず<sup>67</sup>、差別的な法律と慣行が、婚姻と離婚、相続、ディーセント・ワークに関連して継続して存在し続けている<sup>68</sup>。

26. 女性の経済的不平等に対処することは、特に重要である。長期的に女性と女兒に対する暴力を減らす際に、少額金融プログラムの効果の証拠が出現しつつある。そのようなプログラムは、ジェンダー平等を推進し、男性・男児・より幅広いコミュニティをかかわらせるときに特に効果的である。例えば、南アフリカでは、エイズとジェンダー平等のための少額金融との評価された介入調査が、2年にわたって親密なパートナーからの暴力の55%の減少を示した<sup>56</sup>。しかし、そのようなプログラムは、伝統的なジェンダー役割が挑戦を受けるので、実施に先立って、女性と女兒に対する暴力の危険の高まりを含め、短期的に起こるかもしれない逆効果を考えるべきである。

27. 女性のエンパワーメントと紛争解決、平和構築、紛争後の状況での全体的な意思決定への参画は、女性と女兒に対する暴力を防止する際に極めて重要である。和平会談、平和維持ミッション、安全保障セクター、移行司法プロセス、平和構築機関と意思決定機関への女性の意味ある参画は、より安全な紛争後の環境を生み出す際に極めて重要である。

28. 特に女性と女兒に対する暴力に対処する国内行動計画と介入は、防止戦略の重要な構成要素であり、包括的で調整された戦略の開発と実施のための枠組を提供する。そのような国内行動計画と政策の見直しは、特別な防止活動を含む政策が、主として意識啓発と学校を基盤としたプログラムを中心としているが、ほとんどの政策が暴力への対応に限られていることを示した<sup>69</sup>。デンマーク、マルタ、モーリシャス、スロヴェニアを含めた多くの報告した国々は、意識啓発のような防止措置を含めた一般的なまたは特別な形態の女性に対する暴力に対処する国内行動計画を採用している。

29. 多くの紛争・紛争後の場で、各国政府は、女性と女兒に対する暴力を防止する規定を含む、ジェンダーに基づく暴力またはより幅広くは女性・平和・安全保障に関する国内行動計画を採用している。そのような場で、あらゆる行為者は、女性と女兒に対する暴力の防止が、不測の事態や回復段階をカバーするより幅広い政策にも統合されることを保障するべきである。

30. 適切な遡及権や調整の欠如が、国内行動計画と政策の実施の課題として、人権条約機関によって明らかにされた。そのような調整を高めるために、デンマーク、エストニア、フィンランド、モーリシャス、メキシコ、ポーランド、スペイン、スターダン、スイス、英国のような国々の中には、タスク・フォース、献身的なユニット、作業部会や省庁間部会、観測所を含め、調整メカニズムの設立について報告したところもある。防止活動実施のための資金の配分に言及した国々はほんのわずかであった。

31. 暴力はより幅広い問題と関連しているので、女性と女兒に対する暴力が、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、HIV/エイズへの対応、アルコールと薬物乱用、安全保障と武器管理、ジェンダー平等、教育、雇用、開発を含めた公衆衛生に関連するその他の政策とプログラムでも対処されることを保障することが重要である。

32. その目的で、例えば、セネガルは、女性と女兒に対する暴力に対処する手段として貧困に対処する国内行動計画の採択について報告し、一方、**日本**、ハンガリー、スロヴェニアでは、ジェンダー平等に関する国内計画に、そのような暴力に対処する措置も含まれた。フィンランドでは、そのような暴力を助長する要因として、アルコール乱用に対処する国内行動計画が開発された。韓国では、女性と女兒の全体的なエンパワーメントに暴力が与えるインパクトが、女性のエンパワーメントに関する国内行動計画にそのような暴力を防止する措置を含めることにより認められ、一方、コロンビアは、開発に関する国内行動計画にそのような措置を含めた。

33. 女性と女兒に対する暴力と密接に関連している HIV/エイズのような重大な保健問題に関するその他の政策とプログラムには、女性と女兒に対する暴力に対処する特別な介入が含まれるべきであり、その

<sup>67</sup> 異なる国々のジェンダー平等の測定は、経済協力開発機構の社会制度とジェンダー指標を参照。

<sup>68</sup> 世界銀行、*2012年世界開発報告書：ジェンダー平等と開発*(ワシントン D.C., 2011年)。

<sup>69</sup> UN Women, 「女性に対する暴力に関する国内行動計画のためのハンドブック」(2010年); ヴィクトリア(オーストラリア)州政府の計画は、暴力と防止の包括的取組を採用した; A/hrx/17/23 に含まれている同様の結論を参照。

逆もまた同じである<sup>70</sup>。

## V. 社会規範

34. 差別と女性と男性とのステレオタイプの役割につながる社会的・文化的行動のパターンが、女性と女兒に対する暴力を正当化し、悪化させ、または大目に見ることもある。そのような暴力を許す態度・行動・信念に対処し、ジェンダー平等と尊重し合う関係を推進するために男性・男児と協力することは、防止戦略の重要な構成要素でなければならない。

### A. 意識啓発キャンペーン

35. 暴力の原因と結果に関する意識啓発・社会マーケティング・キャンペーンは、包括的防止戦略の重要な構成要素である。そのようなキャンペーンは、女性と女兒の権利、利用できる矯正策、サヴァイヴァーのためのサービスに対する意識を高め、女性と女兒に対する暴力と差別が受容できないことを伝える。そのようなキャンペーンは、定期的開催され、維持され、遠隔地域に拡大され、特別な母集団グループに届くことを狙いとする必要がある。報告した国々のほとんどすべてが、そのような暴力に関する意識を高め、しばしば若い男性と女性または特別なグループの女性を対象とするキャンペーンを開始したことに言及した。

### B. 地域社会の動員

36. 必ずしも女性と女兒の人権を支持するわけではない慣行や例えば伝統的な司法制度のような制度を通して表明される地域社会レベルでの社会規範は<sup>71</sup>特に重要である。地域社会の指導者や権威は、国民の周縁化された部分にも届く力を考慮すれば、ジェンダー平等と非暴力を推進する際に重要な役割を果たすことができる。しかし、主要な障害には、地域社会の役人の限られた能力及び国内レベルと地方レベルとの間の調整の欠如が含まれる。

37. 地域社会動員イニシアティブには、好事例として、草の根のキャンペーン、メディアとの協力、社会のあらゆるレベルのかかわりが含まれるかも知れない。日本は、**国際開発協力を通してプログラムに女性団体や子どもの団体をかかわらせることにより、地域社会動員イニシアティブにそのような参加型の取組を採用した。**

38. 地域社会レベルで規範と行動を効果的に変える有望な慣行の中には、女性性器切除のような有害な慣行を思いとどまらせるために立案されたプログラムから来ているものもある<sup>72</sup>。人権を地方の価値につなげ、宗教・伝統指導者をかかわらせることにより、地域社会が集団的にこの慣行の廃棄を宣言している。女性性器切除を思いとどまらせること以外に、そのようなプログラムが、早期・強制結婚及び親密なパートナーからの暴力のような女性と女兒に対するその他の形態の暴力によいインパクトを与えた証拠がある<sup>73</sup>。

### C. 教育プログラム

39. ジェンダー平等と人権を推進する正規の教育のあらゆるレベル及び非正規教育の場でのプログラムは、子どもと人生の初めの若い人々にかなりのインパクトを与えることができる。多くの学校を基盤としたプログラムは、暴力の減少と学業成績の改善を示している<sup>61</sup>。

40. 多くのプログラムは、尊重し合う関係を開発すること、非暴力的なコミュニケーション・スキルを築

<sup>70</sup> 国連合同エイズ計画、*世界のエイズ報告書*(ジュネーブ、2010年)。

<sup>71</sup> Sarah Bott, Andrew Morrison, Mary Ellsberg, 「中・低所得国におけるジェンダーに基づく暴力の防止と対応: 世界的見直しと分析」世界銀行政策調査報告書、第3618号(2005年)。

<sup>72</sup> Lori Michau, 「地域社会動員: 社会規範を変えることによってパートナーからの暴力を防止する」2012年9月17日から20日までバンコクで開催された女性と女兒に対する暴力防止に関する専門家グループ会議のために準備された論文。

<sup>73</sup> ユニセフ、Innocenti調査センター、*社会変革の力学: アフリカ5か国での女性性器切除/割礼の廃絶に向けて*(イタリア、フローレンス、2010年)。

くこと、ジェンダー平等を推進することを重点としており、しばしば、体罰及びその他の形態の暴力的しつけ、性暴力と虐待、いじめを含めた身体的暴力に対処する構成要素を含んでいる。例えば、スリランカでは、学生の体罰は法律で禁止されている。教員の訓練、親の教育、同輩の仲裁を含む包括的な学校を基盤としたプログラムが最も効果的であることが分かった<sup>61</sup>。

41. オーストリア、デンマーク、ジブティ、エストニア、イタリア、ポーランド、カタール、スロヴェニア、スペイン、スーダン、スウェーデンのような国々の中には、教科書の改訂のみならず、教員・学生・親の意識啓発を含めた学校での安全とジェンダー平等を推進するイニシャティヴについて報告したところもあった。フィンランドでは、高く評価されたプログラムが学校でのいじめに対処している。アルゼンチン、コロンビア、メキシコでは、教育プログラムに性教育も含まれている。

42. 高等教育は、専門コースとカリキュラムを通して、法律・保健専門家を含め、女性と女兒に対する暴力事件に対処する未来の専門家の意識を高め、訓練する機会を提供できる。

43. しかし、多くの子どもたちと若い人々、特に最も周縁化された若者は、教育制度の外にいる。彼らの就学を確保し、地域社会の動員とスポーツ・クラブや団体を含めたその他の非正規教育プログラムを通して、健全な関係のためのスキル構築を明らかにすることが重要である。

## 男性・男児

44. 男性・男児は、ジェンダー・ステレオタイプと闘い、尊重し合う、ジェンダー平等な態度や行動を形成する際により役割を果たすことができる。女性に対する男性の性暴力行為は、しばしば、男性の女性の劣性の認識に基づいており<sup>74</sup>、一方、よりジェンダー平等の態度を持つ男性は性暴力を行う可能性が低い<sup>75</sup>ことを調査が示している。

45. 2004年にブラジルで開催された専門家グループ会議によれば、男性・男児は、子育てと親業、家事労働、ケア提供を含めたよい男らしさの建設、ジェンダー平等、様々な領域での責任の平等な共有を推進することを目的とした介入に積極的にいかかわる必要がある。ジェンダー・ステレオタイプに挑戦する手段として、モーリシャスは、家庭内における男性の責任を推進するプログラムを開発した。

46. いくつかのプログラムが、地域社会の動員と意識啓発キャンペーンのみならず、同輩と共に否定的なジェンダー・ステレオタイプを永続化する態度に対処するよう男性を奨励する<sup>76</sup>傍観者プログラムを含め、男性・男児をかかわらせるために開発されている。調査の結果は、そのようなプログラムが男性のジェンダー関連の態度と慣行に与えるよいインパクトをますます示している<sup>77</sup>。しかし、女性の問題、権利、安全は、依然として、すべてのイニシャティヴの中心である必要がある<sup>78</sup>。

## VI. 機関と能力開発

47. 例えば、軍隊と警察のみならず、職場、司法・社会福祉・保健・教育機関は、女性と女兒に対する暴力を明らかにし、監視し、対応し、防止する際に重要な役割を有している。これら機関内で、ジェンダー平等と暴力に対するノン・トレランスを推進し、こういった場の内外で起こる女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する能力を強化することが重要である。

### A. 職場

<sup>74</sup> 防止のパートナー、「変革プロジェクト：ジェンダーと男らしさ、ジェンダーに基づく暴力を防止する力」---プロジェクトの全体像と予備調査結果の概要(2012年)。

<sup>75</sup> Barker 他、「進化する男性：国際男性・ジェンダー平等調査からの最初の結果」(ワシントン D.C., 国際女性調査センター及びリオデジャネイロ, Instituto Promundo, 2011年1月)。

<sup>76</sup> VicHealth, More than Ready, ヴィクトリア地域社会における女性に対する暴力防止傍観者行動(オーストラリア, カールトン, 2012年)。

<sup>77</sup> Gary Barker, Dean Peacock, 「ジェンダー平等を推進するために男性・男児と協力する：現地の見直しとあらたな取組」ね 2012年9月17日から20日までバンコクで開催された女性と女兒に対する暴力の防止に関する専門家義ループ会議のために準備された論文。

<sup>78</sup> Lori Michau, Dipak Naker, アフリカの角, 東部・南部アフリカのジェンダーに基づく暴力の防止：地域の対話(声を上げる国連人間居住計画, 2004年)。

48. 女性は職場で高い率の暴力に直面していることを調査が示している<sup>66</sup>。例えば、欧州連合では、40%から50%の女性が、職場で何らかの形態のセクハラを報告しており、一方、アジア太平洋諸国では、率は女性労働者の30%から40%にわたる<sup>66</sup>。そのような暴力の危険は、例えば家事労働者や移動労働者のような特別なグループの女性労働者にとっては高くなる<sup>79</sup>。

49. ジェンダー平等と人権に関する通報メカニズムとプログラムを開発するために、差別とセクハラに対する政策と慣行を見直し、スタッフの意識啓発と同輩教育を行うことが極めて重要である。そのようなイニシアティブは、特別な産業または職場の状況を対象とし、政府と雇用者と労働者の代表との相談で立案されるべきである。意識啓発努力は、職業上の安全と保健に関する既存の人材政策と反差別戦略にさらに統合されるべきである。

50. 職場でのセクハラから女性を保護するために、スロヴェニアは、その目的に向けた措置を取るよう雇用者に義務付ける法令を制定し、マルタは、従業員と雇用者のための意識啓発プログラム及び苦情の捜査を行った。イタリアでは、労働組合と私企業との間で特別協定が締結された。メキシコは、公共セクターの職場がジェンダー平等を尊重することを保障する内部手続きを改革した。

## B. 特別な機関の役割

51. 学校は、ジェンダー・ステレオタイプに挑戦し、ジェンダー平等と人権の価値を推進するための重要な場所として用いることができるが、女兒が暴力を経験することもある場所でもある。教育機関における女兒に対するセクハラと暴力のかなりの程度を調査が示しているが(A/61/122/Add.1を参照)、プログラムで明らかにされたように、女兒の教育に与えるそのインパクトは、アフリカの34か国で国連子ども基金(ユニセフ)によって行われた。否定的インパクトに対処する重要な措置には、政策改革、地域社会グループとのパートナーシップの構築、学校職員と生徒のためのジェンダーに配慮した訓練、女兒の安全を確保するための学校インフラの改善が含まれている<sup>80</sup>。

52. 保健と社会福祉サービス、特に妊産婦・リプロダクティブ・ヘルス・センターは、暴力の危険にさらされている家族と個人のためのサービスと保護に支援とリファールを提供する重要な突破口である。例えば、女性と女兒に対する暴力は、妊娠中及び出産に続いて始まったり、増えたりするかも知れない。未来の父親としての男性のかかわりのみならず、妊産婦・子ども保健師による訪問のような活動は、防止または早期介入努力に貢献できる。そのような活動は、女性と女兒に対する暴力及び子ども虐待のようなその他の虐待の防止によいインパクトを持つことができる<sup>81</sup>。さらに、保健施設のような場で女性と女兒が直面し、しばしば保健職員によって加えられる暴力に対処することが重要である<sup>69</sup>。

53. 女性と女兒に対する暴力に対応することとは別に、もしこれらセクターが十分に資金提供され、強化されているならば、そのような暴力とその結果についての意識啓発を通して、防止にもっと積極的にかかわることができる<sup>69</sup>。

54. 警察と軍隊を含めた安全保障・司法機関は、暴力が起きた後で主として暴力にかかわるが、その対応も防止に影響を与えることができる。法律を施行している間のその専門家の態度や行動のみならず、そういった機関の手続きが、女性と女兒に対する暴力についての地域社会の認識とその制裁に強いインパクトを持つ。ほとんどの研究者は、差別的態度への対処のみならず、能力開発、法的・政策的・手続き的改革が、機関が法を施行し、法執行担当官によってしばしば加えられる暴力に対処するために極めて重要であると考えている<sup>69</sup>。

55. そのような改革に続いて、機関は、例えば法律の意識啓発、地域社会の動員、若者との協力を通して、防止により直接的にかかわることができる。

## C. 能力開発

<sup>79</sup> 国際労働機関、*仕事の世界でのジェンダーに基づく暴力: 全体像と選ばれた注釈つき関係書目*(ジュネーブ2011年)。

<sup>80</sup> ユニセフ、*2004年の世界: 女兒の生活を変える: アフリカ女兒の教育イニシアティブの評価*(ニューヨーク、2004年)。

<sup>81</sup> Lara Fegus、「女性と女兒に対する暴力の防止」というテーマに関する専門家グループ会議のために準備された背景文書、バンコク、2012年9月17-20日。

56. 保健・社会福祉制度，司法制度，警察と軍，教育機関の制度的能力を築き，その専門家のスキルと知識を改善することが極めて重要である。その効果の評価が限られているという事実にもかかわらず，防止は作業の比較的新しい領域であることを仮定すれば，重要なものであると考えられる。訓練された資格のある職員の欠如が，暴力に対処する法律と政策の実施の障害として報告された。大多数の国々は，司法・保健セクターを含め，様々なセクターの能力開発について報告した。

## VII. 公的空間での安全

57. 女性と女兒は，公共の場，公共の輸送機関，学校や仕事の行き帰り，資源にアクセスするときに，ハラスメントや暴力に直面し，教育，仕事への権利や政治生活への参画に深刻なインパクトを受ける<sup>82</sup>。公的空間での安全の推進は，市民社会団体，民間セクター，地域社会との協働で，国家の包括的防止戦略の構成要素でなければならない。スウェーデンでは，公的空間での女性と女兒の安全を高める努力には，ジェンダーに配慮した都市計画，地方当局のかかわりが含まれている。

58. 公的空間での女性と女兒に対するハラスメントと暴力を防止することを目的とする，国連人間居住計画，ユニセフ，UN Women の世界イニシャティヴに参加している都市「万人のための安全で友好的な都市」は，ジェンダーに配慮して公的空間とインフラを立案する都市計画者の能力開発にかかわり，女性団体や地方のコミュニティと協力し，安全な地域を明らかにするための評価と監査を行い，資金を配分し，法律と政策を強化している。先進国の都市，例えばダブリンは，2012年にこのプログラムに加わった。

## VIII. パートナリシップ

59. 様々な関係者の積極的にかかわりのみならず，メディアと市民社会団体，特に女性団体との協働が，女性と女兒に対する暴力を防止するためには極めて重要である。

### A. メディア

60. 社会メディアを含むメディア，広告業，及びポップ・カルチャーは，女性と女兒に対する暴力を大目に見る社会規範と行動を永続化させるかまたはこれに挑戦する際に，果たすべき特別な役割がある。ラジオやテレビの利用は，リプロダクティヴ・ヘルスや HIV/エイズに関連する行動を変える際に効果的であり，ラジオとテレビは，女性と女兒に対する暴力に対処するためにますます利用されるようになっていく。例えば，地域社会動員戦略と結びついた人気のあるテレビのメロドラマやラジオ番組が，インド，ニカラグア，南アフリカで行われて成功しており，女性と女兒に対する暴力的行動に関連する文化的・社会的規範や態度を変える際に有望であることを示している<sup>70</sup>。

61. 他方で，メディアと広告産業は，否定的なジェンダー・ステレオタイプを描くこともしばしばある。女性と女兒に対する暴力を防止するために，これらセクターとの協力には，メディアと広告業者の能力を築くこと，ジェンダー差別的なメッセージを送ることを禁止し，女性と女兒に対する暴力のジェンダーに配慮した報道を推進する規制的枠組の開発を伴うかも知れない。イタリアは，メディアと広告における女性の差別的な描写を規制することを目的とする政府と広告セクターの間のガイドラインと協定を含む努力について報告した。アルゼンチンは，ジェンダー平等を推進するように男性と女性のイメージを描くことを義務付ける法律を制定した。

### B. 市民社会団体

62. 包括的で維持される防止戦略の開発と実施には，地域社会全体，市民社会団体，地域社会・宗教指導者を含めた様々な関係者のかかわりを必要とする。

<sup>82</sup> Anna Falu, 「都市の女性：暴力と権利」(2010年)。



63. 女性団体は、女性と女兒に対する暴力の害悪に注意を引いた最初の団体であった。女性と女兒の生活の持続可能な変革を確保するための最も効果的なメカニズムの一つは、強力な社会運動を築き、そのような暴力に対する対応のみならず防止を提唱する女性団体を支援することにある<sup>83</sup>。40年にわたって行われた世界の比較分析より成る最近の調査は、女性と女兒に対する暴力をなくすための永続的で効果的な政策開発に女性団体が与えるインパクトを再確認している<sup>84</sup>。

64. しかし、ジェンダー平等と女性の権利を推進することにかかわっている人々は、人権擁護者の状況に関する特別報告者がその報告書(A/HRC/16/44)で強調したように、ジェンダー役割についての深く根付いた伝統に挑戦しているので、危険にさらされることもあり、さらに支援され、保護されるべきである。

65. 宗教団体・地域社会団体のみならず、人権、子どもの保護と福祉、HIV/エイズの予防、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスのような問題にかかわっている人々を含め、その他の市民社会団体も、防止戦略にかかわる必要がある。

66. 宗教団体のみならず、宗教指導者も、宗教テキストを解釈し、社会規範と信念の伝達者となることにより、女性と女兒に対する暴力の防止に重要な役割を果たすことができる。従って、彼らには、そのような規範や信念が暴力を助長したりまたは暴力から保護したりする要因とどのように相互作用するのかを考える責任がある。宗教団体も、社会サービスやプログラムの提供に頻繁にかかわっており、そのような作業に防止を統合する機会を提供している。

## IX. 早期介入

67. 国民のより幅広い部分を対象とすることにより、ジェンダー平等と非暴力の文化を推進する戦略を採用することは重要であるが、暴力にさらされることのような個人の危険要因に対処するために、対象を絞ったグループ、家族、両親、個人のための戦略を開発することも必要である。

68. 暴力を経験するかまたは目撃するかして、子どもが暴力にさらされる時、今後暴力を加えられたり、再被害化されたりする大きな危険要因があることを証拠が示している<sup>85</sup>。UN Womenによれば、暴力にさらされたことのある男児と若い男性は、暴力にさらされたことのない男児・男性よりも自分の親密な関係で暴力をふるう可能性が3倍も高い<sup>86</sup>。さらに、親として厳しいスタイルを持つ親は、子どもを虐待する危険が高く、その子供は将来自分も暴力的になる高い危険にさらされている<sup>74</sup>。

69. 子どもが暴力の影響から回復する手助けをし、健全で平等な関係を生み出す際にスキルを築く安全な環境を提供するプログラムは、今後の暴力を防止する際に効果的である。スリランカでは、暴力を経験した子どもたちを支援し、保護する活動がいくつか行われている。

70. 一般的に良好で非暴力的な親業を推進する介入も、子どもに対する暴力を防止し、親と夫婦間のより尊重し合う、平等な関係のためのスキルを築く可能性がある。モーリシャスでは、尊重し合う関係を推進するために、親としてのスキルの構築と結婚前のカウンセリングを中心とするプログラムが実施されており、韓国では、そのようなカウンセリングが移動者にも提供されている。

71. 子どもをたたくことについての考えを問題視し、子どもに対するさらなる尊重の気持ちを育成する代替手段を提供するために<sup>74</sup>、地域社会と個人を家族関係における力の使用についての対話にかかわらせることにより、プログラムは、子どもの体罰にも対処している。ハンガリーでは、子どもの体罰は明確に禁止されており、防止が禁止命令を出すことで補強されている。

<sup>83</sup> 英国国際開発省、「女性と女兒に対する暴力に取り組むための変革の理論」CHASE ガイダンス・ノート・シリーズ第1号(2012年)。

<sup>84</sup> Mala Htun, S. Laurel Weldon, 「漸進的政策変革の差民の起源: 世界的視点からの女性に対する暴力との闘い」, アメリカ政治学レビュー, 第106巻, 第3号(2012年8月)。

<sup>85</sup> すべての子どもの25%から50%が、身体的に虐待されたと報告している; 世界保健機関ネ子ども虐待の防止: 行動を起こし証拠を生むためのガイド(ジュネーブ, 2006年)。

<sup>86</sup> <http://www.endvawnow.org/en/articles/301-consequences-and-costs-html> を参照。

## X. データ収集と調査・監視・評価

72. 献身的で、母集団を基盤とした調査を通じた女性と女兒に対する暴力に関するデータ収集は、健全な法律、政策、防止措置の開発と実施にとって極めて重要である。統一されたデータ収集システムと信頼できるサーヴィス・レベルのデータの欠如を含め、課題は残っているが、かなりの進歩が遂げられている。

73. 女性と女兒に対する暴力の防止が、複雑な一連の要因に対処することを仮定すれば、その効果を確保するために、何に効果があるかに基づいて防止戦略を開発することが必要である。危険要因は、場面、女性と女兒の異なったグループ、または暴力の形態によってさまざまであるので、異なった状況に適用できる成功した戦略に関してさらなる証拠を生み出すことも必要である。しかし、多くの有望な努力が、その効果を正式に実体化するためには、まだ厳格に評価されなければならない。厳格な評価の欠如が、革新的なプログラムの試行と実践に基づく学習の開発を妨げてはならない。

74. 防止介入を監視し、評価するための主要な課題の一つは、それらが変化する態度や行動、社会規範、女性と女兒に対する暴力の減少に与えるインパクトが、介入があった後しばらくして初めて現れるかも知れないことである。すべての防止戦略に長期的評価を行う資金があるわけではないので、進歩を監視し、その短期的インパクトを測定するための指標の開発が必要であるかも知れない<sup>87</sup>。

75. 現在まで、ほとんどの防止プログラムと戦略の評価は、高所得国で行われており、低・中所得国には直接適用できないかも知れない。従って、監視・評価ツールが、資源の少ない場で実用的であることも重要である。

76. さらに、暴力を助長するまたは暴力の危険を高める要因に関するほとんどの調査は、親密なパートナーからの暴力と性暴力に限られてきた。欧州委員会のために開発された最近の可能性調査は、そのような要因とその暴力行為における相互作用の分析を女性と子どもに対するいくつかのその他の形態の暴力にまで拡大している<sup>88</sup>。この調査は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力、特に男女間の力関係の不均衡に関連する暴力にはいくつかの共通の危険要因があるが、それでもそのような暴力のある形態にははっきりした追加の要因があると結論付けている。従って、女性と女兒が経験するその他の形態の暴力を助長する要因、危険要因、保護的要因を明らかにすることが必要である。

77. さらに、予防介入のほとんどの評価は、個人のレベルであろうと地域社会のレベルであろうと団体のレベルであろうと、ジェンダー平等または暴力の許容に関連する態度と信念の変化を測定することに限られている。しかし、もっと多くの調査と理解が、そのような暴力に関連して、態度と信念の変化がどのように行動の変化に関連しているかに関して必要とされる。

78. 現在までに実施され、評価されてきた多くの防止介入は、独立して行われ、包括的取組の一部ではなかった。多部門的取組の複雑性に対処し、評価と監視を中・長期に拡大することができる評価方法論を開発することが必要である。

79. 独立しては効果がないかも知れないものが、包括的取組の状況では効果があるかも知れず、またその逆もあり、異なった時間枠では効果が上がることもあるので、短期的・中期的・長期的インパクトに関連して、もっと多くのプログラムの調査・監視・評価を行うことが極めて必要である。

## XI. 国連システム内の調整

80. 国連機関の重要なイニシアティブの中には、女性に対する暴力とその防止に関する調整と協働の強化を確保してきたものもある。

<sup>87</sup> A/HRC/7/6 を参照; [http://www.ohchr.org/Documents/Publications/Human\\_rights\\_indicators\\_en.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Publications/Human_rights_indicators_en.pdf) より閲覧できる OHCHR の人権指標も参照。

<sup>88</sup> Hagemann-White 他, 「女性に対する暴力, 子どもに対する暴力, 性的指向暴力の暴力行為で作用する要因」(2010年)。

81. UN Women が調整する事務総長の女性に対する暴力をなくすための団結キャンペーンも、その行動枠組の中で、防止の重要性を強調している。このキャンペーンのアドヴォカシー努力は、女性に対する暴力に対処する 100 以上の国連機関間イニシアティブの開始に貢献し、一方、このキャンペーンの社会動員プラットフォームであるノーと言おう…女性に対する暴力をなくすための団結は、世界中でそのような暴力をなくす 550 万以上の国内行動を記録している。

82. 10 か国で行われている女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワークの女性に対する暴力タスク・フォースによって行われている合同プログラム形成イニシアティブの結果と学んだ教訓が完成している<sup>89</sup>。タスク・フォースは、女性に対する暴力常設委員会として再指名されている。

83. 2012 年までに、女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金は、教育プログラムとジェンダー・ステレオタイプに挑戦する際の男性・男児のかかわりを含め、85 の国と地域で 95 のプロジェクトを支援している。

84. 紛争中の性暴力禁止国連行動は、13 の国連機関より成り、その多国間ドナー信託基金は、紛争中の性暴力に対処し、これを防止するためのイニシアティブを支援している。アドヴォカシー努力が、「今、レイプを止めよ」キャンペーンを通して強化された。これは、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表とも協力している。

## XII. 結論と勧告

85. 組織的で包括的な取組が、法的・政策的措置、サヴァイヴァーの保護、データ収集と調査を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止するために必要とされる。進歩にもかかわらず、世界的・国内的な法的・政策的枠組の実施は、速度が遅く、不均衡であった。努力は、暴力が起きた後でのサヴァイヴァーのための対応を主として中心としており、一方、暴力が起きる前にそのような暴力を防止するためにさらなる作業がなされなければならない。現在までに、活動は主として意識啓発、学校のプログラム及び地域社会の動員を中心としており、防止への取組は断片的であった。

86. 防止介入は、女子差別撤廃条約、女子差別撤廃委員会の一般勧告第 19 号、女性に対する暴力撤廃宣言、北京行動綱領及び国際人口開発会議行動計画に沿って、女性と女兒の人権を支持する必要がある。そのような介入は、包括的で、調整され、統合され、多部門的である必要があり、貧困、ジェンダー差別、不平等のような社会経済的原因を含め、暴力の根本原因に対処する必要がある。政治的意思、資金の配分、説明責任メカニズムが、戦略とプログラムの実施を確保するために必要とされる。

87. 防止戦略は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めた公衆衛生、ジェンダー平等、教育、雇用、貧困撲滅、開発、安全保障に関連したより幅広い政策とプログラムに統合されるべきである。防止介入は、異なった国々の社会経済的状況と親密なパートナーからの暴力、性暴力、有害な慣行、人身取引を含めた異なった形態の暴力に適合しなければならない。先住民族女性と移動女性、思春期の少女、農山漁村地域または民族的マイノリティの女性、障害を持つ女性または HIV/エイズ感染女性を含め、重複する形態の差別に直面しているあるグループの女性と女兒のニーズが、考慮に入れられる必要がある。防止戦略とプログラムは、調査と証拠に基づいているべきであり、一方、革新的で有望な慣行がさらなる証拠を生み出すために実施されるべきである。

88. 防止は国家の第一義的責任であるが、男性・男児、女性と女兒、伝統的・宗教的指導者、並びに目メディアを含めた社会のあらゆるセグメントの積極的かかわりを必要とする。様々な政府当局並びに市民社会団体と民間セクターの間の協働と調整が極めて重要である。

89. 以下の領域に関しては、婦人の地位委員会は、各国政府とその他の関係者に以下を要請したいと思うかも知れない:

世界的な法的・政策的枠組

<sup>89</sup> <http://www.unfpa.org/webdav/site/global/shared/documents/publications/2011/VAWJointProgramingCompendium-1.pdf> を参照。

(a)女子差別撤廃条約の普遍的批准に向けて活動し、条約に付したすべての留保条件を撤回し、選択議定書を批准または加盟すること。

(b)世界的規範及び基準を実施する緊急の措置を取り、世界的実施計画の開発を検討すること。

(c)女子差別撤廃委員会への包括的報告を通して、説明責任を強化すること。

(d)女性と女兒に対する暴力の防止に関する世界的・地域的枠組をさらに開発すること。

(e)今後の開発枠組でジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性と女兒に対する暴力の間の関連性を考慮すること。

#### 国内法的・政策的枠組と資金

(f)女性と女兒を差別する法律と政策を見直し、改正し、修正しまたは廃止すること。

(g)女性と女兒に対する暴力を犯罪化する包括的な法的枠組の実施を採択し、促進する緊急措置を取り、刑事責任免除をなくすために加害者を起訴し、サヴァイヴァーの保護とその司法へのアクセスを確保し、防止措置を義務付けること。

(h)セクシュアル・リプロダクティブ・ライツを含め、女性と女兒の人権を保護する法的・政策的措置とプログラムの実施を採択し、促進する緊急の措置を取ることに。

(i)教育、社会保障、土地、財産、相続、雇用、政治的・経済的・社会的領域を含めた生活のあらゆる領域への参画と意思決定への女性と女兒の平等な権利を確保すること。

(j)防止措置を含め、ジェンダー平等を推進し、女性と女兒に対する暴力に対処する包括的な国内行動計画を採択し実施すること。

(k)適切な資金を配分し、異なった多様な関係者間の調整のみならず、法律と政策の実施・監視・評価を確保するためのすべての適切なメカニズムを設立すること。

#### 社会規範

(l)非正規の教育の場を含めたあらゆるレベルの正規の教育、スポーツ・クラブと団体で、ジェンダー平等、人権、尊重し合う関係のためのスキル構築を推進する性教育を含めた教育プログラムを開発し、両親と地域社会のかかわりを通して、ジェンダー平等、人権、非暴力の文化を育成するために、教員の特別訓練と学校の全体的な能力開発を推進すること。

(m)女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根本原因に対処する意識啓発・社会マーケティング・キャンペーンを行い、一般の人々と特別なグループの女性と女兒、若者、男性・男児を対象にして、組織的に、維持されるように、国全体でそのような暴力に対するゼロ・トレランスを推進し拡大すること。

(n)早期・強制結婚、出生時に行方不明となる女兒、女性性器切除、名誉殺人のような暴力と差別を大目に見るジェンダー・ステレオタイプ、信念、行動、態度に挑戦する地域社会動員活動と行い、暴力の非許容性に対する意識を啓発し、ジェンダー平等を推進し、人権を尊重すること。

#### 機関と能力開発

(p)それぞれの場の内外で女性と女兒に対する暴力を防止し、対応し、ジェンダー平等を推進するために、軍隊と警察のみならず、政府当局と NGO、司法・保健・社会福祉・教育機関の能力を強化する法律・政策改革・プログラムを採択すること。

(q)公的・私的職場が安全であることを保障して女性の参画とリーダーシップを奨励し、雇用者と労働者との協働、規制と監督の枠組と改革、行動規範、プロトコルと手続き並びに意識啓発と能力開発を

通して、ジェンダー平等を推進すること。

(r)ジェンダー平等と女性と女兒に対する暴力防止の問題をセクシュアル・リブダクティブ・ヘルスと妊産婦保健、HIV/エイズ・プログラム、平等で、尊重し合う、非暴力的な親密なパートナーや家族関係を推進するプログラムに統合すること。

#### 公的スペースでの安全

(s)女性と女兒の安全を確保するために都市計画とインフラを立案し、安全でない地域を明らかにするために評価と監査を行い、地方のコミュニティ、男性、男児をかかわらせ、公的スペースでのハラスメントと暴力に関する法律と政策を強化すること。

#### パートナーシップ

(t)地域社会レベルで防止を推進するために、市民社会団体、特に女性・女兒と協力している団体とのパートナーシップを支援し、かかわり、あらゆるレベルで調整された行動を確保すること。

(u)伝統・宗教指導者、若い男性と女性を含め、女性と女兒に対する暴力の防止に、社会のすべてのセグメントをかかわらせること。

(v)ジェンダー平等と非暴力のメッセージを推進するためのジェンダーに配慮した訓練、ガイドライン、規制枠組を確保するために、メディアとのパートナーシップにかかわること。

(w)能力開発、エンパワーメント、紛争解決・平和構築・紛争後の意思決定への女性の意味ある参画を通して、紛争の影響を受けた場でのあらゆる形態の暴力の防止を優先する努力を強化すること。

#### 早期介入プログラム

(x)今後暴力を受けて被害者となることをさらに避けるために、暴力にさらされている子ども若い人々の祖君長し合う関係の生きる開発とカウンセリング支援を結びつけるプログラムを開発し、子どもの体罰を含めた身体的暴力に対処する措置とプログラムを採択し、良好で非暴力的な親業プログラムを推進すること。

#### データ収集と調査、監視と評価

(y)健全な防止政策と措置を強化するために、女性と女兒に対する異なった形態の暴力、その原因と結果に関する、国内レベルの、性別・年齢別・障害別データの組織的で調整されたデータ収集を確保すること。

(z)紛争・紛争後・人道の場での防止戦略のみならず、女性と女兒に対する暴力の危険を高めるまたは暴力から保護する要因に関して、調査を行うこと。

(aa)態度・規範・慣行の変化のような短期的・中期的進歩を含め、そのような暴力の防止に関する進歩を測定する指標を開発すること。

(bb)介入の状況と規模に適切な方法を持つ防止プログラムの組織的評価と監視を行い、介入の対費用効果と規模拡大努力の可能性に関する措置を評価に含めること。

(cc)小規模団体や低所得国にとって実用的であり、実行できる監視・評価ツールを開発すること。

#### 国連システム内の調整

(dd)女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃するために、国連システム内の調整と説明責任を強化すること。

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

# あらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する高官ラウンドテーブルのための討議ガイド(E/CN.6/2013/5)

2012年12月18日

## 事務局メモ

### I. 序論

1. 2006年の第50回会期で、委員会は、年次会期の優先テーマに関してなされた以前の公約の実施に関連する経験、学んだ教訓及び好事例を中心とすることを決定した(経済社会理事会決議 2006/9, パラ 3)。

### II. 組織上の問題

#### A. テーマ

2. 高官ラウンドテーブルは、第57回婦人の地位委員会の優先テーマ、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」を中心とする(経済社会理事会決議 2009/15, パラ 2(d))。

#### B. 参加者

3. 高官ラウンドテーブルは、第57回委員会に出席している加盟国の高官代表が、対話にかかわり、経験と学んだ教訓を分かち合う機会を提供する。代表には、女性課題省、ジェンダー平等のための国内メカニズムの長、家族・子ども課題省、保健省、文部省、司法省、地域社会サービス省、外務省、財務省並びに国内統計局のようなその他の関連省庁の高官が含まれるかも知れない。ラウンドテーブルには委員会のその他の委員国及びオブザーヴァー国も参加できる。

#### C. タイミング

4. 高官ラウンドテーブルは、2013年3月4日(月)の午後3時から6時まで、ニューヨークの国連本部で開催される。

#### D. 形式

5. できるだけ多くの参加者が意見交換できるように、ラウンドテーブルは、同じテーマの2つの並行する会議で同時に行われる。

6. 2つの並行する会議の議長は、ラウンドテーブルの意見交換としての性質を推進する目的で、討議を導く。発言は3分を超えてはならない。発言者は、対話中に行われた発言に関して質問をしたり、コメントを提供したりするよう奨励される。文書によるステートメントは勧められない。

7. 国連システムの機関の高官及び市民社会の代表は、対話の最後にコメントを提供する。それから義知用は会議を終了する。

#### E. 成果

8. ラウンドテーブルの成果は、議長による概要として示される。

### III. 高官ラウンドテーブルの討議要素

## A. 背景

9. 2013年の委員会の優先テーマでカバーされる問題は、異なった程度、特別な視点と取り組みからは、過去の政府間討議と成果の一部であった。主要な政策文書とガイダンスは以下に概説されている。

10. 女子差別撤廃条約は、差別に対処するための包括的な枠組みを提供している。女子差別撤廃委員会の作業は、暴力を差別の一形態として明確に認めることにより、条約の明確な解釈を提供し、条約の様々な条項の下で暴力を防止し、対応する国家の責任と責務を強調している(一般勧告第12号及び第19号を参照)。特別な責務は、女兒を暴力から保護する措置を取るよう各国に要請している子どもの権利条約にも含まれている(第19条と34条を参照)。

11. 第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領<sup>90</sup>で、各国政府は、女性に対する暴力を防止し、撤廃する統合された措置を取るよう要請された。行動綱領の中で、各国政府は、一般勧告第19号を考慮に入れて、女子差別撤廃条約を含めた国際人権条約を批准し、実施し、暴力の防止、犯人の起訴、暴力を受けた女性の保護、司法と効果的な矯正策へのアクセス、加害者のリハビリを確保する措置を強調する、女性に対する暴力撤廃のための法律を制定して実施するよう特に要請された。各国政府は、暴力を受けた女性に、司法メカニズムへのアクセスを提供する政策とプログラムを策定して実施し、男性と女性の社会的・文化的行動のパターンを変え、両性のいずれかの優性・劣性の考えと男性と女性のステレオタイプの役割に基づく偏見、慣習的慣行、その他のすべての慣行を撤廃するために、特に教育の分野で、すべての適切な措置を取るようにも要請された。

12. 行動綱領は、あらゆる関連レベルで女性に対する暴力を撤廃し、政府予算内で、適切な資金を配分する行動計画を策定して実施する必要性を強調した。行動綱領は、女性と女兒が安心でき、機密性のある環境で、自分たちに対する暴力行為を通報できるように、十分に資金を提供されたシェルター、医学的・心理学的・その他のカウンセリング・サービスと無料または低コストの法的支援を含めた様々なサービスと対応の提供及び制度的メカニズムの創設を要請した。行動綱領の中で、各国政府は、移動女性や障害を持つ女性のような特別なグループの女性のためにサービスへのアクセス可能性を確保し、暴力の被害者である女性と家族が利用できる支援に関する情報を普及するよう要請された。

13. 行動綱領の中で、国連システムを含む国際・地域団体、国際金融機関、民間セクター、労働組合、NGO及びその他の市民社会行為者を含めたその他の行為者は、女性に対する暴力に対応し、これを防止する際に、各国政府を支援するよう要請された。

14. 総会は、女性に対する暴力撤廃宣言(決議48/104)を含めた女性に対する暴力及び女性に対する暴力を撤廃する努力の強化(決議61/143, 62/133, 63/155及び65/187)に関する以前の決議の中で、包括的な法律、政府のあらゆるレベルでの調整メカニズム、十分に資金を提供された国内政策と行動計画、女性に対する暴力への対応と防止にかかわる専門家のための保護・防止・能力開発のための様々な部門的サービスと対応の提供、及びデータ収集と調査を通して暴力に対処する包括的取組を要請した。総会は、暴力の普遍的広がりと同インパクトを認め、女性と女兒に対する暴力が人権侵害であることを強調してきた。人権理事会も、様々な決議の中で(例えば、決議14/12, 17/11及び20/21)、女性に対する暴力の普遍性と結果を認め、そのような措置のための相当の注意義務基準を強調しつつ、暴力の撤廃と防止への包括的な対応を実施するよう各国政府に要請した。

15. 婦人の地位委員会が採択した様々な合意結論は、女性と女兒に対する暴力に関連した問題に対処した。委員会は、女性に対する暴力に関する1998年の合意結論で暴力を受けた女性と女兒のための保護と支援の必要性、及び2007年の合意結論(E/2007/27-E/CN.6/2007/9, パラ14.9(c))で女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に関する包括的サービスの必要性に対処した。

## B. 討議ガイド

16. ラウンドテーブル中に、加盟国の高官代表者たちは、取った行動、学んだ教訓、好事例、並びに優先

<sup>90</sup> 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録I及びII。

テーマに関する国レベルの公約での実施に関して利用できる限り支持データを伴ってギャップと課題を中心とするよう期待されている。女性と女兒に対する暴力と女性と女兒に対する暴力の防止のための多部門的サービスと対応に関する事務総長報告書(E/CN.6/2013/3 及び E/CN.6/2013/4 としてそれぞれ出される予定)は、第 57 回婦人の地位委員会の優先テーマに関連する問題を示している。会議参加者たちは、以下で取られた行動と達成された結果を討議する:

(a)女性と女兒に対する暴力の根本原因、そのような暴力を正当化し、さらに悪化させ、または大目に見る態度、信念、行動に対処する際。

(b)女性と女兒に対する暴力を防止する際に、市民社会団体や民間セクターとのパートナーシップを開発・拡大し、社会の異なった部分にかかわる際。

(c)女性と女兒に対する多面的なインパクトに対処するためのあらゆる調整された多部門的サービスと対応を開発し、拡大する際。

(d)重複し、相互に重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒を含め、すべての女性と女兒のための多部門的サービスと対応へのアクセスを高める際。

(e)適切な資金の提供を含め、国内レベルでの公約と合意の実施を確保するメカニズムを設立し、法律と政策の効果を評価するための効果的な監視・評価プロセスを開発する際。

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

## パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2013/6)

2012 年 12 月 18 日

### 事務総長報告書

#### 概要

本報告書は、経済社会理事会決議 2012/25 に従って提出されたものであり、2011 年 10 月 1 日から 2012 年 9 月 30 日までのパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と研修、保健、経済的エンパワーメントと生計、法による統治と女性への暴力、権力と意思決定、および制度開発に関する国連諸機関による支援の概観を提供している。報告書は婦人の地位委員会で検討するための勧告で締めくくっている。

### I. 序論

1. パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2012/25 の中で、経済社会理事会は、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるパレスチナ女性の深刻な状況について深い憂慮を表明した。経済社会理事会は事務総長に対し、状況の再調査を続け、あらゆる可能な手段でパレスチナ女性を支援するよう要請したが、それにはパレスチナ女性の状況と支援に関する、前回の事務総長報告で展開された手段も含まれる (E/CN.6/2012/6)。また、西アジア経済社会委員会(ESCWA)が提供した情報を含む、決議の実施の進捗状況に関する報告書を、第 57 回婦人の地位委員会に提出するよう要請した。

2. 本報告書は 2011 年 10 月 1 日から 2012 年 9 月 30 日までの期間を網羅し、パレスチナ被占領地におけるパレスチナの人々の状況を監視する、国連諸機関と個々の専門家からの情報に基づき、パレスチナ女性の状況の見直しを行う。



3. 他に示されない限り、報告は、パレスチナ女性を支援している国連諸機関が提出した寄稿と情報に基づいており、諸機関には西アジア経済社会委員会(ESCWA)、パレスチナ被占領地のための国連国別チーム、中東和平プロセスのための国連特別コーディネーターが含まれる。国連国別チームは、以下に述べる国連諸機関の、本報告への寄稿の調整を行ってきた：国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、国連人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連開発計画/パレスチナ人支援プログラム(UNDP/PAPP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連人口基金(UNFPA)、国連人間居住計画(UN-Habitat)、国連こども基金(UNICEF)、国連地雷対策支援信託基金(UNMAS)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、中東和平プロセス特別調整官事務所(UNSCO)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)、世界食糧計画(WFP)、世界保健機関(WHO)。

## II. パレスチナ女性の状況

4. 報告対象期間中、現地の政治的、社会的、経済的状況は厳しさが続いた。これら状況はパレスチナ人全員に影響を与えているとはいえ、女性と女兒はジェンダーに基づく不平等と差別のために異なった経験をしている。国連と、2012年初頭に円滑化と何らかの初歩的な外交上の進展を提供する、中東4者協議や個々のメンバー国の努力にも関わらず、イスラエルとパレスチナ間の和平交渉は、政治的プロセスにおける信頼を損なって行き詰ったままであった。ガザ地区とヨルダン川西岸の政治的、地理的分断が継続し、調停の進展が限定的で、イスラエルによる東エルサレムを含むヨルダン川西岸の占領とガザ地区封鎖が進行していることが、パレスチナ被占領地にいるパレスチナ人に困難な社会的・経済的状況を生み出し続けていた。同時に、パレスチナの国家建設計画はさらに進み、国家としてあるための制度的準備は深化し幅が広がった。だが、経済分野にせよ安全保障分野にせよ、これら成果の維持はますます危険にさらされている。緊張の高まりと暴力拡大は重大な懸念材料である。国連と中東4者協議のパートナーは、事務総長による最近の報告書で概説されているように、両者に対し、和平の見通しにとって有害になりかねない挑発行為を止めるよう迫り続けた。(A/67/84-E/2012/68 と A/67/364-S/2012/701 を参照)。

5. パレスチナ被占領地にいるパレスチナ人は、移動やアクセスの自由に対する深刻な障害と向き合い続けている。イスラエル自治政府側の不適切な建築規制や計画、居住政策や慣行<sup>91</sup>、建物の収用や土地の割り当て、障壁、検問所、許可証やアクセスの管理体制および官僚的な制約が、ガザ地区への、ガザ地区とヨルダン川西岸間の、西岸地区内の、あるいはパレスチナ被占領地のその他の場所から東エルサレムへの移住を妨げる、多方面にわたる制度を形成している。障壁や制約はジェンダーに特定した影響を及ぼし、高リスク出産に対する専門的な妊産婦ケアにアクセスできないなど、妊産婦に特有のリスクを与え続けている。制約は経済発展全般に対し、また人道支援やその他の支援を提供する地方組織や国際組織の能力に対し、深刻な影響を及ぼしている<sup>92</sup>。

6. 植民活動の継続は、結果的にパレスチナ人の強制的な立ち退きや転居となり、直接の身体的不安定さ、暮らしや基本的サービスの崩壊、生活水準の低下、人道支援への依存の高まりを引き起こしている。人道問題調整事務所による最近の報告に概説されているように、女性や家族の心理的な幸せに与える影響は壊滅的と言える<sup>93</sup>。

7. 紛争や占領に関連する緊張や暴力事件、襲撃などは報告の対象期間中続き、民間人の死亡や負傷を生みだした。ヨルダン川西岸における入植者関連の暴力が増加したという報告もある。イスラエルはガザ地区からのロケット弾、迫撃砲、その他兵器による無差別な砲火の増大に直面したが、無差別攻撃は数回にわたる、危険な周期が拡大した期間に急増した。ガザ地区の人々は軍事行動やイスラエル国防軍(IDF)の作戦に苦しみ、イスラエル軍は空爆の回数を増やした。(A/67/84E/2012/68 と

<sup>91</sup> パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所、「障壁の人的インパクト」、ファクト・シート(2012年)。

<sup>92</sup> パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所、「分裂した生活：2011年人道概観」(2012年5月)。

<sup>93</sup> 例えば、パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所、「西岸被占領地での破壊と強制移動」(2012年1月)；「東エルサレムパレスチナ人居地域でのセトルメント」(2012年4月)を参照。

E/67/364-S/2012/701 参照)。人道問題調整事務所によると<sup>94</sup>、イスラエル軍により、西岸では 5 人のパレスチナ市民（男性 4 人、男児 1 人）が殺害され、負傷者は 2,372 人（男性 1,986 人、女性 75 人、男児 288 人、女児 16 人を含む）で、一方、入植者により男性 112 人、女性 21 人、子ども 40 人が負傷した。イスラエル人入植者 40 人（男性 36 人、女性 1 人、男児 2 人、女児 1 人）がパレスチナ人により負傷している。ガザ地区ではイスラエルによる空爆で、パレスチナ市民 11 人（男性 7 人、女性 1 人、男児 3 人）が死亡し、負傷者は 153 人（男性 84 人、女性 25 人、男児 33 人、女児 3 人を含む）であった。イスラエル市民 12 人（男性 11 人、女性 1 人）が、イスラエル南部に着弾したパレスチナからのロケット弾で負傷した。国連人権高等弁務官事務所によると、入手できる情報が示すところでは、イスラエル軍の軍人や入植者による暴行が、単独であるいは公正な調査対象になることは滅多になく、暴力行為はしばしば刑罰を免れている。

8. ヨルダン川西岸とガザ地区にいる女性は、表現や集会の自由に関する権利では、依然として独断的な制限に対して脆弱なままである。国連人権高等弁務官事務所は、女性たちは平和的なデモの間にも暴力と危険にさらされ続けており、別々の機会にだが、イスラエルとパレスチナ自治政府両方の治安部隊が（西岸で）、また事実上の当局が（ガザ地区で）デモの鎮圧に過剰な力を使ったと報告している。

9. 2012 年 8 月 31 日の時点で、6 人の女性がパレスチナ被占領地の外にあるイスラエルの刑務所に、国際法違反のもとに収監されていた。これは前回の報告期間中の 29 人から減少したことを示している。だが報告によると、これら刑務所ではパレスチナ女性は依然として劣悪な状況での生活を続けており、社会支援がないため、釈放されても再統合の問題に直面している<sup>95</sup>。

10. 報告対象期間に、国内総生産(GDP)の数値は上昇し、インフレは低下、雇用指標は改善した。だが、貧困率や失業率は特にガザ地区ではいまだに高いままである。2011 年の貧困レベルは 25.8%で、西岸の 17.8%からガザ地区の 38.8%まで幅があった<sup>96</sup>。難民キャンプに住むパレスチナ女性は、貧困に対し最も脆弱な傾向にある<sup>97</sup>。国連の国別チームが最近発表した報告は、ガザ地区の輸出入品に対して継続している制限が、経済の発展や成長の見込みに多大な影響を及ぼした、と結論づけた<sup>98</sup>。概算では、人口の 80%が人道支援に頼っている<sup>99</sup>。

11. 2011 年には、約 130 万人のパレスチナ人が、食料が不安定な中で生活していた。国連食糧農業機関(FAO)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、世界食糧計画(WFP)およびパレスチナ中央統計局<sup>100</sup>により実施された、西岸とガザ地区における社会経済と食料安全保障に関する合同評価で、ヨルダン川西岸にいる、女性を世帯主とする世帯の食糧の不安定さのレベルは、男性世帯主世帯より 7%高いと分かった。ガザ地区では西岸の 17%に比べ、全世帯の 44%で食料が不安定であった。西岸の C 地区に住む女性世帯主世帯の食糧の不安定さレベルは、39%に達した。

12. 入手できたデータによると、2012 年の第 2 四半期にはガザ地区の女性の失業率は 47.2%、西岸では 21.4%と高止まりであった。女性の労働力参加率はガザ地区でわずか 14.9%（男性は 65.9%）、西岸で 18.6%（男性は 71.5%）である。正規雇用のパレスチナ女性の大多数が、教育や指導、事務職やサービス業などの分野で、パートタイムで働いていた。パレスチナ被占領地では、難民女性の方が非難民女性より失業の影響を大きく被っている<sup>101</sup>。公共部門の実質賃金は男女間で大きな格差を示しており、2011 年に女性が得た平均日当は男性の日当のわずか 84%に過ぎない<sup>102</sup>。社会保障法がないことが結果的に女

<sup>94</sup> 数字は 2011 年 10 月 1 日から 2012 年 9 月 30 日までの期間をカバーする；国連が収集したデータ。

<sup>95</sup> パレスチナ被占領地の国連国別チームの本報告書への寄稿。

<sup>96</sup> パレスチナ中央統計局、「2011 年パレスチナ領土の生活と貧困の程度」。

<sup>97</sup> 本報告書への ESCWA の寄稿。

<sup>98</sup> 国連国別チーム、「2020 年のガザ地区：居住可能な場所か？」（エルサレム、中東和平プロセス国連特別コーディネーター事務所(ユネスコ)、2012 年 8 月）。

<sup>99</sup> パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所、「閉鎖の 5 年間：ガザ地区の人道状況」ファクト・シート(2012 年 6 月)。

<sup>100</sup> FAO, UNRWA, WFP 及びパレスチナ中央統計局、「社会経済的・食糧の安全保障調査：パレスチナ被占領地、西岸とガザ地区---2011 年」(2012 年 5 月)。www.wfp.org/content/occupied-palestinian-territory-socio-economic-and-food-security-survey-may-2012 より閲覧可能(2012 年 11 月にアクセス)。

<sup>101</sup> パレスチナ中央統計局、「労働力調査：第 2 四半期」(2012 年)。

<sup>102</sup> パレスチナ中央統計局、「2011 年パレスチナ経済の業績」。

性や、家庭に責任を持つ労働者に対する差別につながっている<sup>103</sup>。国連労働機関(ILO)のジェンダーの法的見直しによると、パレスチナ社会はいまだに労働市場における女性の存在を、男性の雇用の機会に対する脅威と感じ、婚姻状況や産休のせいで雇用のコストが高いと思うために、男性より高くつく雇用主が認識している<sup>104</sup>。

13. 女性の健康は、必要不可欠な健康管理へのアクセスが制限されている脆弱なコミュニティに住む女性達もいて、引き続き懸念される領域になっている。健康管理へのアクセスを阻む、移動やアクセスの制限は継続しており、C 地区<sup>105</sup>やシーム・ゾーン<sup>106</sup>、ガザ地区にいる女性にとってはさらに顕著であった。国連統一人道アピール・プロセス 2012 によると、西岸では約 186 のコミュニティ（およそ 151,000 人の女性と女兒）で必要不可欠な健康管理へのアクセスが制限されており、一方、249 のコミュニティ（279,000 人の女性と女兒）には緊急医療への適切なアクセスが欠如していた。微量栄養素不足は懸念材料のままであり、子ども達や妊婦の記録ではビタミン A と C の不足と同様に貧血症のレベルが高く、貧血症のレベルは 9 カ月から 12 カ月の乳幼児で 57%、妊婦で 26.8%であった。ガザ地区の妊婦の 45%が貧血症に罹っているとみられている。妊娠中のその他の主な疾患には高血圧、糖尿病、心理的な問題などが含まれていた<sup>107</sup>。しっかり構築された全国的な監視制度がない状況で、妊産婦死亡率の見積もりは大幅に変化してきた。2011 年、保健省は妊産婦死亡率がガザ地区で 29.9%、西岸で 26.3%と見積もり、出生率をガザ地区で 4.9%、西岸で 3.8%と推定した<sup>108</sup>。パレスチナ人の罹患の主な原因は慢性の非感染性疾患で、一方 2011 年、西岸では糖尿病が 10 万人につき 154.4 人の罹患率となった。西岸に対する保健省の統計によると、女性にとって最もありふれた悪性疾患は乳ガンである（11.8%）<sup>109</sup>。

14. 水と衛生に関する状況は依然として危機的で、帯水層からの水の 90%が処理なしには飲用として安全ではないガザ地区では特にそうである。きれいな水の入手がこのように制限されているため、一日の水の平均消費量は、世界保健機関(WHO)の世界水準である一日 100 リットルを下回る 70-90 リットルになっている<sup>110</sup>。国連子ども基金(UNICEF)によると、ガザ地区の人口の約 83%が飲料水を民間の水販売業者に頼っている。規制がないため、この水は消費者の手に渡る前に汚染される危険があり、最も脆弱な家庭に財政的負担をかけている。西岸では適切な水の欠乏が、151 のコミュニティにいる 5 万人の人々を脆弱な立場に追いやってきた。ヨルダン川西岸の難民キャンプ 19 のうち 11 には、市の下水道本管に連結する公共の下水道網があるが、残りのキャンプでは下水道がないことがパレスチナ難民に負の影響を及ぼし、きれいな水や地下水汚染、水に由来する病気などの問題につながっている。安全な飲料水や衛生サービスがない結果が、特に女性と子どもの健康に不利な影響を及ぼしている。加えて、水不足と衛生問題が特に女性に深刻な問題を引き起こしており、不十分な給水の管理が重い家事労働を負わせ、家族に水に由来する病気の発生率が高いということが重い介護責任を課している；その上、これらの問題は世帯収入にさらなる負担を生みだしている。国連子ども基金(UNICEF)の報告では、学校における水と衛生設備の不備が、大多数の官立学校にいる子ども達の衛生状態の悪さにつながってきた。子ども達に適切な男女別のトイレがないこと（共学で）が、学業成績に影響を及ぼしている<sup>111</sup>。

15. 就学の教育指標は大幅な改善を示した。基礎教育の実質就学率は 92%で、女兒（92%）の方が男児（90%）より多く就学している<sup>112</sup>。就学している子ども達の中で女生徒は 50.2%を占め、基礎教育の 49.4%から中等教育の 54.1%、高等教育の 57%と上昇して行く<sup>113</sup>。ガザ地区では、2010/11 学年度に 45 万人の子ども達が通学し半数が女兒であった<sup>114</sup>。だが、教育制度は不公平なアクセスと全般的な教育の質の低下という特徴を持っている。基礎教育へのアクセスは、パレスチナ被占領地全土にわたり高額な

<sup>103</sup> ILO, 「女性の労働力参入を推進するための労働法の見直し: ジェンダー平等推進のための法的分析と勧告」(ジュネーブ, 2011 年)。

<sup>104</sup> ILO, MDG 達成基金, 「パレスチナ人協同組合へのジェンダー平等の主流化」政策ブリーフ第 10 号。

<sup>105</sup> C 地区は、完全にイスラエルの市民と安全保障の管理のもとにある西岸の部分で、西岸の 60%以上にわたる。

<sup>106</sup> 「シーム・ゾーン」は、現在約 11,000 名のパレスチナ人が居住しているグリーン・ラインと分離障壁との間の閉鎖された地域である。パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所, 「西岸の移動とアクセス最新情報」(2012 年 9 月)を参照。

<sup>107</sup> パレスチナ被占領地の国連国別チームの本報告書への寄稿。

<sup>108</sup> 保健省, 「年次報告書」(2011 年)。

<sup>109</sup> パレスチナ被占領地の国別チームの本報告書への寄稿。

<sup>110</sup> 「2020 年のガザ地区: 居住可能な場所か?」

<sup>111</sup> パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所の本報告書への寄稿。

<sup>112</sup> 教育省, 「年次報告書」(2011 年)。

<sup>113</sup> 同上。

<sup>114</sup> 「2020 年のガザ地区: 居住可能な場所か?」

授業料と極めて高い交通費に影響され、また東エルサレムの多くの家庭では公立学校のあきが限られているために、子ども達を私立学校に通わせざるを得ない。西岸では通学途上の、イスラエルの入植者とイスラエルの治安部隊による嫌がらせへの脅威と、検問所での危害や屈辱への恐怖が、子ども達とその家族にストレスと恐怖を生みだしている<sup>115</sup>。国連子ども基金(UNICEF)によるとガザ地区では、5千人以上の女兒が2011/12学年度からテントやトレーラー、熱から最低限身を守るトタン小屋で授業を受け始めた。ガザ地区の燃料不足は2012年2月に厳しくなったが、一日6-18時間の計画停電と無秩序で無計画な送電停止となり<sup>116</sup>、学校の機能に影響を与えてきた。ガザ地区に関して言えば識字率は高く、公式の数字では識字率は96%（女性93%、男性98%）である<sup>117</sup>。前回の報告期間中に言及されていたように、中等学校と大学レベルの少女達の教育レベルの向上が、まだ労働市場の前進に転化されていない：13年かもしくはそれ以上の年月教育を受けた女性の間で、男性に比して女性の失業率が極めて高い<sup>118</sup>。

16. 女性は政治生活において多くの役割にあずかり、パレスチナの政治システムや制度内でさまざまな地位を占め続けてきたものの、意思決定の機関ではずっと少数のままだった。現閣僚の総数のうち女性は21%を占め（5大臣）、次官の6.3%を占める。2010年には女性がパレスチナ立法評議会の13.2%、地方自治体の18%を占めていた<sup>119</sup>。これらの結果は、パレスチナ立法評議会と地方自治体におけるクォータ制の実施と結びついている。司法部門では全裁判官の11%、検察官の5%、全弁護士15%を女性が占めている<sup>120</sup>。ヨルダン川西岸（ラマラ）には女性の知事が一人いる。パレスチナ自治政府は約88,500人の職員を抱えるが、そのうち41.1%が女性であり、省庁職員の36.5%を女性が占める。だが、女性は意思決定では低いレベルにとどまりがちである<sup>121</sup>。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)によると、難民キャンプでは、キャンプの統治レベルでも女性は少数の傾向がある。女性の組織団体や連合は女性の権利、ジェンダー平等、女性に対する暴力との闘いに関する意識を高め、唱道を続けてきた。だが、移動の制限やヨルダン川西岸とガザ地区間の分断が、さまざまな集団間の連携を困難にする一因になり続けている<sup>122</sup>。

17. パレスチナ被占領地は、複数の異なった法的枠組みと、法による統治の弱さという特徴を持ち続けている。西岸とガザ地区に現存する法律には、時代遅れで女性に対して差別的な法律が含まれており、特に離婚、子どもの保護監督権、相続権、女性に対する暴力などの事柄がそうである。パレスチナ立法評議会は2007年以来招集されておらず、報告期間中、法改正に進展はほとんど見られなかった。国連開発計画(UNDP)の西岸での調査は、女性が法的識字や法的支援の欠如を含む司法へのアクセス、司法の鈍感さや女性のニーズに対する安全保障制度といった、深刻な課題に直面していることを示している<sup>123</sup>。

18. 2011年、西岸とガザ地区全土にわたるパレスチナ中央統計局の調査で、パレスチナ既婚女性の約37%が過去12カ月の間に夫から身体的、性的暴力を受けていたことが分かった<sup>124</sup>。このうち58.6%が心理的暴力を、55.1%が経済的はく奪を、54.8%が社会からの強制的孤立を、23.5%が身体的暴力を、11.8%が性的暴力を受けたと報告された<sup>125</sup>。この暴力に対し、30.2%は家族と共に避難所を探し求めたが、65.3%はそのまま黙っていた。暴力を受けた女性のうち、シェルターに避難を求めた女性はわずか0.7%しかいない。子どもに関しては、調査対象の51%が家庭内で少なくとも家族の一員からの暴力にさらされてきたと報告された。そのうち69%が両親からの心理的暴力に、34.4%が身体的暴力にさらされていた。警察の家族保護部門年間報告書によると、2011年、同部門は2,500件以上の家族の暴力の報告を受け、合計1,755件の苦情を処理した<sup>126</sup>。

<sup>115</sup> ユニセフ、「教育への私の権利」ファクト・シート(2012年9月)。

<sup>116</sup> パレスチナ被占領地国連人道問題調整事務所、ガザ地区の電気と燃料危機の人的インパクト(2012年3月)。

<sup>117</sup> 「2020年のガザ地区：居住可能な場所か?」

<sup>118</sup> 本報告書へのESCWAの寄稿。

<sup>119</sup> パレスチナ被占領地の国連国別チームの本報告書への寄稿。

<sup>120</sup> パレスチナ中央統計局、「パレスチナの女性と男性：2010年問題と統計」(2010年12月)。

<sup>121</sup> パレスチナ中央統計局、「パレスチナの女性と男性：2011年問題と統計」(2011年12月)。

<sup>122</sup> パレスチナ被占領地の国連国別チームの本報告書への寄稿。

<sup>123</sup> UNDP、「パレスチナ司法機関と安全保障機関に対する一般の認識」(2011年12月)。

<sup>124</sup> パレスチナ中央統計局、「パレスチナ地域社会における暴力調査」(2011年12月)。

<sup>125</sup> この調査は、2011年にパレスチナ被占領地で5,811世帯を調べた。

<sup>126</sup> UN Women、「パレスチナ被占領地での女性の安全と司法のための警察活動：包括的な背景分析とパレスチナ市民警察と家族保護ユ

19. 非公式の司法システムは、伝統的に個人の問題とされてきた事柄をずっと扱ってきている。刑法では犯罪とされる、とりわけ女性殺し、女性と子どもに対するいわゆる名誉の犯罪や暴力といった事柄である。国連人権高等弁務官事務所によると、パートナーの NGO 団体は、報告対象期間中にガザ地区で 4 件、2012 年 1 月 1 日以降、西岸で 8 件の名誉殺人の証拠書類を提出した。2011 年、大統領は、いわゆる家族の名誉の名のもとに行われる殺人に関する寛容条項を撤廃することで、刑法の条項を改正した大統領令に署名した。大統領令はいまだ官報で公告されておらず、従って実効力がない<sup>127</sup>。

20. 報告対象期間中に、パレスチナ自治政府と市民社会パートナーは、女性への暴力に取り組むため、前回の報告期間中に報告した行程に追加する、多くの行程に着手した。西岸における女性への襲撃が報告された中での高まりを受けて、パレスチナ自治政府は女性を護るための身分法を研究する委員会の立ち上げを発表した。西岸で、家庭内暴力の案件を処理する権限を与えられた警察の家族保護部門はさらに強化され、ジェリコで追加部門が発足して、従事している部門の総数は 8 となった<sup>128</sup>。

### III. パレスチナ女性への支援

21. 本項では国連機構がパレスチナ自治政府、ドナー国、市民社会などと協力して、女性と女兒に特有のニーズや優先事項と取り組んだ努力に関する情報を提供する。これには以下の分野で行った支援の最新情報が含まれている：教育と研修、保健、経済的エンパワーメントと生計、法による統治と女性に対する暴力、権力と意思決定、および制度開発である。多くのイニシャティヴが、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連合同計画」、および「文化と開発に関する合同計画」を通して実施された。これらはミレニアム開発目標達成基金(MDG-F) から資金提供を受けている。初めの共同計画は特にパレスチナ女性の社会的、経済的、政治的エンパワーメントを促進させ、政治的発言の奨励やディーセントで生産的な職を得る機会の増加、保護と司法へのアクセスの向上などにより、ジェンダーに基づく暴力の減少を求めている。

#### A. 教育と研修

22. 国連諸機関は女性と女兒の教育と研修へのアクセスを推し進めるため、多くのイニシャティヴの実施を続けてきた。2011/12 学年度には、ヨルダン川西岸で 3 万 657 人（生徒の 58.2%）、ガザ地区で 10 万 4,983 人（生徒の 48.2%）の女兒が国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の学校で初等・準備教育を受けた。ヨルダン川西岸では、48 人の女学生が、UNRWA が管轄する大学奨学金を受け、1,074 人の女学生が技術・職業研修（技術専門分野が 22 人、商業専門分野が 4 人）や職業カウンセリングを受けることができた。UNRWA 職業研修センターの 2011 年度女子卒業生（総数 376 名）のうち、推定で 64% が 1 年以内に仕事を見つけた。ヨルダン川西岸では、「女性は写真で雇用のスキルを獲得する」という技術・職業研修(TVET)学習単位の開発で、国際労働機関(ILO)がドイツ国際協力公社(GIZ)や UNRWA とパートナーになった。起業家のスキルや技術的スキルの研修を受け、17 人の女性が写真課程をめでたく卒業した。ガザ地区では、国際労働機関(ILO)がガザ地区にあるイスラーム大学とパートナーを組み、ガザ地区の建設部門における女性エンジニアのスキル開発事業を始めた。この事業は、需要・供給間の食い違いを認めた「ガザ地区の建設スキルの弱点」という評価と、さらに、建設部門にいる女性エンジニアの大半が、社会的な受け入れに関連する要因のために失業しているという事実に基づいている。36 人の女性エンジニアが無事に卒業して実地訓練と就職斡旋を終えた。パレスチナ工事業者組合は女性エンジニア 10 人に対し、プログラム終了後に常勤で有給の仕事を提供している。ヨルダン川西岸とガザ地区の 22 校で実施された、国連食糧農業機関(FAO)の「青少年農業フィールド・生活学校プロジェクト」は、330 人の女兒と 22 人の教師に対し職業的農業スキルの研修を行った。

23. 国連子ども基金(UNICEF)は、10 教室の新築を含む 23 校の再建を支援した。報告期間中、4 万人以上の子ども達（女兒が 50%）が学用品を受け取り、通学用乗り物支給を含む、5,400 人の子ども達（女

ネット強化のための勧告」（2012 年出版予定）。

<sup>127</sup> パレスチナ被占領地の国連国別チームの本報告書への寄稿。

<sup>128</sup> パレスチナ被占領地の国連国別チームの本報告書への寄稿。

児が 2,700 人) の教育への保護的なアクセスが向上した。また東エルサレムで 550 人 (女兒が 50%)、ガザ地区で 3,500 人の子ども達 (女兒が 1,700 人) が安全な遊びと学びの機会を得た。青少年サーヴィス・センターの放課後活動が、センター 56 カ所 (ガザ地区 15 カ所、東エルサレム 10 カ所を含むヨルダン川西岸 41 カ所) で 6,514 人の青少年 (女子が 3,252 人) に届けられた。活動には活発な学習、レクリエーション活動とスキルに基づく生活教育、創造的思考、活発な研究、社会的イニシャティヴ、フォーラム・シアター・スキルや同輩による教育支援等がある。パレスチナの子ども達全員を対象に、質の高い教育へのアクセスを促進させるため、9 つの国連機関が教育省を支援し、幼少期の開発に関する能力の向上と、包括的で子どもに適した教育を促進するよう計画された教育パッケージの開発を行った。このパッケージと関連した活動が 46 校 (西岸 32 校、ガザ地区 14 校) で試験的に行われてきている。

## B. 保健

24. 国連諸機関は孤立し疎外されたコミュニティに住む女性のために、健康管理へのアクセスを容易にするような多くのイニシャティヴの実施を続けた。6 つの移動クリニックを通じて国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、保健サーヴィスを持たずアクセスが困難な 58 のコミュニティに対し、予防的・治療的プライマリー・ヘルスケアの広範囲な救済活動を提供した。そこでは多くの女性や子ども達が現在の治安状況のために脅迫や嫌がらせに直面している。さらにヨルダン川西岸の UNRWA 保健センターでは、2 万人以上の女性患者に糖尿病および/あるいは高血圧の治療を行った。国連人口基金(UNFPA)は、ガザ地区で 6 つの産院と 14 のプライマリー・ヘルスケア・センターを再建して設備を整え、プライマリーおよびセカンダリー・ヘルスケアの環境にいる健康管理提供者を対象にした、能力開発の取り組みを実施し、ヨルダン川西岸とガザ地区にある 40 の孤立したコミュニティに対し貧困者救済活動を行って、分断障壁や入植地、検問などの影響を受けている孤立した地域で、彼らが基本的なリプロダクティヴ・ヘルス・サーヴィスにアクセスするのを助けた。脆弱なコミュニティにいる女性が保健サーヴィスの基本的パッケージにアクセスするのを高めるため、国連子ども基金(UNICEF)は、C 地区で移動クリニックが機能を果たすための小規模医療器具を入手し；ヨルダン渓谷で 28 のベドウィン・コミュニティに対する本質的なケアの貧困者救済活動を支援し；ガザ地区で必要不可欠な薬品を調達した。

25. 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(UNICEF)、および世界保健機関(WHO)は、母子保健を目的とした一連のサーヴィスの提供を続けた。2011 年 9 月から 2012 年 7 月までに、UNRWA 西岸保健局は西岸にいる 12,699 人の女性に産前ケアを、10,065 人の女性に産後ケアを、約 24, 611 人の来談者に家族計画サーヴィスを行った。また 15,970 人ほどが病院に搬送され、入院の支援を受けた。西岸では合計 1,570 人の女性が新たに妊娠前ケアに登録され、320 人の男性が妻に付き添って妊娠前ケア・カウンセリングと家族計画に関わった。報告対象期間中、ガザ地区では 10,332 人が新たに家族計画の指導を受け、6,027 人の女性が UNRWA のクリニックでの妊娠前ケアにアクセスした。ガザ地区では産前ケアを受けた妊婦は 32,181 人で、そのうち 94%が 4 回以上妊産婦訪問看護を受けた。36,330 人の女性 (報告対象期間中の出産の 100%) に産後ケアが実施された。国連人口基金(UNFPA)は、リプロダクティヴ・ヘルス問題と取り組むパレスチナ・コミュニティ内の、行動変容のためのコミュニケーション・キャンペーンや活動の、開発と実施に貢献した。ガザ地区での人道的対応の一環として、プライマリー・ヘルスケア・センターからの開業医が、クリニック内もしくはコミュニティ・レベルでの安全な出産提供の研修を受けた。子ども基金(UNICEF)も 15 人の助産師に、母親と新生児へのケア提供の研修を行った。2012 年 1 月から 5 月までに、合計 912 人の母親と新生児が少なくとも 1 回訪問を受け、新生児の 2.0%、母親の 2.2%が再検査とケアのために保健センターに運ばれた。UNICEF は、21 万人の子ども達と 11 万人の女性のために微量栄養素のサプリメントを調達した。UNICEF は 9 つの病院 (ヨルダン川西岸に 6 つ、ガザ地区に 3 つ) で「赤ちゃんに優しい病院イニシャティヴ」の実施を支援し続けた。UNICEF は世界母乳育児週間の行事挙行を支援しているが、これには若い母親向けのアドヴォカシー・イニシャティヴ強化のための、宗教カウンセラーとの密接な活動が組み込まれている。さらに、プログラムのコミュニティ構成要素はガザ地区の育児をする年齢の母親全員を対象にしている。このプログラムは助産師と婦人科医のスキルを高め (50 人以上が研修のため東エルサレムに派遣された)、産科病棟の保健情報と監督制度を向上させ、保健従事者と女性の組織団体を通して、ガザ地区のコミュニティにおける安全な出産の実施を推し進めた。

26. 国連諸機関はまた、多くの心理社会サービスの提供を続けた。国連子ども基金(UNICEF)は、ガザ地区にいる 12,512 人の子ども達(うち少なくとも 6,000 人が女兒)と約 11,000 人の介護者(91%が女性)に直接、心理社会支援を行った。UNICEF の子ども保護ネットワークへの支援は、ヨルダン川西岸にさらなるネットワークを 3 つ構築して継続している。ガザ地区では、女兒 14 人と男児 11 人が子ども保護ネットワークにより、専門的サービスとケース・マネージメントのために他に紹介され、西岸では女兒 98 人、男児 62 人が送致された。ガザ地区全土にある UNRWA 保健センター 21 カ所と、救援および社会事業事務所 15 カ所で心理社会カウンセリングが実施された。報告期間中、6,407 人の女性がカウンセリング・サービスにアクセスしたが、大多数は UNRWA 保健センターであった。

27. 報告期間中、国連子ども基金(UNICEF)は飲料水、衛生設備、および衛生状態に関する一連のイニシアティブを支援した。これにはヨルダン川西岸南部の、サービスが不十分なコミュニティにおける水道網の拡張が含まれ、300 世帯が恩恵を受けた。また家庭用濾過器の設置により、ガザ地区の脆弱な家庭 300 世帯が、適切な飲料水と家庭で使用する水にアクセスできるようになった。UNICEF はまた、家庭用レベルの貯水容量や、西岸の C 地区およびガザ地区の緩衝地帯<sup>129</sup>で安全な衛生設備が向上するよう活動している。Rafah の地下水汚染と汚水の氾濫を最小限に抑えるため、UNICEF は下水網の改良を支援し、1,161 人の女性と女兒が適切な下水設備の恩恵を受けた。さらに、UNICEF は 68 校(西岸 29 校、ガザ地区 39 校)で飲料水や衛生設備、公衆衛生施設の建築と再建の支援を継続し、48,896 人の生徒(うち女兒が 22,117 人)が安全で適切な飲料水と衛生設備を利用できるようになった。UNICEF はまた、2012 年 2 月から 6 月の間にガザ地区の 151 校で貯水タンクを助成し、それにより 7 万人の生徒(うち女兒が 37,237 人)に一人当たり一日 0.7~1 リットルの安全な飲料水を提供している。

### C. 経済的エンパワーメントと生計

28. 貧困者向け小口金融支援は、ヨルダン川西岸およびガザ地区の短期的な貧困軽減のもとであり続け、女性が受益者の大多数を占めている。2011 年 9 月から 2012 年 7 月までで、国連パレスチナ難業機関(UNRWA)の少額金融局は、350 万ドルにのぼる 3,439 のローン(ローン全体の 34%)を、ヨルダン川西岸のパレスチナ難民女性および避難民女性に提供した。これと並行して、総額 102,600 ドルに達する 171 の個人向けローンが、救援および社会事業プログラム・コミュニティが運用するファンドを通して、貧しく脆弱なパレスチナ難民女性に提供された。ガザ地区では UNRWA 少額金融局が、570 万ドルに相当する 3,567 のローンを支給した。起業家精神と信用へのアクセスを高めるため、女性が 1,325 のローン(全体の 37%)と 148 万ドル(26%)を事業や非事業ローンで受け取った。

29. UNRWA は特に困窮する事例への救済を継続しているが、これには西岸の難民キャンプにある、コミュニティを基盤とする 15 の組織を横断する、18 の所得創出プロジェクトへの助成金支給が含まれている。これにより、42 人の女性の雇用、339 人の女性への研修、および 77 人の女性のためのヴォランティアの機会がもたらされた。ガザ地区では、女性プログラム・センターとコミュニティを基盤とするリハビリテーション・センターで創設された、10 の所得創出プロジェクトにプログラムが助成金を交付し、縫製、食品、刺繍、髪結いといった小規模企業に 86 人の女性を雇用している。ヨルダン川西岸では、UNRWA の人道的雇用創出プログラムが 10,560 人のパレスチナ難民女性(全受益者の 42%)に対し、短期の雇用の機会を提供した。人道的雇用創出プログラムは、女性受益者に対し月額 420 ドルの労働対価による助成金を支給し、30 の女性センターに道具、材料、機器を調達して配布した。

30. 3 年前の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連合同プログラム」発足以来、国際労働機関(ILO)と国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)は、女性のために様々な形の能力形成および所得創出プロジェクトを提供してきた。ILO は女性限定の協同組合の組合員 43 人に対し、助成金、研修および技術支援を施し、ヨルダン川西岸とガザ地区全土の小規模起業家 300 人のパレスチナ女性を対象に、経営管理とマーケティング・スキルに焦点を絞った能力形成プログラムを試験的に行った。ILO はまた、女性の経済参画を増強し、差別と不平等を終わらせ、労働省を支援し、女性の機会を拡大するために国家政策に影響を与えるような、概念的的政策枠組みを案出し採用する権限を持って、国立女性経

<sup>129</sup> 緩衝地帯は、安全保障上の懸念を述べてイスラエルがアクセスを制限しているガザ地区のイスラエルとの北部・東部国境沿いのパレスチナ地域内の地帯である。

済評議会の創設に力を貸した。

31. 国連食糧農業機関(FAO)、世界食糧計画(WFP)およびジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)は、女性の経済的エンパワーメントと食糧安全保障を強めるための介入を継続した。FAOは、農業投入と農村地帯の女性協会に対する食品加工、マーケティングおよび簿記の研修を行い、2011年にはヨルダン川西岸とガザ地区の2,000の女性世帯主世帯が恩恵を受けた。WFPは食糧の配給と引換券プログラムを通して援助を行い、245,101人の女性に届けられた。西岸とガザ地区の女性世帯主世帯が対象になり、ほとんどの場合、現金給付を含む補足的な介入を受けた。報告期間中、UN-Womenは軽食堂を運営する32の女性センターを支援したが、食堂は経済的に独立して22,572人の子ども達に食事を与えた。このプログラムは110人の女性に雇用の機会を作ったが、女性の多くは生涯で初めて働く人達だった。

32. ガザ地区のジェンダー・イニシアティブを通して、UNRWAは労働市場と学識のある労働力間のスキル・ギャップを解消する目的で、若い女性指導者のプログラムを実施したが、これを若い女性卒業生に対し、労働市場が求めるスキルの開発を保障することで行った。報告期間中、このプログラムは732人の女性卒業生に行きわたった。同じイニシアティブの一環として、UNRWAは女性世帯主世帯のためのエンパワーメント・プログラムを実施したが、財務管理能力、家庭管理およびマイクロビジネスに関するスキル育成に的を絞って行った。300人の女性世帯主が、このプログラムから恩恵を受けた。

#### D. 法による統治と女性に対する暴力

33. 国連諸機関は、女性の司法へのアクセス向上と女性への暴力の防止や対応に対する能力強化を意図した、様々なイニシアティブの実施を続けた。国連開発計画(UNDP)の「法による統治」プログラムは、女性への法律援助を提供しているおよそ10の組織を支援したが、これを西岸(東エルサレムを含む)とガザ地区の両地域で、家族法以外に、労働権、ジェンダーに基づく暴力、家族再統合などの事柄を含むケースに関して、シャリア裁判所で女性の法定代理をすることで行った。このプログラムは275人の女性に法定代理の支援をし、1,519人の女性に法律上の助言を、444人の女性に心理社会的サポートのサーヴィスを提供した。さらに、5,710人の女性が法的意識向上ワークショップに参加し、ジェンダー関連の研修が240人の女性弁護士と110人の法学専攻の女学生に提供された。ガザ地区では3,645人の女性が、法律支援部門やUNRWAが支援している「女性のためのプログラム・センター」で働く心理社会カウンセラーから、法的助言や心理社会的援助を受けた。UN-Womenは、パレスチナ人弁護士協会の後援を得て、専門弁護士グループを組織する支援を行った。これは暴力被害女性に対して法律援助や法定代理を行うためである。同様に、暴力被害女性の保護を専門にする弁護士の研修を目的とした、能力開発プログラムの開発も支援した。UN-Womenはまた、女性の司法へのアクセスを監視するためのデータベースの開発に関して、「人権のための独立委員会」に対し技術支援を行った。

34. UN-Womenはパレスチナ市民警察を支援して、家族保護部門のために最初の戦略と行動計画、標準的な実施手続き、職務記述書、最低標準ガイドラインを開発し、同時にこの部門のスタッフ向けの能力開発プログラムを開発した。UN-Womenはまた、家庭内暴力を終わらせるというパレスチナ自治政府のコミットメントを世に知らしめるため、メディア・キャンペーンの展開を支援し、検察官と、暴力被害女性の事例の処理を専門とする警察との間の連携強化を推し進めた。

35. 国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国連プロジェクト・サーヴィス機関(UNOPS)、およびUN-Womenは、パレスチナ刑務所システムの管理強化と、パレスチナ自治政府が運営する矯正・更生・センターにいる収容者の更生を支援するイニシアティブの実施を継続した。またUN-Womenは、これらのセンター(月間約30人の女性収容者)にいる、女性収容者のための更生プログラムの創設と実施を支援し、彼女たちに法的援助および法定代理サーヴィスを提供した。

36. 報告期間中、国連薬物犯罪事務所(UNODC)は、「パレスチナ自治政府のための法医学の人材とガヴァナンス開発援助」と名付けられた、4年間のプロジェクトの実施を支援した。これは、性暴力や家庭内暴力の事例が法の執行および司法制度により、細心の注意をもって捜査され、起訴されることを保証するのを目的としている。それはまた、犯罪、性的暴行、子ども虐待、家庭内暴力などに応用されるよう



な臨床法医学サーヴィスで、高い能力が期待されているのに対し、知識が豊富で、スキルを持ち、有能な女性の法医学専門医、医師、看護師、法科学者が十分な人数いることを保障するのも目的としている。

37. UN-Women、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、国連人権高等弁務官事務所、国連人口基金（UNFPA）をはじめとする多くの機関は、女性に対する暴力についての意識向上を目指した様々な活動を支援した。アドヴォカシーと公教育イニシャティヴには、ヨルダン川西岸とガザ地区の女性に対する暴力と戦うフェスティバルが含まれるが、これは暴力被害女性によって組織され、様々な利害関係者のために彼女達が自分の経験や訓練について語れるような公開イベントである。2011年12月から2012年6月までの間に、UNRWAはスタッフやコミュニティを基盤とした組織、コミュニティ代表者などを対象に、基礎的および専門的研修を行ったが、これはジェンダーに基づく暴力の事例、女性への暴力、家族保護、それに女子差別撤廃条約についての識別、介入、紹介に関するものであった<sup>130</sup>。国連人権高等弁務官事務所は、引き続き女性の権利に関する意識向上活動に携わり、国際人権手続きを活用する女性の能力を強化するために、女性の権利団体と緊密に関わりながら活動を続けた。

38. 国連諸機関は、女性への暴力の被害者を対象にしたサーヴィスの開発と拡大を支援し続けた。UN-Womenは、パレスチナ被占領地で最初のマルチサーヴィス・センターである Mehar センターの支援を継続した。当センターは報告対象期間を通し、毎日平均して20人の女性を保護し、各種の社会的、法律的サーヴィスを提供し、女性に経済的な力をつけさせ、社会への再統合を続けた。UN-Womenはまた国連開発計画（UNDP）と連携して、ガザ地区で女性と家族のエンパワーメントのための Hayat 多目的センターの支援を継続した。このセンターでは報告期間中、30人の女性が心理的、社会的、法的サーヴィスの恩恵を受けた。ヨルダン川西岸では、UNRWAが9つの難民キャンプでジェンダーに基づく暴力被害者のために内部紹介メカニズムを開発し、現在もこのメカニズムを拡張し続けて、西岸北部にある7つのキャンプ、一つの村、一つの市も対象に追加している。ガザ地区ではジェンダーに基づく暴力の紹介システムが、18のワンストップ・サーヴィス・センターを組み入れるまでに拡張された。このシステムは、保健や社会的サーヴィスと精神衛生部門におけるサーヴィス・プログラムを横断する形で、ジェンダーに基づく暴力に対し、連携した対応をするために構築されたものである。報告期間中、651のジェンダーに基づく暴力の事例がこの新しいシステムを通して発見され、紹介されたが、犠牲者や被害者の大多数が、夫から身体的暴力や感情的虐待を受け続けていた。ジェンダーに基づく暴力に関する、包括的で機密性の高い情報管理システムも設計されて動き出した。前回の報告期間中に報告されたイニシャティヴの上に積み重ねながら、UN-Women、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連子ども基金（UNICEF）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、それに国際労働機関（ILO）などの諸機関は、女性に対する暴力を防止し対応する能力を形成するよう、パレスチナの諸機関を支援し続けた。これは「女性に対する暴力根絶のための国家戦略(2011-2019)」の実施と、この分野のデータ収集と分析を向上させる取り組みを入れて行われている。

## E. 権力と意思決定

39. 2012年中、国連開発計画（UNDP）はパレスチナ被占領地全土にいる、若いパレスチナ女性指導者40人の能力を高め、ネットワークを強化する目的で企画された「グローバルな対話と民主主義推進のためのパレスチナ・イニシャティヴ」を支援した。その結果、訓練生の85%が2012年に行われた地方選挙の監視にオブザーヴァーとして参加した。さらに、4人の参加者が自分の支持する政党の候補者として選挙に出馬した。UN-Womenは女性問題技術委員会と連携して、地方協議会のメンバーや若者を含む1,300人以上の男女に、女性の政治参画と指導力に関する訓練と意識向上を行った。このプログラムを通して、2つの地方協議会がジェンダー主流化を確実にするための戦略と作業計画を改定し、女性の政治参画のための国内委員会の再活性化が達成された。女性問題技術委員会は、既に20人以上の女性が「パレスチナ女性一般組合」へ会員登録申請書を提出してあると報告した。

## F. 制度開発

40. 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための合同プログラム」の一環として、国連開発計画

<sup>130</sup> 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

(UNDP)は、地方自治体部門で働く公務員や様々なコミュニティ・レベルでジェンダーの意識と専門知識を向上させたが、これを Birzeit 大学と協働して能力開発へ介入することで行った。370 人ほどの公務員（38%が女性）が、地域開発計画やジェンダーに配慮した予算編成の中で、ジェンダーを統合するために必要とされる知識とツールを身に付けた。

41. 国連開発計画(UNDP)と UN-Women は監視と評価をする部門を創設し、そのスタッフの能力育成開発計画を行うことに関して、女性課題省との合意書に署名した。この部門は、計画省やパレスチナ中央統計局、およびジェンダー平等の監視と「女性に対する暴力と闘う国家戦略」や「ジェンダーに関する部門横断的国家戦略」の実施に関する系列の機関で、他の既存の監視・評価部門を補完している。

42. UNDP は、一人のジェンダー専門家を法務省に転属させ、その人はジェンダー公正部門設立で同省を手伝った。このジェンダー専門家は、関連する国家戦略に基づくジェンダー行動計画を開発するため、法務省と一緒に仕事をした。このジェンダー部門の強化は、現在、国連プロジェクト・サービス機関により、Sharaka プロジェクトを通して技術と業務の両レベルで支援を受けている。

43. 報告期間中、多くの省が、政策、プログラム、戦略の中でジェンダー主流化を前進させた。農業省は採用政策を改正して、中間および上級管理職レベルで新採用するスタッフの 25%を、確実に女性にするようにした。文化省は、文化部門戦略の中でジェンダーを主流化し、「ミレニアム開発目標」の成果の中に、ジェンダー統合にとって有望な実践を文書化した。教育省は、学校食堂計画を、女性のための国家的ビジネス・モデルとして採択した。パレスチナ市民警察矯正・更生センター省は、女性入所者が拘留中でも働ける権利を認め、女性入所者に経済的エンパワーメントの機会を与えることを承認した。加えて、社会問題省は Mehwar センターを監督し、シェルターで生活する女性のため雇用の機会の質と回数を増やした。

44. 国際労働機関(ILO)はパレスチナ自治政府を支援して、低賃金労働者を守り疎外された脆弱な集団を援助するために全国最低賃金を設定した。また、労働と雇用に関わる法律の見直しに関して技術支援を行い、国立女性雇用委員会と協力してジェンダーの法の見直しを行った。主として 2000 年の労働法を対象に、見直しに基づいて様々な法改正が提案された。ILO はまた、統合された社会保障制度の開発について技術支援を提供し、省庁やその他の機関に対して、ジェンダー監査の実施に関する研修と技術支援を続けた。

45. 国連人口基金 (UNFPA) は、家族計画サービスのための全国的プログラムと、2013-2016 年に向けた全国リプロダクティブ・ヘルス戦略の開発で保健省を支援した。UNFPA はまた、ジェンダーに基づく暴力関連の問題に焦点を当てたカリキュラムの開発を支援し、宗教やコミュニティの指導者に焦点を当てた、能力育成イニシアティブを実施した。さらに UNFPA は社会問題省を支援し、疎外された青少年に対応するカウンセラーが使えるようライフ・スキル・カリキュラムを作りだした。世界保健機関 (WHO)は保健省のスタッフに対し、保健政策の影響の男女差を分析して取り組むための能力を開発する、研修ワークショップを実施した。

46. 国連教育科学文化機関(UNESCO)は、能力育成、調査、アドヴォカシーと文書化活動などを通してジェンダー平等と女性エンパワーメントを前進させる際に、「パレスチナ女性の研究資料センター」の支援を続けた。UNESCO の能力開発プログラムは、コミュニティを基盤とする様々な NGO や政府組織を助けて、プログラムを走らせ、ジェンダーの視点から政策の調査、分析を実施させ、パレスチナ女性の状況と地位に影響を及ぼす問題について、効果的に伝えさせたりした。UNESCO はまた、関係省庁にあるジェンダー部門のための指導プログラムを実施した。

47. 前回の報告期間と同様に、国連システム内ではジェンダー主流化を拡大するために多くのイニシアティブが実施された。UN-Women は最近、ジェンダー平等の点で貢献し進捗を測定するような明確な結果、産出したもの、指針などを設定する目的で、2011-2012 年の中期対応計画<sup>131</sup>のジェンダー見直しを完了した。UN-Women はまた、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)や国連食糧農業機関(FAO)と一

<sup>131</sup> 国連国別チームの中期対応計画は、パレスチナ被占領地で活動している国連諸機関の合同作業を構築することを目的とした戦略的企画ツールである。

緒に、ジェンダー主流化の先達となるような取り組みを行った。UN-Women は FAO と共に、運営と計画の完全な評価に携わったが、そこで示された勧告は、現在でも FAO の事務所で適用されている。国連人道問題調整事務所は、限られた予算内でのジェンダー・マーカーの実施を続け、とりわけ 2012 年国連統一人道アピール・プロセスにおける、性別データと分析の統合に向けた取り組みを指導した。

#### IV. 結論と勧告

48. 報告期間中の引き続き進展しない和平プロセス、暴力において高まる緊張と拡大、そして関連する退去は重大な懸念事項である。継続する入植地拡大に伴う制限の多い居住、計画と建築規制、移住政策、およびガザ地区の封鎖などは、多くのパレスチナ女性やその家族の生活に否定的な影響を及ぼし、課題の多い人道的状況を作り出してきた。いくつかの開発指標には進展が見られたものの、状況に持続性がないことが進展をもろくさせ、ともすれば逆戻りしかねない。高レベルの失業、貧困と不安感などが根強く続き、多くのパレスチナ女性や女兒は、依然として教育、健康、水、衛生設備などの基本的サービスへアクセスするのに深刻な障害と向き合っている。不安と貧困は、ジェンダーに基づく差別と虐待を一層悪化させかねず、パレスチナ女性は職場での差別同様、公私に渡る暴力の激化という形で、このことをずっと経験してきた。

49. もろく複雑な環境の中で作業しながら、国連諸機関はこのような課題に対応し続け、女性や女兒のニーズに取り組む広範囲な活動を継続してきた。2011 年から 2012 年にかけて、政策と制度開発の面で注目すべき成果があった。「2011 年から 2013 年までのジェンダーに関する部門横断的国家戦略」と「女性に対する暴力と闘う国家戦略(2011-2019)」を実施する初期手段は、希望を与えるものであった。だが、これらの戦略を効果的に実施するためには、持続する政治的コミットメント、技術支援、財源が必要である。報告期間中ずっとパレスチナ自治政府は、警察の家族保護部門の強化、シェルターに対するさらなる制度的主体性、女性を守るための身分法の研究委員会立ち上げの告知などを通して、女性に対する暴力と取り組む手段を継続して取ってきた。このようなイニシアティブを増強し、支援し、拡大することが極めて重要である。

50. 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連合同プログラム」および「文化と開発に関する合同プログラム」は、国連諸機関ならびに国と地方パートナーが協働して国の主体性機構を強化する機会を与えた。国連システムはこれらプログラムの成果のもとに事を進め、国と地方パートナーが連携する合同プログラムの継続実施に向かって活動することが、強く推奨される。

51. パレスチナ女性の状況改善は、恒久平和および平和と安全に関する意思決定プロセスへの、女性の参加を達成する取り組みと強い結び付きを持ったままである。和平を蘇らせるプロセスに、パレスチナとイスラエル双方の女性を参加させる取り組みは、「安全保障理事会決議 1325 (2000)」の精神に則って、強化され支えられる必要がある。この決議と、関連する「女性と平和および安全に関するコミットメント」の実施に際しては、責任能力と進捗監視を高める構造が確立されなければならない。

52. この地域における近年の政治的変化や、アラブ女性による政治生活と意思決定プロセスへの参画の高まりを考慮すると、効果的な政治参画とリーダーシップに対するパレスチナ女性の権利を高め、支持し続けることが重要である。新しく選出されて就任する女性のための職場での指導には、特別な配慮がされるべきである。選挙過程の様々な局面で、女性への支援が提供されるべきであり、また、重要な利害関係者---政党、メディア、政府機関、および市民社会---との戦略的パートナーシップが、さらに開発されなければならない。

53. パレスチナ人の生活に影響を与える幅広い問題についての、性別と年齢別に分けたデータの収集と分析を継続すること、および、こうして得た情報を、国連システムから関連する政府間機関への報告書やブリーフィングに体系的に組み入れるのを保証することが、この上なく大切である。

\*\*\*\*\*

(福島有子 訳)

## 今後の婦人の地位委員会のための優先テーマの提案(E/CN.6/2013/7)

2012年12月13日

### 事務総長報告書

#### 概要

経済社会理事会決議 2009/15 に従って準備された本報告書は、委員会の今後の優先テーマを提案し、2015年に北京宣言と行動綱領の見直しと評価を行う可能性についての委員会の討議を促進するための情報を提供するものである。さらに本報告書は、その作業方法の見直しという問題についての委員会の検討のための提案を行う。

### I. 婦人の地位委員会の今後の優先テーマ

1. 婦人の地位委員会は、あらゆるレベルでの北京宣言と行動綱領の実施において達成した進歩と遭遇した障害を監視し、見直し、評価する際に中心的役割を果たしている。3年から5年にわたる委員会の検討のためのテーマを選ぶことに関する複数年にわたる作業計画の利用は、各国政府とその他の行為者が、様々な関係者の間の意見交換を強化し、ギャップと課題の明確化と進歩を促進するためのさらなる行動とイニシアティブの決定を促進する時宜を得た準備プロセスと効果的なフォローアップ・プロセスを行うことができるようにする。委員会は、各会期で検討される優先テーマの数を減らし、以前に検討された優先テーマに関して採択された合意結論の実施の見直しを付け加えることによって、新しい機会に対応し、行動綱領とこれに続く政策公約の実施をより効果的に促進する手助けをするために、複数年にわたる作業計画の形式を定期的に調整してきた。

2. 婦人の地位委員会は、1987年以来、複数年にわたる作業計画を利用してきた。1995年の北京宣言と行動綱領の採択に続いて、総会決議 50/203 に従って、複数年にわたる作業計画は、焦点を絞ったテーマ別取組で、各会期ごとに、北京行動綱領の重大問題領域のクラスターを取り上げていた 1997年から2000年までの期間のために採択された(経済社会理事会決議 1996/6 を参照)。2001年に、委員会は、「女性 2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果に基づき(総会決議 S-23/2, 付録及び S-23/3, 付録を参照)、会期ごとに2つの優先テーマを取り上げて、2002年から2006年までの期間の複数年にわたる作業計画を開発した。2006年の第50回会期で、委員会は、総会決議 60/140 に応えて、毎年1つの優先テーマと1つの見直しテーマの検討を含む 2007年から2009年までの複数年にわたる作業計画を承認した(経済社会理事会決議 2006/9 を参照)。理事会は、その決議 2009/15 で、2010年から2014年までの優先テーマと見直しテーマを定めた。同決議の中で、理事会は、2013年の第57回会期で、委員会がその後の会期の優先テーマを決定することも決定した。

3. 従って、2014年の第58回会期の委員会のテーマは、すでに決定されており、優先テーマは、「女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と業績」、見直しテーマは、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育と訓練、科学と技術への女性と女兒のアクセスと参画」(第55回会期の合意結論)となっている。2015年の第59回委員会は、北京行動綱領の包括的な見直しと評価に捧げられるかも知れない(下記パラ 13-21 を参照)。

4. 優先テーマの選択は、現在の傾向と発展に最もうまく対応するようにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に委員会が将来を見通した貢献ができるようにする際に、極めて重要である。2014年から2015年の間に、いくつかのプロセスと行事が、洞察力を得、委員会の今後の優先テーマの選択を特徴付ける傾向とあらたな結果を明らかにする機会を提供するであろう。これらは委員会自身の作業、特に女性と女兒のためのミレニアム開発目標の達成に向けた進歩の検討並び到北京宣言と行動綱領実施の包括的な見直しと評価から出てくるであろう。さらに2015年後半に、総会は、特に持続可能な開発とミレニアム開発目標をフォローアップする関連性と関係に関して、2015年以降の開発枠組に関する重要な決定を行うことが期待されている。
5. ジェンダー主流化を支持する触媒としての重要な役割を仮定すれば、今後の会期のために委員会が選ぶ優先テーマは、特に総会がその決議 67/148 で2015年以降の開発枠組に関する討議に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントという目標を顕著に特徴付けることを要請しているので、ジェンダーの視点から2015年以降の開発枠組の実施に委員会が貢献するチャンネルともなる。それらは、委員会がフォローアップと実施プロセスにかかわり、従って国レベルを含めてさらなる政策統合力を達成する機会ともなる。
6. これら理由で、2013年の第57回婦人の地位委員会は、国内レベルで加盟国を含めたすべての関係者が必要な準備を行うために十分な時間をかけることができるように、2016年だけの優先テーマを決定したいと思うかも知れない。同時に、委員会は、2015年以降の開発枠組内でジェンダーの視点を強化する機会のみならず、2015年の北京行動綱領実施の包括的な見直しの結果を考慮に入れた今後のテーマの提案を、2016年の委員会に提出するよう事務総長に要請したいと思うかも知れない。
7. 従って、2016年のために提案される優先テーマと見直しテーマは、それぞれ、(a)「女性の経済的エンパワーメントと持続可能な開発」、及び(b)「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」(2013年の優先テーマでもある)である。
8. 「私たちの望む未来」と題する国連持続可能な開発会議の成果文書(総会決議 66/288、付録)のパラグラフ 3 で、各国は、あらゆる側面で持続可能な開発を達成するために、経済的・社会的・環境的側面を統合し、その相互関連性を認めて、あらゆるレベルで持続可能な開発をさらに主流化する必要性を認めた。成果文書のパラグラフ 13 で、各国は、人々が自分たちの生活と未来に影響を及ぼし、意思決定に参画し、自分たちの問題に声を上げる機会が持続可能な開発の基本であることにも合意した。
9. 優先テーマの提案は、いくつかの配慮に基づいている。女性の経済的エンパワーメントは、持続可能な開発とミレニアム開発目標の達成及び2015年以降の開発枠組の一部として確立されるかも知れないその他の目標の前提条件である。持続可能な開発に必要な変革は、水、エネルギー、その他の資源の利用に関する重要な保護者であり意思決定者である女性のエンパワーメントと指導力を必要とする。これを認めて、事務総長の世界の持続可能性高官パネルは、「持続可能な開発に向けたいかなる重要な変化にもジェンダー平等が必要である」と述べ、ジェンダー平等を開発の基本要素の一つとして認めた(A/60/700、パラ 17(f)を参照)。
10. 資産、ディーセントな雇用、サービス---土地、水、技術、革新と貸付、銀行・金融サービス---への公正なアクセスを通じた女性の経済的エンパワーメントは、地域社会・国内・世界レベルでの持続可能な開発についての意思決定プロセスにおける女性の地位と発言力を強化する。強化された女性の参画の利益は、女性のみならず、男性や子どもにも生じる。これには、家計と家族の経済的安定、経済、保健と福祉、全体的な生活の質の利益が含まれる。世界経済フォーラムは、135か国にわたって、さらなるジェンダー平等が一人当たり国民総生産と良好な相関関係にあると報告している<sup>132</sup>。
11. 2015年以降の開発枠組は、持続可能な開発の中で、女性の経済的エンパワーメントの役割に対処する機会提供している。しかし、女性の経済的エンパワーメントの達成は、「手っ取り早い解決策」ではなく、特定の地域と状況にふさわしい戦略を必要とする。これには健全な公共政策、包括的な取組、すべ

<sup>132</sup> Ricardo Hausmann, Laura D. Tyson, Saadia Zahidi, 2012年世界ジェンダー・ギャップ報告書, 世界経済フォーラム, 2012年, [http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_genderGap\\_Report\\_2012.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_genderGap_Report_2012.pdf) より閲覧可能。

ての開発行為者からの長期的公約を必要とする。革新的取組とパートナーシップも必要である。

12. 優先テーマとして、女性の経済的エンパワーメントと持続可能な開発を中心とすることによって、委員会は、女性と貧困、女性と環境、女性と経済、権力と意思決定における女性を含め、北京行動綱領の重大問題領域のいくつかを横断する問題をまとめることになる。委員会の成果は、2015年以降の開発枠組の実施の作業のみならず、国連持続可能な開発会議のフォローアップ・プロセスに直接貢献することになる。

## II. 2015年の北京宣言と行動綱領実施の見直しと評価の可能性

13. 2013年の委員会は、2015年に、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の見直しと評価を行う可能性を討議するよう要請されている(経済社会理事会決議2009/15を参照)。さらに、総会は、その決議67/148の中で、理事会決議2009/15の状況で、第4回世界女性会議と北京宣言と行動綱領採択20周年のための適切な記念活動を検討するよう加盟国を奨励した。

14. 第4回世界女性会議以来5年ごとに、北京宣言と行動綱領の包括的な見直しと評価が、世界レベルで行われてきた。従って、採択20周年に当たっての行動綱領の包括的な見直しは、委員会の現在の慣行に沿うものとなる。

15. 2000年に、5年後の見直しは、特別総会という形態を取った(総会決議52/231を参照)。婦人の地位委員会は、この行事の準備委員会を務めた。

16. 2005年の10年後の見直しは、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果文書の見直しと女性と女児の地位の向上とエンパワーメントのための現在の課題と将来戦略の検討が含まれた複数年にわたる作業計画(経済社会理事会決議2001/4を参照)に従って、委員会によって行われた。委員会の決議48/5(E/CN.6/2004/14, 第I章Cを参照)に基づいて、見直しは、責任と専門知識が最高レベルの政府代表団、市民社会と国連システム内の団体の幅広い基盤の参画を得て、意見交換対話の拡大された利用を通して行われた。この見直しは、実施の残る課題を克服しようとする努力における経験と好事例の分かち合いを強調した。第4回世界女性会議の10周年に当たる第49回婦人の地位委員会によって採択された宣言(経済社会理事会決定2005/23)は、総会と国連ミレニアム宣言の見直しに関する総会高官本会議に伝えられた。

17. 2010年の15年後の見直しは、委員会への要請を通して、経済社会理事会によって始められた(経済社会理事会決議2006/9)。これに続く委員会による提案と2009年の理事会による決定に基づいて、委員会が北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の15年後の見直しを行った。この見直しは、ミレニアム開発目標の完全実現に向けてジェンダーの視点を形成することへの委員会の貢献としても役立った(経済社会理事会決議2009/15を参照)。第54回会期の準備に関する決議53/1(E/CN.6/2009/15, 第I章Cを参照)に基づいて、委員会ビューローは、見直しのモダリティに関して委員会のすべての委員国とオブザーヴァー国との非公式協議会を開催し、形式と成果について合意した。この見直しは、ミレニアム開発目標に関連するものを含め、残る障害とあらたな課題を克服する目的で、経験と好事例の分かち合いを強調した(決議53/1を参照)。第4回世界女性会議の15周年に当たって委員会によって採択された宣言は、総会によって支持された(経済社会理事会決定2010/232及び総会決議65/191を参照)。北京宣言と行動綱領採択15周年記念は、2010年3月2日の第54回委員会中に、総会の記念会議という形態で開催された。

18. 北京宣言と行動綱領採択の5年ごとの周年を記念する見直しと評価プロセスは、5つの地域委員会によって首尾一貫して行われている作業とその成果からかなりの利益を受けてきた。進歩を評価し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約の完全かつ効果的实施に向けた行動を強化する包括的努力を確保するために、すべての地域ですでに計画が立てられつつある。これらには、2013年中に加加盟国からのインプットを誘い出すための共通のアンケートの開発及びこれに続く地域政府間会議に提出するための地域報告書の準備が含まれる。そのような会議の日時はまだ決定されていないが、いくつか

の地域委員会は、2014年にこれを行なうことを予期している(アフリカ経済委員会、欧州経済委員会、アジア太平洋経済社会委員会)。全体的な地域報告書に加えて、地域レベルでのその他の準備活動には、専門家グループ会議の開催と選ばれたテーマに関する背景文書の準備が含まれるかも知れない。

19. 婦人の地位委員会の事務局として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)は、実体的準備と国連システム全体にわたる調整と貢献を含め、20年後の見直しのための準備作業を指導する。UN Womenは、現地事務所を通して、要請に応じて、国内レベルで加盟国に支援を提供し、このようにしてその規範的支援と事業的機能の統合をさらに強化し、高める。10年後・15年後の見直しの場合と同様、UN Womenは、共通のアンケートの開発において再び地域委員会と調整し、協働し、2015年の第59回婦人の地位委員会に提出するために、実施における進歩に関する世界報告書の準備のために加盟国からのインプットを利用する。

20. 婦人の地位委員会は、2015年の第59回会期で、北京行動綱領と第23回特別総会成果の実施の見直しと評価を行うことを検討したいと思うかも知れない。これを行なう際に、委員会は、新たな問題とそれらがどのように行動綱領の実施とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成にインパクトを与えるかに特に重点を置きたいと思うかも知れない。委員会は、地域レベルの政府間プロセスが適切な世界レベルの見直しに情報提供することを保障するために、20年後の見直しと評価において地域に重点を置くのみならず、強力な国内レベルの準備を奨励したいと思うかも知れない。

21. 委員会は、北京宣言と行動綱領採択の20周年のための記念活動も討議したいと思うかも知れない。この点で、委員会は、ミレニアム開発目標と2015年以降の開発枠組に関連するものを含め、2015年に行われるそのプロセスがジェンダー平等と女性のエンパワーメントを完全に組み入れることを保障することに向けたジェンダー主流化の触媒的役割を果たす機会を特に検討したいと思うかも知れない。

### III. 婦人の地位委員会の作業方法

22. 婦人の地位委員会の作業方法は、経済社会理事会のいくつかの決議、委員会自身の決定並びに確立された慣行によって支配されている。委員会は、2006年にその作業方法を最後に見直し、その作業組織が、2005年の10年後の見直しと評価で採択された宣言で要請されているように、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の実施を促進することに貢献するべきであることを認めた(経済社会理事会決定2005/232を参照)。2009年に、その改訂作業方法の機能の見直しに続いて、委員会が第54回会期からその作業方法を維持することが決定された(経済社会理事会決議2009/15を参照)。同決議で、理事会も、委員会が検討中の作業方法を継続することを決定した。

23. 現在の作業方法の下で、委員会は、合意結論という形態で折衝された成果を伴って、各会期ごとに一つの優先テーマを検討している。支持データを伴う結果を含め、優先テーマに関連する経験、学んだ教訓、好事例に関する高官ラウンドテーブルも開催している。優先テーマに関連する以前の公約の実施を促進する方法と手段は、2つの意見交換専門家パネルで扱われている。第4回世界女性会議と第23回特別総会のフォローアップに関する一般討論も、優先テーマに関連する実施を強調している。

24. また、各会期で、委員会は、以前の会期の合意結論の実施を見直し、このようにしてその監視の役割を高め、行動に対する説明責任を強化している。見直しは、成果として司会者の討議の概要を伴って、意見交換対話という形態で行われている。

25. 各会期の三番目のテーマの要素は、地域グループと相談して、委員会ビューローによって会期間に明らかにされるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する新たな問題を中心としている。検討の結果は、司会者の概要という形態を取る。

26. 委員会の要請で、パネル行事が、加盟国及びその他の参加者がテーマの予備討議にかかわることができるように、次回会期の優先テーマに関してそれぞれの年次会期の間隙に、UN Womenによって開催される。

27. さらに、委員会は定期的に経済社会理事会の決議と決定をフォローアップし、適宜、理事会の作業に

インプットを提供して貢献している。委員会は、女性の地位に関する通報も検討し、この目的で作業部会を任命している。

28. 2006 年以來、委員会は、実施におけるギャップと課題のみならず進歩を調べるために意見交換パネルと対話の利用を含め、作業方法の利用、以前の合意の見直しを通して実施を強化する方法、委員会の様々な作業の側面への NGO 代表の参加、合意結論、決議、司会者の概要を含めた成果のための異なった形式の利用で広範な経験と洞察力を得てきた。これら経験と洞察力は、委員会の作業とジェンダー平等推進のための主要な政府間機関としてのその役割をさらに高めるために備えることができよう。委員会の作業方法をさらに磨くことも、経済・社会・環境・関連分野のすべての主要国連会議や首脳会合の成果の統合され、調整された実施とフォローアップにおいて、委員会が理事会に統合力のある支援を提供するより強力な基盤も提供できよう(経済社会理事会決議 2012/30 を参照)。

29. その作業方法のさらなる見直しにおいて委員会を支援するために、委員会は、委員会の作業のインパクトをさらに強化するための方法と手段を含め、第 58 回会期に報告書を提出するよう事務総長に要請したいと思うかも知れない。

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

## 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関する ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書 (A/HRC/23/23-E/CN.6/2013/8)

2012 年 12 月 11 日

### 事務総長メモ

#### 概要

事務総長は、女性の地位委員会および人権理事会に対し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関が、女性に対する暴力撤廃行動支援のための国連信託基金活動について行なった報告を、ここに申し伝える。当基金は、総会決議 50/166 号にもとづいて準備されたものである。

### I. 序論

1. 女性に対する暴力撤廃行動を支援するための国連信託基金は、総会決議 50/166 号にしたがい、1996 年に設立された。女性に対する暴力撤廃の法的・政治的公約を実施する責任を加盟国がになううえで、同基金は重要な参照基準である。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)が国連システムを代表して管理運営する同基金の存在により、女性への暴力撤廃というこの非常に重要な分野での国連活動に相乗効果が生じ、活動は首尾一貫するようになった。同基金は、「Delivering as One (一体的な国連活動)」イニシアティブを実現するうえで不可欠な基盤である。同信託基金は、女性への暴力に取り組む活動に対し専門に助成金を提供する、世界で唯一の多国籍機構である。助成金は、女性への暴力というこの紛れもない人権侵害の種類や、それが発生した文脈の如何を問わず提供される。同基金は、2010 年から 2015 年までの戦略計画「ヴィジョン 2015」を指針に、各国政府や地方自治体、NGO、国連 国別チームが行なうプログラムに対し支援を行なっている。女性や女兒に対する暴力の原因と結果に取り組むため、プログラムは暴力の予防、暴力被害者へのサービス拡充、制度上の対応強化を目的に行なわれている。

2. 同信託基金が 2012 年末までに実際に提供した助成金は 6350 万米ドルで、助成を受けたプログラム数は 95 にのぼった。それらのプログラムは 85 の国・地域をカバーし、2400 万人以上の女性と女兒の生



に關与し、5000以上の公的機関や民間機関に影響をおよぼした。第57回婦人の地位委員会と第23回人権理事会に向けて作成された当報告では、2012年度信託基金活動の成果と進展について述べる。

## II. 背景と文脈

3. 女性と女兒に対する暴力は、もっとも広汎に見られる人権侵害のひとつである。女性10人のうち7人までが、一生のうち少なくとも一度は、身体的または性的暴力を経験している国もある<sup>133</sup>。世界中の国・地域の女性と女兒は、地理、民族、文化、社会経済上の地位、宗教に関わりなく、全体として不安定な状態の中に暮らし続けている。こうした暴力や不安定な状態はさらに悪化しており、多様なグループの女性と女兒が累積的に二重三重の差別や排除を経験している。こんにち、女性に対する暴力はますます、民主主義への脅威、平和維持への障害、国民経済への足かせ、許すべからざる人権侵害と認知されるようになってきている<sup>134</sup>。

4. 女性に対する暴力が社会的にも政治的にも主要な問題であるという認識は、多数の国が法律、政策、行動計画を採択・強化してこの暴力に取り組んでいることから明らかである<sup>135</sup>。同分野での行動強化を求めて総会や安全保障理事会で立て続けに決議が採択され<sup>136</sup>、各国法は国際レベルでも強化されたが、そのことも、女性に対する暴力という分野で、世界的な法的枠組み構築に向けた進展があったことを証している。

5. 信託基金は総会の委託を受け、女性に対する暴力撤廃をめざした、協働的で調整のとれた刷新的なプログラムに投資している。具体的には、女性と女兒が恐怖から解放され、例外ではなく普通に司法にアクセスできるなど、彼女らが安全に尊厳ある生を送れるようにするプログラムである。

6. 総会の委託に合わせて、信託基金は、女性に対する暴力撤廃世界宣言の実行に力を注いでいる。具体的には、暴力の温床となっている、ジェンダーに基づく差別や排除に取り組むイニシアティブの支援である。支援プログラムでは、不当な法律・不公平な社会規範・有害な慣習の改善、暴力被害者に対する質の高いサービスと司法へのアクセスの提供、紛争下・紛争後・暫定状況下での女性と女兒の安全確保、および暴力とHIV/AIDSとのつながりを断ち切るといった戦略計画が実施されている。

7. 助成プログラムを通して生まれた知識や教訓、良い実践活動は、女性への暴力に取り組むダイナミックな過程の中で、早くも政策変革の基盤となり牽引力となりつつある。基金受託団体が行なう基本調査や評価・研究から集積された証例が、公教育や諸機関への政策提言活動、プログラム化に役立てられつつある。助成を受けたイニシアティブは、人々の知識を高め行動を改善し偏見に基づいた慣習を変えるうえで、中心的な役割を果たしている。信託基金は、こうした有意義な取り組みの一つひとつが積み重なって暴力を予防し、女性のエンパワーメントを推進することができると考えている。

## III. 約束を実行にうつす

8. 相互に関連しあう女性の権利の保護実現を求めてさまざまな介入が行なわれるが、信託基金の支援プログラムではその多様な分野が結び合わされる。暴力の予防活動は、サービス提供プログラム、法制度改革、制度の強化と結び合わさって行なわれる。そうすることで、女性と女兒に対する暴力撤廃に向けた全体的で一貫性のある方法が生まれるし、暴力を生み出す入り組んだ原因やさまざまなレベルの暴力の複雑な結果に取り組むことにもなる。こうした活動により、暴力の予防や生じた暴力への対応・

<sup>133</sup> 世界保健機関(WHO)、女性の健康と女性に対するDVに関する多国間調査、ジュネーブ、2005年を参照。この調査で、パートナーによる身体的・性的暴力の広がり、都会の日本での15%から農山漁村のエチオピアでの71%に至るまでさまざまであり、ほとんどの地域で30~60%であることが分かった。「女性に対する暴力の広がり」のデータ：国別調査」ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)編集、2011年も参照。

<sup>134</sup> UN-Women、「女性に対する暴力撤廃国連信託基金、2011年年次報告書」を参照。

<sup>135</sup> 世界的に、139か国が、その憲法にジェンダー平等の保証を含めており、125か国が特にDVを犯罪とする法律を制定している。UN-Women、「世界女性の進歩：司法を求めて」(2011-2012年)、24頁を参照。

<sup>136</sup> 総会決議61/143、62/133、63/155、64/137、65/187、67/144及び安全保障理事会決議1325号(2000年)、1820号(2008年)、1888号(2009年)、1960号(2010年)。

取り組みの模範例、また良い実践を持続させ制度化するための模範例が生まれつつある。信託基金は、活動関係者とともに、活動を通して以下のことを学んだ。すなわち、女性に対する暴力の撤廃には地域社会への持続的な関わりが必要であること、マルチメディアやソーシャル・マーケティングの利用により暴力への意識が高まりその可視化も進むこと、また、確かな証拠に基づく研究調査によりアドボカシーや政策立案、プログラムの実施も改善されうることである。

9. 信託基金受託団体による 2012 年度の達成結果からわかるのは、質の高いプログラムを効果的に行なう機関に戦略的に直接助成金を提供するといかに多くの成果があげられるか、ということである。受託団体は、信託基金の支援プログラムを通して、女性への暴力を予防するための、証拠に基づいた包括的活動モデルの基礎作りを行なっており、それは地域、国、世界に規模を拡大したり、転用したりすることも可能である。信託基金は資金面の決定的な不足を埋め合わせるのに役立っており、イニシアティブの成功例を増やしている。そうした成功例は、女性と女兒に対する暴力減少の一要因となったことがわかっている。

## 暴力の予防

10. 初期予防の取り組みは、暴力の発生以前に暴力を個人・地域・社会のレベルで止めようというもので、信託基金の依然優先的な投資分野である。暴力の結果にのみ焦点を当てるのではなく、むしろ問題の背景にある原因を特定しそれに対処することが、初期予防には必要である。さらに暴力の予防には、公私両方の場で、ジェンダーに基づいた不平等な権力関係を変え、差別的な社会規範をなくし、女性や女兒への暴力を容認し当たり前とする態度や行動に対処することも含まれる。暴力を助長する不平等・排除・周縁化のサイクルを断ち切るため、初期予防で中心的に行なうのは、暴力を容認する態度・考え方、その根本にあるステレオタイプを変えることである。初期予防は、女性と女兒への暴力撤廃をめざす長期戦略では、つねに不可欠である。

11. 信託基金は、その実際の保有資産のうち約 1600 万米ドルを、地域巻き込み型のイニシアティブに投資した。暴力予防活動を女性と女兒の手に届くものにするためである。現在進行形のこうしたプログラムにより地域支援とジェンダーに基づく暴力へのゼロ・トレランスとが醸成されることで、個人の変革が促進される一方、地域レベルでも女性の安全保護が高まっている。

12. 信託基金はまた約 600 万米ドルを、女兒の学業継続のための安全な場作りを目的とする、学校での予防プログラムに投資した。学校の管理運営者、女兒・男児、その親や地域社会を巻き込んで行なわれるこうした介入プログラムは、社会や家族内で暴力を正当化している規範に立ち向かって暴力の世代間継承にストップをかけるという包括的戦略の、重要な構成要素として認知されている。

13. 信託基金の支援を受けた学校での予防プログラムは、女兒や女兒支援ネットワークに対し、女兒の人権を実現する手段、また虐待が起りそうな状況を回避する手段を提供している。そうしたプログラムは、女兒・男児、その親、学校の管理運営者、地域社会を巻き込むことで、体系的なジェンダー差別や女兒の価値を貶める社会規範にじかに取り組んでいる。個人の行動の変革と、暴力を容認する制度的なルールや地域社会のルールの変革とをめざしているのである。そうする中で、信託基金の受託団体は、女兒・男児がジェンダー平等の達成や女性・女兒に対する暴力撤廃の担い手となれるよう、その役割の強化を行なっている。

14. 農山漁村からの多数の移住に対応する「農山漁村女性のための北京文化開発センター」は、都市に出稼ぎにくる両親が村に残す年端のゆかない女兒(両親不在の間親族に育てられる女兒)への、暴力の予防を目的としたプログラムを実施している。というのも、そうした女兒は特に身体的・性的虐待にあいやすいからである。センターでは、こうしたグループの子どもたちをどうしたらもっと保護できるか、また、後に残され虐待された子どもたちの身体的・精神的トラウマをどうしたらもっと把握できるか、その方法について保護者、教師、警察官、医療関係者に研修を行ない、そうすることで子ども地域安全ネットワークを作っている。このプログラムの結果、パイロット地域で協力を行なった政府省庁内で、残された女兒の保護が重要であるという認識が高まり、そうした介入を部分的に日常の仕事に組みこもうという関心が示されるようになった。たとえば 2012 年まで、蘇州市の教育政策では、教師と生徒に対す

る教育研修計画の中に安全教育と性教育は含まれていなかった。「開発センター」の取り組みにより、1,675名の地元の小中学生が、将来にわたって重要な意味をもつ性教育と護身研修を受けた。また、蘇州教育委員会が作成する教師向け年間研修計画に、性教育と安全教育が初めて含まれることになった。さらに2012年には、保護者と残された子どもたちが情報と経験を共有し、学び合い助け合うための安全空間として、3カ所にリソース・センターが開設された。「開発センター」とその関係者は、出稼ぎの影響を受ける地域社会という文脈の中での女兒への暴力に対し、予防策を立てる最初の非常に重要な一歩をふみだした。こうしたことを行なう中で「開発センター」が示したのは、小規模でも戦略的な投資が、いかに大きな倍増効果を生むかということだった。

15. ザンビアではイクオリティ・ナウが、護身に有益なものを女兒が身につけられる安全な場作りを行なって、思春期の少女自身が性暴力を予防・把握・報告できるようエンパワーしている。このプログラムは4つの学校で行なわれ、すでに1,800名以上の女兒が受講した。いかなる予防活動にも男児を巻き込むことが非常に重要であるとの認識から、同プログラムは1,500名の学齢期の男児にも届けられた。その際、女兒への性暴力を容認するステレオタイプに挑もう、そうして自分たちが女兒の権利を守る闘士になるのを妨げてきた差別的な態度や行動をうちこわそう、というメッセージが男児たちに送られた。同プログラムによって態度に変化が生じたが、その変化が明らかになったのは、4つの学校で600人以上の男児が、女兒に対する性暴力を変革する担い手になると約束したためだった。男児たちは、暴力反対活動の次世代パートナーになると強調したのだった。

16. 暴力のゼロ・トレランスを促進するうえで男性と男児が果たす役割は大きいという認識から、信託基金は約630万米ドルを、特に男性と男児を変革の担い手とするプログラムに投資した。

17. 女性に対する暴力の予防とジェンダー平等の促進に男性と男児を関わらせる活動をしている受託団体としては他に、ブラジルの団体 **Instituto Promundo** がある。信託基金の助成を受け、同協会はブラジル、中国、インド、ルワンダにまたがる多国籍のプログラムを実施し、それは2012年に終了した。このプログラムは、スポーツ・教育・保健衛生・職場といった領域でのジェンダーに基づく暴力の予防に、若年および成人男性を関与させるという一連の介入行動を実験的に行ない、評価するプログラムだった。2012年内に影響評価を行なうことを条件としていた同プログラムの評価結果から、女性に対する暴力への態度に大きな変化があったこと、また女性パートナーへの暴力使用が自己申告ベースで減ったことが統計的に分かった。さらに定性的結果として、親密なパートナーに対する男性の暴力使用を助長する態度への支持割合は減っていた。インドでは同プログラムにより、親密なパートナーに対する男性参加者の暴力が自己申告ベースで減った。たとえばジャウンプルでは、プログラム実施期間の3ヶ月間で、女性に対する身体的暴力の使用が、自己申告ベースで最初の19%から最後の調査では9%にまで減った。またプログラム評価から、女性への暴力に関する法律の知識が増えたこともわかった。ブラジルでは、スポーツ関連の場でワークショップやキャンペーン活動、トーナメントを行なうなか、親密なパートナーへの暴力を容認できると応えた男性の割合が大きく減り、参加者の半数がこれまでとは違ったかたちで女性と交流する方法を学んだと報告、2割以上が、暴力的に行動したい欲望に駆られた時よりよく自制できる術を学んだと語った。中国では保健衛生部門の介入により、コンドーム使用の増加を含め、自己申告ベースで参加者の行動に大きな積極的变化が見られた。またプログラム評価により、参加者間にジェンダーに平等な行動が増えたことがわかり、若者の8割以上が、プログラムを通し、暴力によらないで問題を解決するより多くの手段を得たと報告した。

18. カンボジアでは、信託基金の受託団体である **CARE** と、**CARE** のプログラムを地域で実施するパートナーである **People Health Development Association** とが、性の健康およびジェンダーに基づく暴力に関する対話に、若い男性を巻き込むことに大きな成功を収めた。2012年に同プログラムは規模を拡大し、男子学生と行なっていたジェンダーに基づく暴力予防のためのイニシアティブを、プノンペン10大学に拡大、6,500名以上の若い男性が同プログラムを受講した。同イニシアティブでは、ピア・リーダーが、ジェンダー、女性の権利、また女性に対する責任ある行動全般について同輩教育を行なう、その能力育成を行なっており、研修前後のテスト結果からは、ジェンダーに基づく暴力の問題について研修受講学生の理解も意識も向上したことがわかった。2012年にはまた、**People Health Development Association** の幹事が、女性への暴力に対する取り組みに若い男性を関わらせたことを認められて、国連事務総長から「男性指導者ネットワーク」の青年大使兼メンバーに任命された。

19. 信託基金は、女性や女兒をさらなる暴力のリスクにさらす、差別的なジェンダー規範、態度、行動に取り組むメディア利用プログラムへの投資を増やしている。信託基金の受託団体 **Puntos de Encuentro** はいわゆる「エデュテインメント」、すなわち娯楽（エンターテインメント）を通じた教育（エデュケーション）の分野での先駆的団体のひとつである。**Puntos** は *Contracorriente* という人気テレビ番組を開発、ニカラグアの労働者階級家族の日々の奮闘を描き、その中で、ニカラグアの若い女性に影響を与えている中心的な問題、たとえば商業的な性搾取、若い女性の工場労働、性虐待とその影響といった問題を取り上げた。**Puntos de Encuentro** は *Contracorriente* の召集力を利用し、番組中から撰集したいくつかのエピソードを題材に、性搾取に関し 1,500 名以上の若い男女による議論を惹起した。その結果、議論参加者は性搾取のリスクやその予防方法を理解することができたと報告した。**Puntos** はまた大衆雑誌 *La Boletina* も作り、地方 84%以上をカヴァーする国内 140,000 人以上の予約購読者に届けられた。*La Boletina* は 282 以上の女性団体のネットワークを通して配布され、ニカラグア国内の女性運動の結束、協同関係、対話を生むルートとなっている。2012 年の評価報告によれば、*La Boletina* の読者は、性と生殖に関する権利、経済的権利、暴力のない生活を送る権利といった自分たちの権利が、相互に関連し合っていることをより理解できるようになったと報告している。また彼女たちは、自分の生活に関わる意思決定を行ったり、自分自身の個人目標を立てたり、政治参加を行ったり、他の女性たちと声を上げるために組織化したりして、より広範囲に自分たちの権利尊重を実現することができたと報告した。信託基金は現在、**Oxfam-Novib** が実施する「目的のあるポップカルチャー（Pop Culture With a Purpose）」の支援を行なって、女性と女兒への暴力を予防するこうした戦略を 11 の国に拡大しつつある。**Puntos de Encuentro** はこのプログラムのリソース団体のひとつであり、その経験をアジアやアフリカの全土で共有、同様のプログラムの実施支援を行なっている。

#### 暴力被害者向け支援サービスへのアクセスの拡充

20. 信託基金は、女性への暴力撤廃をめざして調和的かつ包括的に、多部門にわたって行なわれているさまざまな活動を支援している。暴力被害女性たちの、多岐にわたりつつも相互に関連したニーズや権利に効果的に取り組めるよう、受託団体は保健衛生、保安・警察、法律問題、教育、社会問題、若者問題、労働、都市計画など、さまざまな部門や機関と協働している。

21. モザンビークでは、2012 年に、**Pathfinder International** という受託団体が、暴力被害女性をケアし支援する国内初の包括センターを設立、ひとつ屋根の下に、保健衛生、心理社会、法的支援、パラリーガル、福祉のサービスを集めた。同プログラムは、ガザ地方の警察や保健サービス提供者の能力強化を行なっているところで、おかげで現在では、**Chokwe** や **Xai-Xai** 市の警察署内にある暴力被害女性・子ども支援局は十分に機能している。こうしたチーム内では、研修を受けた保健サービス提供者が被害者に対応して治療を行ない、適切なサービスを紹介する。同プログラムはまた、女性に対する暴力を予防する目的から、地方の支援局に対し、介入行動の計画・予算立て(例として、ジェンダー問題に対応する予算立ての研修)、またその実施と監視を行なうための研修を行なっている。関係者や協力者の全員が、ジェンダーおよび女性に対する暴力撤廃関連の政策/法律研修を受けた。こうした活動の一つひとつが非常に重要であり、その積み重ねにより、プログラム実施期間を過ぎてもプログラムの戦略や介入行動がますます人々に浸透し持続することになる。

22. 信託基金はさらに、特に傷つきやすい女性や女兒に向けてサービスの提供強化をめざす、数多くの先駆的イニシアティブに支援を行なっている。**HIV/AIDS** と女性への暴力が重なり合う問題に取り組む特別テーマ期間に割り当てられた 960 万米ドルの一部を用い<sup>137</sup>、信託基金の受託団体は、女性や女兒が必須サービスを利用できるよう、そのアクセス拡充のため活動している。ウクライナ公衆衛生財団は、**HIV** とともに生きる女性、また路上生活を行なっている女性や少女の生活改善プログラムを実施している。彼女たちはジェンダーに基づく暴力の被害者でもある。改善の具体策として、ケアや支援への彼女たちのアクセスを改善し、また政府が暴力を予防し暴力に対応できるよう、政府のシステム、能力、関与策を構築している。キエフでは、**HIV/AIDS** に感染しながら路上生活している女性や少女への暴力

<sup>137</sup> 信託基金は、**HIV/AIDS** と女性に対する暴力という双子の流行病に対処するプログラムに重点を置いて、第 15 回提案の呼び掛けの一部として、特別資金窓口を始めた。

の事例に取り組むため、同イニシャティヴがまず行なったのは、事例を把握し、適切な機関に委託し、サービスを提供するシステムを構築することだった。同財団はまた、400名以上の暴力加害者に行動変革のためのカウンセリングと教育を行なう画期的プログラムを、国内4都市で試験的に行なっている。インドでは、カルナータカ健康増進財団が、多くの暴力にさらされ HIV/AIDS 感染も増えている南インド・カルナータカ州の性労働従事者の問題に取り組むプログラムを実施している。カルナータカ州ではおよそ 135,000 人の女性が性労働に従事しており、昨年 1 年だけでうち 26% が殴打や強姦の被害を受けたと報告している。個人・地域社会・制度各レベルでの介入を通し、同プログラムは HIV と女性に対する暴力が重なり合う問題について、地域社会の人々、性労働従事者とそのパートナー、サービス提供者の知識・態度・行動の改善を行なっている。同プログラムは実施初年度の間に、重要関係者によるさまざまな成果を生み出し、認知され始めた。2012 年にはカルナータカ州の司法当局が、州の全区域で法曹学校での研修を制度化することを決定した。

23. 紛争下、紛争後、および暫定状況下では、暴力被害者にサービスを届けるには特殊な困難が存在する。世界の紛争影響下にあるさまざまな地域において、必要とする重要サービスを女性が受けられるよう、信託基金の提携団体がそうした複雑な課題への対応活動を行なっている。イラクでは International Medical Corps が、バグダッドの主要ケアサービス提供者に対し多様な部門にわたって活動する能力や調整する取り組みを強化して、暴力被害女性への包括的なケア・モデルを築きつつある。また、女性や女兒への暴力に対応する照会システムを作っているところである。保健省との連携のもと、40 以上の病院や初期診療センターから集った 100 名以上の医療スタッフが、暴力被害者によりよい支援とサービスを提供する訓練を受けた。医師、看護師、助産師、医療補佐などの医療スタッフが得た知識は、イラクの基本的な医療体制に組み込まれつつある。地方当局やイラク弁護士会、地域のソーシャルワーカー、NGO が研修を受けたことにより、暴力被害者へのサービス提供を包括的なものにするのに必要な、分野横断的な活動のコーディネートが進んでいる。モルドヴァ共和国を本拠地とする Resonance という NGO は、トランスドニエストリア地方で、DV の予防とこれへの取り組みを目的としたプログラムを実施している。同団体は、効果的な照会システムなど、暴力被害女性に包括的なサービスを提供するための技術開発を行なってきた。サービス提供者らは、同プログラムの支援モデルを日々の活動に取り入れ、内部記録・報告システムを打ち立ててきた。同プログラムは効果的に女性に届けられた。女性の多くは活動家やボランティアとなり、自分が得た直接の経験や知識・スキルを他の被害者に手渡した。同プログラムにより、女性に対する暴力撤廃をめざしたキャンペーン活動への参加者は増えつつある。同受託団体はさらに、2012 年の議会公聴会中の公式議事で、DV 法案が集中審議され仕上げられ検討されるその牽引力となった。信託基金は全体として 750 万米ドルを、紛争下・紛争後および暫定状況下にある女性と女兒のための介入行動に投資した。

### 暴力に対する制度的対応の強化

24. 信託基金は、世界中で採択される政策と法律が女性と女兒にとっての確実な変化となるよう、暴力への制度的対応強化をめざす幅広いイニシャティヴを支援している。信託基金は、国内法や行動計画の効果的な実施に利用できる支援策の質と量を充実させることで、説明責任や透明性、市民参加や市民による監視を促進している。

25. 信託基金は、人権侵害に対する司法制度の対応強化に注力する数多くのイニシャティヴを支援している。多くの国では司法機能に欠陥があり、司法の説明責任や制度上の権限、果たすべき責任の内容が十分に明らかでないため、不処罰が当たり前であるような司法制度を生んでいる。受託団体は、犯罪捜査の新指針や犯罪登録の新システムを設定することで、女性のニーズに真に対応できる制度的環境作りをめざしている。たとえば、国際救援委員会がシエラレオーネで行なっているプログラムは、不処罰をなくし公正かつ適時な司法へのアクセスを促進する活動である。同委員会は、性暴力や DV の犯罪捜査向けに、国内初の捜査手続き基準を作成・周知するにあたって、シエラレオーネの警察に財政・技術両面で支援を行なった。この手続きにより、性暴力や DV 記録・捜査・訴追手続きが国内全域で一貫し、より効果的なものとなるだろう。また同委員会の支援により、シエラレオーネ国民議会で「性犯罪法」が可決した。同法は、強姦、婦女暴行、性搾取を含むさまざまな性犯罪を訴追するための包括的で一貫的な法的枠組みとなっており、法的効力をもつにあたって現在大統領の署名を待っているところである。

同法により、被害者の年齢や加害者との関係とは無関係に、性犯罪の捜査・訴追が一貫的で効果的なものになる法的枠組みが生まれると期待されている。法案が署名されて効力を持てば、同委員会は他の関係者とともに、信託基金の支援を受けて普及教育や研修活動を行ない、法がシエラレオーネ全土に知れ渡るようにするだろう。同イニシャティヴの基となったのは、信託基金と英国際開発省の支援を受けた以前のプログラムで、同イニシャティヴはその規模を拡大したものである。これからわかるのは、強力で持続的な協力関係が重要であるということである。国際救援委員会が駐在する他の複数の国で同プログラムを展開することも、現在計画されている。

26. 信託基金は、照会システムの設立・強化をめざす複数のプログラムを支援している。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、国連国別チームが、国連人口基金(UNFPA)および国連開発プログラム(UNDP)と共同で、また同国政府との親密な協働関係のもと実施するプログラムにより、意思疎通と協調のラインが諸機関の間に、また地方レベルと政府レベルの間にできつつある。同プログラムがめざすのは、重要関係者が利用できる効果的な照会システムの構築である。対象となった8つの自治体は、そのシステムの持続を確実にするために、すでに財源を当ててきた。また同プログラムのおかげで、ジェンダーに基づく暴力の予防について独自の計画やプログラムを作成し採択する自治体政府は13にのぼったが、これらの自治体は国のジェンダー行動計画を通じて資金配分を受けている。また同照会システムの構築をめざす地域社会は、女性と女兒への暴力撤廃に長期的に関与するしとして、各地域社会独自の暴力予防計画を作成・採択した。

27. 信託基金の他の受託団体には、ジェンダーが動機の女性殺害事件について保護命令や犯罪捜査の実施強化に力を入れているところもある。メキシコでは、**Catolicas por el Derecho a Decidir**(自由選択の権利を守るカトリック信徒の会)が、女性が被害者の殺人事件や強制失踪事件の犯罪捜査について標準規約を作成中であり、それが州司法長官にとっては規約モデルとなるだろう。同団体は「女性殺人に関する国民監視委員会」と連携して、メキシコ市の女性殺人事件捜査向けの最初の規約原案を作成した。2012年末までに、メキシコの17州のうち11州が女性殺人を犯罪として成文化し、同団体作成の女性殺人捜査のためのミニマム・ガイドラインを利用した。**Catolicas por el Derecho a Decidir**はまた、女性殺人に関する国内でのデータ不足や不十分に対応して、女性殺人事件を登録する際に報告すべき最低8つの変数項目を規定した。これらの変数はメキシコ市の司法長官も採用しており、他の州や連邦レベルでも採用されることになりそうである。

#### IV. 知識生産と能力開発

28. 信託基金は、女性と女兒に対する暴力撤廃のために資金調達を行なう世界でもっとも重要な機構として、その知識の生産と普及について国際的にも中心的な役割を担っている。信託基金が支援するプログラムから生まれる知識は、女性に対する暴力を撤廃するためにはどんな活動が機能するのか、その青写真を提供するとともに、取り組まねばならないのにプログラム化や資金提供が不足している部分に光を当てる。

29. このところいっそう明らかになりつつあるのは、女性に対する暴力を撤廃するには、暴力の予防、暴力被害者への援助、頑丈な法的・政策的枠組み、法執行能力、これらをすべて含んだ包括的アプローチが必要であるということである。信託基金が支援するプログラムは例外なく、個人・地域社会・制度の各レベルで女性や女兒に深く刻まれている傷(スティグマ)や差別が、女性や女兒を脆弱にしているもっとも大きな要因であると見ている。信託基金が支援するプログラムの分析・評価を通して明らかになりつつあるのは、女性に対する暴力撤廃ということ言えば、変革への戦略の責任はすべての人にあるということである。女性に対する暴力を撤廃するには、個人、地域社会、国の機関や国際機関が、それぞれの信念・行動・実践について、またこうした信念や実践が政策、プログラム、行動におよぼしているだろう影響について、体系的かつ継続的に見直すことが必要である。

30. 信託基金支援プログラムの経験全体を通して明らかになっているのは、女性に対する暴力撤廃への包括的な対応策を描くのには不可欠なアプローチには、4つの共通点があるということである。分析によって、受託団体の90%が、女性に対する暴力への対応強化を行なうイニシャティヴ、暴力発生を予防する

イニシャティヴ、そして暴力が生じているところでは、もっとも効果的な方法で被害者救援を行なうイニシャティヴを始動させていたことがわかった。信託基金の受託団体は、女性に対する暴力撤廃には、予防・事態改善・社会復帰の各段階で多次元の対応が必要であることを理解しており、こうした方法を実現するために、ワン・ストップ支援センターや共通の規約を設け、女性に対する暴力に統合的に対応できるよう個人や制度機関の能力開発を行なってきた。受託団体の3分の1以上が、女性に対する暴力の根本原因を根絶することこそ戦略の核心であるとみなし、人々の信念、伝統、知覚、行動を変革するために数多くの介入行動をとってきた。こうした介入行動の中でも、男性や男児、地域社会、部族長、宗教的指導者との協働をとまなうものは、地域社会を基盤とする研究調査や周知キャンペーン活動による意識向上運動の奨励とともに、もっとも意味のあるものである。3番目の共通点は、社会変革や政策・行動に向けたアドヴォカシー支援のための知識を生産し豊富にするというもので、受託プログラムの41%が、主に以下の方法を取りながらこの戦略を行なっていた。その方法とは、(a)意識調査や基本調査の実施、(b)変革を実現するためのさまざまなリソースやサービスのマッピング、(c)プログラムを試験的に実施し、個人や集団の経験から知識を引き出す、(d)専門調査の実施、(e)既存の知識の活用、である。4番目の共通点は、暴力被害者のエンパワーメントを行なって、彼女たちが犠牲者という段階から自分の生の主役となり、他の犠牲者のため変革の担い手となれるようにするというものである。受託団体の約5分の1がこうした戦略を行っており、ピア・エデュケーターとカウンセラーと被害者のネットワークといった支援システムを作ったり、女性被害者に、暴力を受けにくくする技術を教えるプログラムを作成したりした。被害者の癒しと変革を促進するのに効果的だった特殊な介入行動としては、“エデュテインメント”の方法を用いたものや、女性が自ら声を上げて自分たちの声や優先項目を認めさせ尊重させることができるような連帯・支援グループを作るといったものがある。

31. 女性への暴力を撤廃する解決策はひとつではなく、むしろさまざまな手段、モデル、方法があり、それらを一貫した形で用いることができる。最善の環境であっても変化はゆっくりした過程をたどるものであるように、プログラムの影響がすぐにあらわれることは稀である。女性への暴力に取り組む最善の方法について教訓が得られているからこそますます際立つのは、現在の資金状況がプログラム計画におよぼしうる影響である。多部門・多次元の関係者による方法が重要であることは、調査研究やプログラム評価を通してますます明らかになっているものの、この分野で長期的に調達できる資金が不足しているため、多部門・多次元の関係者がかかわる方法を実施したり、得られた教訓を推し進めたりするのが困難になっている。複数の戦略を結合させ、さまざまな関係者を集めて、女性と女兒に対する暴力の多くの原因と結果に一貫した方法で取り組むプログラムに、長期的に投資するのは不可欠なのである。

32. 2012年、信託基金はその特別テーマ期間を通し、さまざまな「国際学習イニシャティヴ」を引き続き支援した。信託基金は、第16期助成金授与期間に、紛争下、紛争後、および暫定状況下にある女性への暴力に取り組む特別テーマ期間を設けた。こうした特別テーマ期間は、女性や女兒に対する暴力撤廃の分野を進展させるうえで戦略的に重要な地域で知識を生み出したり行動を喚起したりすることに、特に関係がある。

33. 信託基金は、女性に対する暴力とHIV/AIDSという双子の病に取り組む特別テーマ期間も引き続き存続させ、証例に基づいたプログラム活動の規模拡大を図っている。信託基金は2012年に、女性に対する暴力とHIV/AIDSが重なり合う問題に取り組むうえでの効果的な方法について、指針書を作成した。指針書が強調したのは、介入行動に長期にわたり投資し、女性と女兒に対する差別や彼女たちに有害な規範に立ち向かうことこそ、暴力ゼロ・HIV/AIDSゼロの未来を作る道筋だというメッセージだった。指針書は、2012年7月にワシントンD.C.で開催の国際エイズ会議中、世界保健機関(WHO)とUN-Women共催の会合にて発表された。

34. 信託基金は2012年、受託団体が効果的な監視・評価活動を行なえるようその能力を開発する取り組みを強化するとともに、信託基金全体の知識獲得・普及活動の過程を改善する取り組みも強化した。信託基金は受託団体に対し、プログラム案作成段階に始まる技術的なフィードバックを行ない、受託団体が監視・評価計画を作成し実施する際も引き続き支援を行なった。信託基金はまた、証例に基づいたプログラム作りや監視・評価活動に関する能力開発研修の対象を、近年助成金を受けるようになった受託団体にまで拡大した。信託基金は5日間にわたる能力養成ワークショップをメキシコ市で開催、全部で14の団体が出席した。同ワークショップは、新規の受託団体が、確かな知識に基づいた最善のプログラ

ム計画とはどのようなものか概観できる内容となっていた。同ワークショップは関係者を一堂に集めたが、各自がそれぞれのプログラムへの理解をさらに深め、確かな知識に基づいた各自の方法はどうしたら強化できるのか確かめることができた。

## V. 新しいパートナーシップ，主体性，公約の拡大を築く

35. 女性に対する暴力撤廃の分野で、確立された行為者とあらたな行為者との幅広い基盤の参画の動員は、2010年から2015年までの信託基金の戦略計画の重要な柱である。信託基金は、システムをまとめ、事業活動・意思決定・プログラム実施の段階での調整を確保することにより、国連の“Delivering as one(一体となって約束を果たす)”イニシアティブに積極的に貢献している。事業活動とプログラム管理レベルでは、国連システム参画の第一義的な手段は、14の地方の機関間プログラム諮問委員会と信託基金の世界プログラム諮問委員会より成る。世界プログラム諮問委員会は、戦略的優先事項と助成金授与と問題に関して信託基金に助言している。小地域機関間プログラム諮問委員会は、女性に対する暴力撤廃と国内優先事項に向けた既存の国連努力との相乗作用を確保している。分権化した幅広い参加型構造は、資金の配分が多様な国や地域の能力とニーズに一致することを保障しており、それによって、国内の優先事項と状況への信託基金の全体的な関連性を推進している。2012年の助成金授与サイクルで、信託基金は、全プロセスを通して、105名の個人と17の国連システムの団体の参画を記録し<sup>138</sup>、これは、信託基金の作業とミッションへの全国連システムのコミットメントを説明しており、開放的で、透明性があり、参加型でシステムをまとめる基金の能力を示している。同様に、全世界での女性に対する暴力の撤廃のための戦略に関する開放的な討議のためのプラットフォームを生み出す能力を強調している。

36. 信託基金は、国連国別チームから外れて、合同プログラムも支援しており、それによって、女性に対する暴力撤廃のために、国レベルで、国連システムの相乗作用のある、調整された、集団的努力に貢献している。2008年以来、信託基金は、50の国別チームから合同プログラムの提案を受けており、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、エクアドル、インドネシア、メキシコ、ネパール、パナマ、セルビア、スリランカ、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイで、総額1,260万ドルの投資をして、13のそのような合同プログラムを現在支援している。信託基金の対象を絞ったプログラム支援は、国レベルの機関が組織的で、調整された、包括的なプログラム形成のための国連システムの集団的知識と経験を集める重要な奨励策として役立っている。合同プログラムは、暴力に対する多部門的で包括的な対応を推進し、制度やメカニズムの設立で各国政府を支援することに重点を置いている。

37. 信託基金は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との密接な協働と人権理事会によって設立された特別手続メカニズムのマנדートへのその支援を継続している。OHCHRの国別事務所は、プログラム実施のあらゆる段階で、人権の視点の統合を確保するために、受託団体と密接に協力している。信託基金の毎年の提案の呼び掛けは、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者による勧告の実現におけるギャップに対処するために活動している団体からの提案を勧誘している。信託基金は、提出される提案が、安全保障理事会決議1325号(2000年)、1820号(2008年)、1888号(2009年)の実施におけるギャップに対処することを保障するために、紛争・紛争後・移行の場での女性と女兒に対する暴力に関する新しい特別なテーマ別窓口の開発中に、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所にもかかわっている。この協働は、この重点領域内で支援されるプログラムの実施を通して継続するであろう。信託基金は、その5つの重要な成果の一つである紛争・紛争後の状況での性暴力への対処を対象にすることにより、事務総長の団結キャンペーンも支援している。

<sup>138</sup> 2012年に、世界・小地域レベルでのプログラム諮問委員会の会合には、国連食糧農業機関(FAO)、アフリカ経済委員会(ECA)、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国際労働機関(ILO)、人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連人口基金(UNFPA)、国連近東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)、世界保健機関(WHO)、世界食糧計画(WFP)、世界銀行、紛争中の性暴力禁止国連行動、紛争中の生保暴力に関する事務総長特別代表事務所が含まれた。プログラム諮問委員会は、女性世界リーダーシップ・センター、イクオリティ・ナウ、開かれた社会研究所、国際移動機関(IOM)及びその他からの代表者を含めたNGO、政府間機関の主導的代表的及びその他の世界・現地レベルの専門家よりも成っていた。



38. 2012年6月に、第66回総会議長のMr. Nassir Abdulaziz Al-Nasserは、信託基金への支援を強化し、UN Womenの作業を祝う目的で、総会ホールで文化行事を開催した。この行事を通して、総会は、女性に対する暴力をなくすという大義と国連システムに代わって行動を起こす信託基金のマンデートへの公約を再確認した。特別行事に続いて、公約の強化とパートナーシップが、アフリカ、ラテンアメリカ、アラブ諸国からの初めてのドナーの寄付によって説明された。

## VI. 2012年助成金授与サイクル

39. 信託基金の毎年の提案の呼び掛けは、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処することを中心とした応募を勧誘する。開放的で、公正で、透明性があり、競争的で、メリットに基づくプロセスの核心となる原則が維持されることを保障する際に、信託基金は、6か国語で利用できる提案の呼び掛けを行い、英語、フランス語、スペイン語での応募を勧誘する。信託基金は、多部門的取組と様々な関係者、証拠に基づく介入、監視と評価への意味ある投資、知識と学んだ教訓を文書化するシステムの間の協働を示す応募を優先する。持続可能性を育成する国の能力の開発を強調しつつ、成功したイニシアティブを規模拡大するための可能性も強調する。

40. 信託基金からの助成金に対する需要は、過去5年にわたって急激に増加している。その第16回助成金授与サイクル中(2011年~2012年)に、信託基金は、助成金応募で要求された総額の1%未満しか応えることができなかった(総要求額は10億6,000万ドルにのぼった)。いかなる年でも、信託基金は、女性と女兒に対する暴力に対処する資金の要求額の5%未満しか応えることができないでいる。

41. 2012年に、19か国の12のイニシアティブに、新たな助成金として840万ドルを授与した。第16回助成金授与サイクルで配分された助成金は、2012年から2015年までに190万人以上の受益者に届くものと期待されている。2012年に配布された助成金の最大の数は、ラテンアメリカ・カリブ海地域に行き、アフリカ、アジア太平洋、欧州と中央アジア、地域間プログラムがそれぞれ同数の助成金を受け、これにアラブ諸国が続いた。助成金配分の価値の点では、ラテンアメリカ・カリブ海からのプログラムが最大の資金を授与され(23%)、これに地域間プログラムが続く(20%)、アフリカ(18%)、欧州と中央アジア(15%)、アジア太平洋とアラブ諸国(それぞれ12%)という順であった。新しい受託団体の大多数(75%)が市民社会団体であり、政府機関(17%)と国連国別チーム(8%)がこれに続いた。

42. 信託基金に寄付をしている加盟国の数は、2011年の24か国から2012年には33か国とかなりの増加を示しており、1996年の信託基金設立以来寄付をしている加盟国の最大数に達している。その寄付を通して、信託基金は、女性に対する暴力撤廃のための努力の推進への国際社会の公約のバロメーターとして役立っている。これら新しいパートナーシップは、信託基金の助成金授与サイクルのために2015年までに年間1億ドルを集めるための団結キャンペーンを通して事務総長によって定められた目標の達成に向けた一歩を表している。その第16回助成金授与サイクルのために、信託基金は、オーストラリア、バハマ、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、クウェート、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、オマーン、パキスタン、南アフリカ、スイスという17の加盟国の寛大な支援から利益を受けた。2012年に、ジョンソン&ジョンソンは、信託基金の主導的な民間セクターのパートナーであり、一方、国連連邦貸付ユニオンは、基金にその2回目の寄付を行った。非営利セクターからは、ゾンタ・インターナショナルが、連続8回の寄付をして、信託基金の大義へのその公約を再確認しており、一方、国連女性平和イニシアティブと世界平和連盟は、2012年にその初めての寄付を行った。基金の作業は、オーストラリア、フィンランド、アイスランド、日本、英国のUN Women国内委員会によっても支援を受けた。世界中で、コミットした個人も、その寄付を通して、信託基金の大義を理解して支援している。

43. 2012年に授与された助成金は、信託基金の過去の助成金の業績とパートナーを組んでこれを土台にしている受託団体もあれば、以下の例に示されているように、この分野での新規の取組と学習で新境地を切り開いている受託団体もある状態で、信託基金によって明らかにされたテーマ別の優先領域に沿う活動を支援し続けている:

(a) Concern Worldwide という団体は、効果的な意識、防止、対応メカニズムを確立し、25の学校で、

女兒と危険にさらされている子どものための質の高い初等教育への平等なアクセスを推進するために、地方の NGO と政府機関とパートナーを組むことにより、マラウイの Nsanje 地区で学校に関連するジェンダーに基づく暴力を減らすために活動する。パプアニューギニアでは、地方の女性の権利団体である変革の声が、州で依然として広がっている女性に対する多くの形態の暴力に対処するために、新たに設立された Jiwaka 州のための付則を作成する際に、地方自治体を支援する。

(b)5 つの新たな受託団体は、女性に対する暴力に対処する地方及び国内法、政策、行動計画の強化に重点を置く。ペルーでは、DEMUS が、女性サヴァイヴァーに保護と賠償を提供することに責任を有する司法官の能力を強化することにより、性暴力事件のための新しいペルー刑事訴訟法の改善された適用を求めることにより、法改革のための成功したアドヴォカシーの記録を土台とする。ブラジルでは、専門の学校カリキュラムと同盟者としての教員のかかわりを通して、女性に対する暴力の原因に対処することにより、第一義的防止を優先して、女性省が、国のジェンダーに基づく暴力国内行動計画の実施に向けた努力を指導する。アルメニアの女性リソース・センターは、監視メカニズムの開発を通して、法改革・政策改革に関する勧告を関連政府機関に提供することにより、2011 年から 2015 年までのジェンダーに基づく暴力と闘う戦略的行動計画の実施に対する政府の説明責任を推進する。セルビアの国連国別チームは、一連の防止・保護措置を通して、家庭及び親密なパートナー関係における女性に対する暴力防止・撤廃 2011 年国内戦略に沿って、女性に対する暴力に対処する調整された制度的対応の実施に貢献する。カーボヴェルでのジェンダー平等推進機関は、暴力の防止と政府と NGO の調整された制度的対応に重点を置いた 2011 年ジェンダーに基づく暴力法の実施の先頭に立つ。

(c)信託基金は、350 万ドル近くをこれら重要なイニシアティブに授与し、リビアにおけるプログラムに初めて助成金を提供して、2012 年に紛争・紛争後・移行の場で 4 つの新しいプログラムを支援している。国際医療団は、ジェンダーに基づく暴力が、リビアの現在の移行期中に、地方および国内当局によって適切に対処され、優先されていることを保障するために活動する。国際医療団は、サービスと政府と地域社会を基盤としたサービス提供者の調整能力を高め、国全体で 5 つの重要な施設で、ジェンダーに基づく暴力の指導原則と心理的救急措置に関して人々を訓練する。ジェンダー正義のための女性イニシアティブは、国際刑事裁判所が継続する捜査を行っている 4 つの武力紛争・紛争後の場の状況で、ジェンダーに基づく犯罪に対する説明責任の問題に対処する。受託団体は、ジェンダーに基づく犯罪に関する信頼できるデータを生み出すために、文書化プログラムを行う地方の能力を強化する。国際移行司法センターは、移行司法メカニズムが、国の政策策定者及び移行司法措置の立案にかかわっているその他の人々に技術支援と訓練を提供することにより、6 つのプログラム国で、ジェンダーに基づく暴力の被害者の特別なニーズに対処するために立案されることを保障するために活動する。タイでは、国際救援委員会が、タイ/ミャンマーの国境沿いの 2 つの難民キャンプで、サヴァイヴァーのニーズに対処するためのサヴァイヴァーを中心とした多部門的取組を通して、地方のコミュニティを基盤とする団体がこの取組の指導者となる手助けをすることにより、人道的状況でのジェンダーに基づく暴力のためのサービス提供へのすでに証明された取組を規模拡大する。

## VII. 前進の道

44. 信託基金が、その 17 年目の助成金授与に近づくにつれて、女性に対する暴力撤廃に向けた一致した努力のための世界プラットフォームを、加盟国、市民社会団体、国連システムに提供し続けるであろう。助成金を通して、信託基金は、世界中の女性と女兒の生活を改善する質の高い、証拠に基づくプログラムを支援し続けるであろう。信託基金は、この分野での新しい考え、戦略的行動のための支援の源、新たな最高の実践例に関する知識の中核のための触媒であり続けるであろう。現地で受託団体によって生み出される知識に基づいて、信託基金は、女性に対する暴力をなくす包括的対応を可能にする世界的取組の必要な構成要素に光を当て続けるであろう。

45. 信託基金からの助成金に対する増加する需要に応えるために、必要な資金と注意が得られることを保障する努力が倍増される。2012 年 12 月現在、オーストラリア、オーストリア、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、カザフスタン、トルコ、米国の各国政府は、ドイツ及びオランダ政府からの正式の約束と共に、信託基金の第 17 回助成金サイクルに寄付を行っている。

46. 国内法・政策・行動計画実施のギャップを埋めることが、信託基金の提案の呼び掛けの全体的な枠組であり続けるであろう。特に、信託基金は、既存の開発プログラム形成によって依然として資金提供が不足し、サービス提供が大きく遅れている作業の領域を支援することを求めるであろう。若い時に暴力にさらされることが破壊的で、生涯にわたる身体的・精神的健康の結果を招くことを仮定して、2012年11月に始まった提案の呼び掛けには、思春期の若者と少女に対する暴力に対処することへの特別な重点領域が含まれていた。これは、2012年10月11日に祝われた初めての国際女児の日を利用するものであり、女児の人権を尊重し、保護し、実現することへの公約を強化するものとなろう。この領域の助成金授与は、思春期の若者と少女に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力・虐待・搾取を防止し、これらから保護し、暴力を経験する女児が重要なサービスを受け、司法にアクセスすることを保障することに重点を置いている。これには、学校に通っておらず、婚姻によって孤立し、「目に見えない」家事労働者である女児のような、暴力の危険に最もさらされている者に対する暴力に対処することが含まれている。この資金提供の窓口は、信託基金が、彼女たちのニーズに対処し、対応する統合された介入を通して、思春期の若者と少女の権利を推進することに献身している NGO、各国政府、国連国別チームに大変に必要とされる資金と支援を提供することができるようにしている。こうすることによって、この新しい受託団体は、最高の実践例に関する重要な知識も生み出し、他の状況で規模拡大し見習うことのできるモデルも明らかにするであろう。信託基金は、2013年には、国連子ども基金(ユニセフ)、思春期の少女連合及びその他と、プログラム形成に関する情報を分かち合い、思春期の若者や少女との協力の広範な経験でパートナーのネットワークを拡大するために、密接に協力することを構想している。

47. 10の紛争・紛争後・移行の場で活動している新しい受託団体のグループが、そのプログラムの実施中に得た経験と学んだ教訓を分かち合うために招かれるであろう。助成金サイクルの終わりに、プログラム評価に基づいて、信託基金は、知識を普及し、紛争・紛争後・移行の場でのジェンダーに基づく暴力に対処する際の好事例を概説する政策文書を作成するであろう。事例研究も、このジェンダーに基づく暴力のプログラム形成の領域での有望な慣行を明らかにするために開発されるであろう。女性に対する暴力と HIV/エイズとの重なり合いに対処するために活動している受託団体に関しては、信託基金は、パートナーに専門的な技術支援を継続して提供するであろう。

48. 信託基金管理者としての UN Women の後援で、WHO、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、ユニセフ、UNDP、UNFPA、国際労働機関(ILO)、OHCHR、イクイティ・ナウ、女性世界リーダーシップ・センター及び地域委員会を含む基金の世界プログラム諮問委員会を形成している国連団体及び市民社会団体は、信託基金によって支援されているプログラムから学んだ教訓を文書化する際に、密接に協働している。この協働と調整は、2015年以降の開発アジェンダの核心的部分として、また、ジェンダー平等を推進し、女性の人権を推進し、地域社会全体をエンパワーする際の重要な力として、女性に対する暴力撤廃の統合を確保しようとして努力して、2013年以降も継続するであろう。

\*\*\*\*\*

(西文字 訳)

## 婦人の地位委員会議長宛て経済社会理事会議長よりの 2012年11月29日付書簡(E/CN.6/2013/9)

2012年12月10日

2012年7月に開催された経済社会理事会の2012年高官セグメントは、失業、生産能力、最低限の社会保護、開発協力の領域に重点を置くことにより、世界的な就職危機に対処する方法を検討いたしました。合意を推進し、討議を促進することにより、理事会は、現在の就職危機と包摂的で持続可能な開発を求めて努力する目下の必要性との間の関連性に新たに重点を置くことにいたしました。従って、高官セグメントの閣僚宣言(A/67/3、第III章、パラ139を参照)は、世界的な就職危機に対処する国際社会による即座の集団的行動の必要性を強調いたしました。

経済社会理事会は、参加者たちが開発統合力をさらに高める方法のみならず特別な新たな課題に応えるための実際的な勧告を提案する 2 国間開発協力フォーラムも開催しました。

経済社会理事会 2012 年会期の事業活動セグメントは、2012 年の総会の 4 年に 1 度の包括的政策見直しを中心とし、ほとんどすべてのプログラム国が、同時に十分な柔軟性を維持しつつ、国レベルでプログラム形成手段をさらに整理統合して調和させることを要請しました。その事業慣行を簡素化して調和させることも国連開発システム全体に要請しました。

経済社会理事会 2012 年会期の人道問題セグメントでは、理事会は、今後の危機に速やかに対決する能力を改善する方法に触れるのみならず、世界で最も恐ろしい緊急事態にスポットライトを当てることに成功しました。さらに、経験主義をもっとしっかりと意思決定とパートナーシップに統合することにさらなる重点を置き、国連システムによる南スーダンへの、統合され統合力のある調整された支援の実施に関する事務総長の初めての報告書を討議しました。

最後に、経済、社会、環境及び関連分野のすべての主要な国連会議と首脳会合の統合され調整された実施に特別な注意を払うというその機能を効果的に果たすことができるように、国連持続可能な開発会議のフォローアップと作業方法を含めた理事会の強化に注意が払われました。

閣僚宣言に加えて、経済社会理事会会期で総計 33 の決議と 44 の決定が採択されました。機能委員会に関連性のあるこれら決議のリストが準備されています(付録を参照)。

検討と行動(もし必要ならば)のためにこのリストが婦人の地位委員会のご関心を引けば大変ありがたいと存じ、この点での皆様方の継続するご支援と協働に感謝申し上げたいと存じます。

(署名) Miloss Koteree

## 付録: 関連国連機関による行動を求める経済社会理事会 2012 年会期採択の決議

### 婦人の地位委員会によるフォローアップを必要とする決議

2012/25: パレスチナ女性の状況と支援

### 機能委員会による行動を要請する決議

2012/26: 2011 年から 2020 年までの 10 年間の後発開発途上国行動計画

2012/27: 人間居住

2012/30: 決議 61/16 を含めた関連国連決議に照らして、主要国連会議及び首脳会合の成果の、統合され調整された実施とフォローアップにおける経済社会理事会の役割

E/HLS/2012/1: 「ミレニアム開発目標を達成するためのあらゆるレベルでの包摂的で持続可能で公正な経済成長の状況で、貧困を根絶するための生産能力、雇用、ディーセント・ワークの推進」と題する経済社会理事会 2012 年高官セグメントの官僚宣言

2012/2: 教育に関する国際的に合意された目標と公約を実施する際の国連システムの役割

2012/3: 国連の緊急人道支援の調整の強化

2012/4: タバコ抑制に関する国連システム全体にわたる統合力

2012/5: 情報社会世界首脳会合の成果の実施とフォローアップにおいて遂げられた進歩の評価

2012/8: アフリカ開発ニュー・パートナーシップの社会的側面

2012/9: 貧困根絶

2012/10: 国際家族年 20 周年の準備と遵守

2012/11: 開発アジェンダへの障害の主流化

2012/21: ハイチ特別諮問グループ

2012/22: 国連関係の専門機関と国際機関による非自治地域への支援

2012/24: 国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化

2012/26: 2011 年から 2020 年までの 10 年間の後発開発途上国行動計画

2012/27: 人間居住

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

## 持続可能な開発を推進し、ミレニアム開発目標を達成するための科学、技術、革新及び文化の可能性(E/CN.6/2013/10)

2012 年 12 月 10 日

### 事務局メモ

1. 2006 年 11 月 16 日の決議 61/16 で、総会は、経済、社会及び関連分野の主要国連会議の成果の実施とフォローアップにおけるシステム全体にわたる調整のための中心的メカニズムとしての役割を強化するために、経済社会理事会の新しい作業方法を採用した。この新しい作業方法の枠組み内で、総会は、理事会が高官セグメントの一部として年次閣僚レベルの見直しを開催することを決定し、この見直しに貢献するようその機能委員会に要請するよう理事会に求めた。経済社会理事会は、その 2008 年の会期で、それぞれのマンデートに従って、年次閣僚見直しに貢献するよう、特にその機能委員会に要請した(理事会決議 2008/29, パラ 8 を参照)。

2. 2013 年の経済社会理事会の年次閣僚見直しのテーマは、「持続可能な開発を推進し、ミレニアム開発目標を達成するための科学・技術・革新及び文化の可能性」となる。本メモは、このテーマに関連する婦人の地位委員会の最近の作業を強調するものである。本メモは、婦人の地位委員会の合意結論と討議の概要を土台とし、理事会の討議を豊かにし、2013 年の閣僚見直しのテーマに関連する審議と成果におけるジェンダーの視点への注意を強化できる問題を強調するものである。

3. 2013 年の閣僚見直しに特に直接的に関連するのは、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画」と題する第 55 回婦人の地位委員会で検討された優先テーマである。この会期の成果、特にその合意結論(E/2011/27, 第 I 章, セクション A を参照)には、その作業において経済社会理事会を導く以下の 6 つの領域の勧告が含まれていた: (a)国内法・政策・プログラムの強化, (b)教育へのアクセスと参画の拡大, (c)科学と技術の分野を含めたジェンダーに配慮した質の高い教育と訓練の強化, (d)教育から完全雇用とディーセント・ワークへの移行の支援, (e)科学・技術雇用における女性の引き留めと前進の強化, (f)科学と技術を女性のニーズに対応するものにする。これら領域は、科学と技術の持続可能な開発への貢献を高めようとするいかなる努力にも依然として関連性があり重要である。

4. 委員会の合意結論も、経済社会理事会が「持続可能な開発を推進し、ミレニアム開発目標を達成する

ための科学・技術・革新及び文化の可能性」に関する審議で検討したいと思うかも知れない科学と技術への女性と女児の平等なアクセスと参画を確保する様々な措置を提案した。これらには、科学教育政策とカリキュラムを女性と女児のニーズに関連するものにする事、女性と女児のために科学・技術キャリアの良好なイメージを推進すること、科学・技術・革新政策が、女性起業家が直面する制約に対処することを保障すること、科学・技術機関における意思決定への女性と男性の平等な参画を達成すること、科学・技術の調査と開発にジェンダーに基づく分析とジェンダー・インパクト評価の利用を奨励することが含まれる。

5. 第55回委員会の優先テーマに関する高官ラウンドテーブルと意見交換専門家パネルの司会者や議長の概要も、経済社会理事会が年次閣僚見直しで検討できる重要な状況を提供し、関連する問題を提起し、勧告を提供している(E/2011/27 及び E/CN.6/2011/CRP.3-5 を参照)。

6. 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女児のアクセスと参画に関する事務総長報告書(E/CN.6/2011/3)も、経済社会理事会が検討したいと思うかも知れない関連問題をカバーしている。例えば、この報告書は、ジェンダー平等と科学・技術が遠い問題と考えられるべきではなく、政策策定者が科学・技術・革新にジェンダーの視点を統合する際に、果たすべき重要な役割を有していると論じている。開発のために科学と技術の完全な可能性を備えさせるために、各国政府は女性が科学・技術の知識とスキルに平等にアクセスし、知識を開発し適用する際に平等に参画し、調査内容と技術開発と展開が女性と男性双方のニーズに対応することを保障すべきである。2013年閣僚見直しによる検討のためにこれら視点を包摂することは、ミレニアム開発目標に概説されているように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を促進する行動も確保しつつ、成果を強化するであろう。

\*\*\*\*\*

(房野桂 訳)

以 上